

第 57 回 CSW 記録

房野 桂 作成

2013 年 3 月 4 日(月)午前 第 1 回会議

開会ステートメント

1. **Marjon V. Kamara(リベリア)委員会議長**: 代表者たちは、今日、達成したことを示し、女性と女兒が未だに直面しているギャップと課題について率直に話すために集まった。最も重要なのは、世界中からの女性と女兒の結果を伝えるためにここにいるということである。

今年は、これまでも増して、委員会が女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に重点を置いているので、世界の眼は私たちに注がれている。すべての国々からの堅固で確固とした政治的コミットメントが、国々や地域に変革のための青写真を持ち帰るための明確な行動と同様に必要とされる。新しい、改善されたパートナーシップも、その共通の目標に向けて意味ある協力をするために必要とされる。

女性と女兒に対する暴力という害悪をなくす闘いは、いたるところのジェンダー平等運動の核心にある。そのような暴力は世界中で根強く続いており、私たちには行動する共通の責任がある。実際、今会期を準備した様々なフォーラムから、明確なメッセージが出てきている。つまり「女性と女兒に対する暴力の現在の状況は受け入れられない」というメッセージである。関係者は、共に解決策を見出し、変革をもたらすことができよう。

ある程度の進歩は遂げられたが、まだまだしなければならないことはたくさんある。今会期中に、委員会は女性と女兒に対する暴力をより効果的に防止する方法を調べるが、そのような暴力を非難して述べられた言葉が、女性の女兒の生活の本当の意味ある変革を生み出すために現地で新たな組織的な行動に変えられることを保障しなければならない。

2015 年以降の開発アジェンダを見通すと、重要なジェンダー平等問題が含まれることが極めて重要である。本会期の準備のための討議に続いて、このテーマは 2014 年の委員会の優先テーマとして重視される。委員会の以前の合意結論の実施における進歩を評価する際に、大きな前進が遂げられなければならない。それによって遵守に対する説明責任を強化しなければならない。委員会は、HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の責任の平等な共有において遂げられた進歩も調べ、障害が評価される。正式プログラムは、数多くのサイド・イベントによっても豊かになっている。

私たちはジェンダー平等が決して問題にならず、女性と女兒に対する差別と暴力が過去のものであるような世界を創造するという明確なマンデートを持ってここに集まっている。

2. **Ferit Hoxha(アルバニア)経済社会理事会副議長**: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する努力は、世界の経済・社会開発の中心である。実際、私たちは、平和と安全保障の維持のみならず、ジェンダー平等と人権と開発目標の実現との間の本質的な関連性を鋭く意識している。国連の作業は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対して行ったコミットメントのより断固とした、行動志向の維持される実施がなければ、あまり効果が上がらないものとなろう。経済社会理事会は、国連がこの領域での共通の責任に従う手助けをする際に、婦人の地位委員会を十分に認識している。この「触媒的役割」の一つの例は、理事会の年次閣僚見直しへの委員会のインプットであり、これは、今年は、「持続可能な開発を推進し、ミレニアム開発目標を達成するための科学・技術・革新及び文化の可能性」というテーマに重点を置く。委員会からの行動志向の勧告が 7 月のその閣僚審議と行動を豊かなものにするであろう。

今年から始めてこれから先、経済社会理事会は、国連システム内全体を通して、ジェンダー主流化の強化に関するものを含め、国連事業活動の 4 年に 1 度の包括的見直しに関する決議の規定の見直しと評価とジェンダー平等の結果に関するより統合力のある、正確で効果的な監視・評価・報告を提供する制度的説明責任メカニズムの改善に特別な注意を払うことになる。2015 年以降の開発アジェンダの状況で、重要なジェンダー問題を調査する計画について委員会を推奨し、そのようなアジェンダがアジェンダのあらゆる側面にわたってジェンダー平等と女性のエンパワーメントを統合するのみならず、ジェンダー平等の目標を要約するべきであることを強調する。ミレニアム開発目標の達成に重点を置き続ける

[テキストを入力]

ことも極めて重要である。

経済社会理事会の強化に関するいくつかの考えを共有するが、理事会は強いテーマ別重点領域を持つべきであり、その機能委員会と専門機関の専門知識をうまく利用すべきである。理事会は、国連持続可能な開発会議(リオ+20)で強調された持続可能な開発の3つの側面の統合に向かう目的で、これら委員会の作業を見直すこともできよう。例えば、婦人の地位委員会は、経済的・社会的・環境的問題のジェンダーの視点に重点を置き、理事会が持続可能な開発のより大きな枠組みにジェンダーの視点をいかに統合できるかに関して、明確な勧告と技術的ガイダンスを提供することもできよう。より強力な理事会は、政府間会議と機能委員会の合同会議に、議長たちをもっと組織的にかかわらせることになる様々な機関との定期的対話にかかわるべきである。

3. Jan Eliasson 国連副事務総長: 婦人の地位委員会は、女性のエンパワーメントのための世界的闘いのチャンピオンであり、その目的のために立ち上がる国連家族の「強力な腕」であるので、今日話すように招いていただいたことは大変な名誉である。1週間前、自分とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)事務局長は、韓国の、実際は北東アジアで初めての女性大統領の就任式に「特別な達成感を抱いて」出席した。

総会会議場への本日の参加者たちは、何年にもわたる甚だしい差別の不正の最前線におられたことを認め、この会議場で物事を成し遂げようとする熱意をすでに感じている。女性たちは反撃し、事務総長は、人権と持続可能な開発及びその他の領域に関する国連の作業の中心にジェンダー平等を据えることによって、この大義を導く際に女性たちと共に誇らしげに立っている。女性のエンパワーメントは、スピードを増しつつある。

しかし、女性に対する暴力は、生きるか死ぬかの問題であるので、私たちは共にもっと多くのことをしなければならない。何百万人もの女性と女兒が、難民キャンプや病院においてすら、この世界的害悪に苦しんでいる。ダルフルのキャンプでの女性たちまたは北部マリの女性たちからも言えることだが、彼女たちの話は息を呑むものであるが、彼女たちの精神は崩れていない。問題は最も安定した先進地域でも広がっている。

2月14日に、女性に対する暴力と闘うための「立ち上がる10億人」運動に参加したが、そこで、この行事の指導者は、毎日女性はそのパートナーによって殴打され、顔に酸を投げかけられ、市場に行く途中に公園で強姦されていると述べた。この指導者は、本日の参加者たちはこのすべてをあまりにもよく理解しているとこの状況を説明していた。

しかし、知っているだけでは十分ではなく、資金提供とカウンセリングが、被害者が命の埋め合わせができるようにするのみならず、悪影響を受けた人々に支援を提供することによりこの人権の甚だしい侵害を止める必要がある。私たちは被害者をエンパワーし、犯罪者を起訴し、心理状態の根本的変革の引き金を引かなければならない。女性に対する暴力は、何としてもなくさなければならない。そういった犯罪をめぐる恥が、加害者にのみ向けられるような文化が創造されなければならない。当局がその約束に対して説明責任を持たされつつあるのを目の当たりにして感謝している。

女性に対する暴力は戦争地帯と安定した地域社会にも同様に浸透している。国際社会は、女性に対する暴力にノーと言うよう男性・男児を奨励することを含め、あらゆる場所、あらゆるレベルで対応しなければならない。みんなに責任があり、みんな何かができるはずである。カメルーンの有名なサッカー選手を引用すると、「チャンピオンになれ。女性に対する暴力をなくせ。それだけのことさ。」

2015年の女性に対する暴力をなくすための団結の終わりまでに、女性に対する暴力をなくす勢いが、未来にまで十分に広がっていかなければならない。衛生に関するミレニアム開発目標は、軌道を外れ、25億人の人々にトイレがなく、その多くは女性であり、彼女たちの地域社会の外でプライバシーを探索さなくてはならず、これが彼女たちを危険にさらしている。平和の追求に対しても同じことが言える。女性たちは、紛争中に口では言えない残虐行為を受けることがあまりにも多い。性暴力の被害者は保護されなければならない。

世界中で、女性に対する暴力についてのショッキングな見出しが出るようになって1年になる。被害者とその家族、友人たちの苦しみを想像するよう各国代表に要請する。私たちは彼らのことを知らないかも知れないが、彼らは私たち人間家族の共通のメンバーである。私たちは彼らと共に苦しんでいる。私たちは私たちの怒りを行動につなげるために今日ここにいるのであり、すべての女性と女兒が恐怖と暴力のない生活への権利を有していることを宣言する。今こそ行動を起こす時です。仕事を始めましょう。

[テキストを入力]

議事事項目 1: 役員選出

議長は第 56 回・57 回会期の 2 年間の任期で以下のビューロー・メンバーが選出されたことを発表:

議長: Her Excellency Marjon Kamara (リベリア)

副議長: His Excellency Carlos Enrique Garcia Gonzalez (エルサルヴァドル)、Mr. Irina Velichko (ベラルーシ)、Mr. Filippo Cinti (イタリア)。Mr. Cinti は委員会報告者も務める。

議事事項目 2: 議事及びその他の組織上の問題の採択

委員会は、会期中に必要ならば変更があることを承知の上で文書 E/CN.6/2013/1 に含まれている暫定議事採択し、文書 E/CN.6/2013/1/Add.1 に含まれている作業組織を承認した。

委員会は、高官ラウンドテーブルの議長概要とパネル討論の司会者の概要が、UN-Women のウェブサイト上で閲覧できるのみならず、会期の報告書に反映されることで合意。

議事事項目 3: 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

議題導入ステートメント

1. Michelle Bachelet 事務次長・UN-Women 事務局長: 今会期はただのもう一つの会期ではなく、今年のはただのもう一つの年度ではない。過去数か月にわたって、女性・男性・若者は、教育へのアクセスを要求して撃たれたパキスタンの若い女性との連帯を含め、女性の権利を擁護して結集の叫びをあげて街頭に出て行った。実に、今会期の優先テーマが時宜を得たものであると言っても言い過ぎではない。誰でも暴力と差別なく暮らす権利を有しているからこそ、私たちは今日ここにいるのである。世界はもはや女性に対する暴力の社会的・経済的コストまたは苦痛と苦しみのコストを支払う余裕はない。

兵士によって強姦されたマリ北部の若い女性、ヴェトナムの経済的に搾取された女性、モルドヴァの人身取引された女性の話を含め、暴力・性的虐待・搾取の課題に直面した世界中の女性たちの話を共有する。暴力は止める必要があることを強調し、すべての関係者による強力なコミットメントを要請する。60 年以上にわたり、委員会は、女性の地位の向上と人権としての女性の権利の実現を推進して、私たちの後押しをしてきた。初めてドアを開いて以来、委員会は、NGO と女性団体の参加を歓迎してきたが、今年は記録的な 6,000 名の代表が市民社会から登録した。今会期は、女性に対する暴力をなくすことに関して開かれた最大の国際会議であるので、歴史的な重要性を持つ。この領域で進歩は遂げられたが、暴力は広がったままであり、刑事責任免除が例外としてよりもむしろ規範として残っている。

親密なパートナーからの暴力は、ある国々では女性の殺害の 40%から 70%を占めており、何千人もが女性性器切除の否定的影響を受けており、何百万人も女性が人身取引され、強姦は共通に戦争の武器として利用されている。女性に対する暴力はいたるところに現れ、これをなくすには、強力な司法と法の支配の鎖が必要であることを私たちは知っている。多くの場所にいる女性は、むなしく司法を求め、多くは、加害者が自由に歩き回っている間に罰せられている。この点で、世界的な怒りを買った 15 歳のパキスタンの少女 Malala Yousafzai に対する最近の攻撃事件を引用する。

私たちは、女性に対する暴力を防止し、撤廃するための強力で、行動志向の合意に達しなければならぬことを強調する。2 年前の UN-Women の設立で、国連システムは、女性に対する暴力をなくすことをその最優先事項の 1 つにした。最近 41 か国がその目標に向けて具体的なコミットメントを行った事務総長の暴力をなくすためのキャンペーンとあらたな"COMMIT"イニシアティブのみならず、女性に対する暴力をなくすための信託基金の作業のことも述べる。国連は、基準設定機関として、女性の参画と代表の点で実例によって指導しなければならない。しかし、その高官の参加はほんのわずか増加しただけであり、従って、専門レベルでさらなる同数が必要とされる。さらに、女性に対する暴力撤廃は、新しい開発枠組に含められなければならない目に見えない(ミレニアム開発目標)であることを強調する。

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2013/6)、今後の婦人の地位委員会会期のための優先テーマの提案(E/CN.6/2013/7)、暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応(E/CN.6/2013/3)及び女性と女兒に対する暴力の防止(E/CN.6/2013/4)を手短に紹介する。今後の行動のためのいくつかの重要な目標、国内法・政策・プログラムの実施の強化と防止にさらなる重点を置く必

[テキストを入力]

要性、暴力と差別が許されるものではないという強いメッセージを送る調整された戦略に向けた国際社会の間の強化された協力、包括的で多部門的なサービスの設立、現地でのプログラムの効果を確保する強力な監視と評価を含めた信頼できるデータも強調する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するための国際規範と基準を提供することは委員会にかかっているが、決められないことで進歩を妨げてはならない。世界中の人々が立ち上がっているのと同じように、私たちが立ち上がり、万人のための人権と人間の尊厳の実現を確保しようではありませんか。

2. **Nicole Ameline** 女子差別撤廃委員会議長: 女子差別撤廃委員会の報告書を紹介し、世界のすべての地域の国々の努力のおかげで、かなりの成果が上がったことを強調する。その進歩は、条約の締約国となった時に各国が受け入れた責務の直接的結果である。女性に対する暴力との闘いは、監視する委員会の存在理由の一部であり、その勧告における横断的テーマである。1992年の一般勧告第19号を想起するが、これはジェンダーに基づく暴力が女性の人権と基本的自由の享受を損ない、無にするものであると述べている。委員会は、女性に対する暴力に関する世界的実施計画の討議に参加する準備がある。

個人通報に関しては、昨年中に4つの事件に関する見解を採択したが、それらは国際的な女性の権利法制の創設にますます影響力があり、地域の人権裁判所で利用されつつある。女性と女兒は継続して公的・経済的・社会的生活のあらゆる領域で差別に直面しているが、彼女たちは、紛争・不安定・貧困の主たる被害者でもある。条約は、暴力から女性を保護するよう締約国に求め、ステレオタイプを克服することにより、「パラダイム・シフト」に強くコミットしている。

条約は、女性に対する差別を撤廃するための措置を採用する187の締約国の責務を確立しているので、女性の権利の推進における一里塚であり、人権・開発・エンパワーメントの文書である。実施を監視する際に、委員会は、締約国の法的枠組を強化するためのガイダンスを提供している。その状況で、特にニューヨークで委員会的手段と可視性を強化することが重要である。一つの年次会期は、継続して本部で行われるべきである。UN-Womenとの委員会の構造的つながりを新たにし、女性の権利と開発に関する行事を開催したいと思っている。

作業方法に関しては、委員会は条約機関専門家の独立性と公平さに関するガイドラインを有し、さらに国連条約機関制度の強化に関する人権高等弁務官の報告書でなされたいくつかの提案を統合している。委員会は、その総括所見の長さを減らし、委員会の作業が国内行為者によりアクセスできるようにするために、試験的に締約国との対話をウェブキャストすることも決定している。それでも、委員会は、各国報告書の積み残しに直面しており、その報告手続きの効率を高める方法と手段を見つけなければならない。委員会は、年次会議と選択議定書作業部会の時間の延長を求めることを決意している。

困難な特にそのような要求の財政的意味合いを認識して、そのような要求は、条約機関強化に関する総会の政府間プロセスに対する偏見なしに行われている。同時に、人権条約制度を効果あらしめる際の困難と、女性に対する暴力に関する新しい条約に関する現在の討議のような新しい人権条約の提案との間に矛盾がある。私の考えでは、それが規範的枠組みを分裂させることもある。委員会は、400以上の報告書を検討し、29の一般勧告を採択し、とりわけ紛争防止における女性に関するさらなる勧告を作成している。

2012年が委員会の30周年記念であったことを想起し、その専門家たちが、新たな視点と女性の権利の推進と保護を目的として、すべてのパートナーとの協力を大変重要視していることを各国代表に保証する。

公式文書(E/CN.6/2013/会議室文書1)

第51回・52回・53回女子差別撤廃委員会の成果

事務総長メモ

2012年12月3日

概要

本メモは、2012年2月13日から3月2日までジュネーブで、2012年7月9日から27日までニューヨークで、2012年10月1日から19日までジュネーブで開催された第51回・52回・53回女子差別撤

廃委員会の採択された決定を含めた結果を反映している。

I. 序論

1. 総会は、その決議 47/94 で、婦人の地位委員会に情報として会期の結果を時宜を得て伝えることができるように、可能ならばいつでも女子差別撤廃委員会の会期を計画するよう勧告した。
2. 第 51 回・52 回・53 回委員会は、それぞれ、2012 年 2 月 13 日から 3 月 2 日まで、2012 年 7 月 9 日から 27 日まで、2012 年 10 月 1 日から 19 日まで開催された。第 51 回委員会は、長く提出が遅れている以下の国々に、一定の期限までにすべての提出期限が過ぎている報告書を提出するよう要請し、報告書の受領がない場合には、最後の手段として、報告書がないままに女子差別撤廃条約の実施の検討を進めることを決定した：アンティグア・バーブダ(2014 年 8 月 31 日が提出期限である第 4 回から第 7 回までの合同定期報告書)、バルバドス(2014 年 3 月 2 日が提出期限である第 5 回から第 8 回までの合同定期報告書)、セントキッツ・ネヴィス(2014 年 5 月 25 日が提出期限である第 5 回から第 8 回までの合同定期報告書)、トリニダード・トバゴ(2015 年 2 月 11 日が提出期限である第 4 回から第 7 回までの合同定期報告書)。第 52 回委員会は、武器取引条約にジェンダーの視点が必要であるとの声明(付録 I)及びシリア・アラブ共和国の状況に関する声明(付録 II)を採択した。国別報告者の役割の強化に関する決定も採択し、国別説明メモ・テンプレートの採択(付録 III)もおこなった。委員会は、人権条約機関の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)(付録 IV)に関する決議も採択した。第 53 回委員会は、農山漁村女性に関する概念メモと司法へのアクセスに関する概念メモを支持し、2013 年 2 月の第 54 回委員会で司法へのアクセスに関する一般討論を行うことも決定した。さらに、委員会は、女兒の教育権に関する声明(付録 V)とマリ北部の女性と女兒の状況に関する声明(付録 VI)を採択した。
3. 第 52 回委員会は、人権高等弁務官事務所(OHCHR)とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の支援を受けて、30 周年記念行事を開催した。この行事には、上級国連職員、外交界や市民社会のメンバーを含め、500 名を超える人々が出席した。行事は Jan Eliasson 国連副事務総長、Michelle Bachelet UN-Women 事務局長、Dilma Rousseff ブラジル大統領(Eleonora Menicucci de Oliveira 女性政策大臣が代読)、Shanthi Dairiam アジア太平洋国際女性の権利行動監視機構の創設者・理事によって開会演説が行われた。女性の政治参画とリーダーシップに関するパネル討論がこれに続いた。OHCHR も「女性の権利のために働いて 30 年：1982-2012 年女子差別撤廃委員会」と題する行事のための記念出版物も作成した。もう一つの 30 周年記念行事が、OHCHR と国際フランス語圏団体の支援を受けて第 53 回委員会中に開かれ、上級国連職員、外交界と市民社会のメンバーを含めて 130 名以上の人々が出席した。康京和副高等弁務官、ジュネーヴ国連事務所への国際フランス語圏団体の Ridha Bouabid 大使が演説を行った。この行事は、2 つの高官パネルを特徴とした。最初のパネルは、フランス語圏アフリカの武力紛争及び紛争後の状況での女性の人権を中心とし、2 番目のパネルは、平和の強化における女性の人権の推進と保護の今後の見通しに関する討議に捧げられた。第 53 回委員会に続いて、トルコ政府が、寛大にも家庭・社会政策省が主催して、2012 年 11 月 1 日に、イスタンブールで 30 周年行事を後援した。開会式中に、副高等弁務官と Fatma Sahin トルコ家庭社会政策大臣が演説を行った。続いて 2 つの意見交換パネルが、選択議定書の下での委員会の法制のみならず現在作成されつつある委員会的一般勧告を中心とした。この行事には、約 150 名の政府の役人、市民社会等のメンバーが出席した。プログラム、ステートメント、記念出版物を含め、これら行事に関する追加の情報は、OHCHR がホストであるウェブサイト(www.ohchr.org)の委員会のウェブ・ページで閲覧できる。
4. 第 53 回委員会は、74 か国の締約国の代表と非公式会議を開催し、条約のより包括的な実施を達成する目的で関係者との協力、ニューヨークで年に 1 回委員会を開き続けることの重要性、選択議定書の下での個人通報や審問のみならず、条約機関強化の状況での建設的対話、総括所見のフォローアップと実施に関連する委員会の作業方法について説明した。
5. 委員会は 2012 年に開催された会期中にパートナーとのかかわりを継続した。第 51 回委員会は、人権理事会の文化的権利の分野の特別報告者である Fareeda Shaheed と会合を開いた。UN-Women の代表とも会い、UN-Women の支援を促進するために、一般勧告及びその他の活動に関連して長期的な企画と調整の必要性を話し合った。選択議定書の下での委員会の見解と委員会の総括所見に含まれている勧告の実施をどのように強化するかに関して、パブリック・ブリーフィングが、OHCHR とオープン・ソサ

[テキストを入力]

イエティ・ジャスティス・イニシャティヴによって開催された。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Rashida Manjoo と委員会委員の Dubravka Simonovic がパネリストを務めた。委員会はさらに教育世界キャンペーンの代表ともあったが、この団体は、教育におけるジェンダー差別：女性と女兒の人権侵害と題する報告書を提出した。

6. 第 52 回委員会は、Kamala Chandrakirana(議長)と法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の Eleonora Zielinska と会見し、後者から昨年の作業部会の活動に関する説明を受けた。重複を避け、一般討論の日への参加と委員会の一般勧告へのインプットの提供を含め、密接な調整と相互に強化し合う活動を確保する必要性に関して、討論も行われた。委員会は、地域における婦人の地位委員会プロセスを強化する活動のみならず、提案されている第 5 回世界女性会議と北京+20 の記念に関して、ニューヨークの婦人の地位委員会 NGO 委員会よりも説明を受けた。委員会は、ワシントン D.C. ジョーンズ・ホプキンス大学高等国際学部にある人権研究所の保護プロジェクトと連携して、条約第 6 条の状況で売春を目的とする女性の人身取引と搾取に関する意見交換パネルを開催した。保護プロジェクトの事務局長である Mohamed Mattar 教授、保護プロジェクトの様々な参加者、国際コンサルティング会社である世界法的戦略の弁護士であり、政策顧問である Denise Scotto、キリスト教兄弟投資サービスの社会的に責任ある投資のディレクター補佐の Julie Tunner、及び委員会委員の Naela Gabr が討論に参加したが、市民社会のみならず、国連代表部、国連計画・基金・機関を含め、100 名を超える人々をひきつけた。Nicole Ameline(委員会副議長)と Pramila Patten(委員会委員であり、紛争及び紛争後の状況での女性の人権に関する委員会作業部会議長)は、女性の人権、武器取引条約に関する UN-Women と様々な市民社会が後援するパネル討論並びにスイス国連代表部が主催した紛争・紛争後の女性の人権に関する一般勧告案に関するラウンドテーブル討議にも参加した。

7. 第 53 回委員会は、個人苦情手続きと「国連人権条約機関制度の強化」と題する人権高等弁務官報告書を討議するために、人権委員会と会見した。委員会は、人権への「レセプター取組」、特に国際人権責務を実施する際に特にアフリカとアジアの地方の社会機関の役割を討議するために、オランダのユトレヒト大学人権調査学部の代表と会見した。この取組は、個々の国々が国際レベルでその人権業績を強調することができるものである。委員会は、OHCHR の先住民族・マイノリティ課の代表と会見し、先住民族の権利に関する専門家メカニズムに関して説明を受けた。委員会は、司法と法的保護への女性のアクセスを制限する様々な障害を討議し、変革のための勧告を明らかにするために、国際法律家委員会とフリードリッヒ・エバート財団の代表者とも会見した。婦人国際平和自由連盟や世界 YMCA を含めた約 10 の NGO とも会見したが、ここで有害な慣行に関する一般勧告と紛争・紛争後の状況での女性の人権及びその他の協力の領域に関する討議が行われた。

8. 2012 年 10 月 19 日の第 53 回委員会終了の日現在、条約の締約国は 187、選択議定書の締約国は 104 であった。委員会の会議時間に関する条約第 20 条パラグラフ 1 の修正を総計 66 か国が受け入れた。修正を発効させるためには、条約締約国の 3 分の 2、言い換えれば、125 の締約国が事務総長に受け入れの文書を寄託することが要求されている。

II. 第 51 回・52 回・53 回委員会の成果

A. 委員会によって検討された報告書

9. 第 51 回委員会は、条約 18 条の下で提出された 7 つの締約国の報告書を検討し、それらに関する総括所見を出した。つまり、アルジェリア(CEDAW/C/DZA/CO/3-4)、ブラジル(CEDAW/C/BRA/CO/7)、コンゴ(CEDAW/C/COG/CO/6)、グレナダ(CEDAW/C/GRG/CO/1-5)、ヨルダン(CEDAW/C/JOR/CO/5)、ノルウェー(CEDAW/C/NOR/CO/8)及びジンバブエ(CEDAW/C/ZWE/C/2-5)であった。

10. 第 52 回委員会は、条約第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、それらについての総括所見を出した。つまり、バハマ(CEDAW/C/BHS/CO/1-5)、ブルガリア(CEDAW/C/BGR/CO/4-7)、ガイアナ(CEDAW/C/GUY/CO/7-8)、インドネシア(CEDAW/C/IDN/CO/6-7)、ジャマイカ(CEDAW/C/JAM/CO/6-7)、メキシコ(CEDAW/C/MEX/CO/7-8)、ニュージーランド(CEDAW/C/NZL/CO/7)及びサモア(CEDAW/C/WSN/CO/4-5)であった。

[テキストを入力]

11. 第 53 回委員会は、条約第 18 条の下で提出された 5 つの締約国の報告書を検討し、それらについての総括所見を出した。つまり、チリ(CEDAW/C/CHL/CO/5-6)、コモロ(CEDAW/C/COM/CO/1-4)、赤道ギニア(CEDAW/C/GNQ/CO/6)、トーゴ(CEDAW/C/TGO/CO/6-7)及びトルクメニスタン(CEDAW/C/TKM/CO/3-4)であった。報告書がないままでの中央アフリカ共和国の検討のみならず、セルビアの第 2 回・3 回合同定期報告書の検討も第 53 回委員会に予定されていたが、延期されたことが告げられた。

12. 国連機関、専門機関、NGO の代表がこれら会期に出席した。締約国の報告書、委員会の問題と質問のリスト、これに対する締約国の回答、及びその導入ステートメントは、関連会期の下で委員会のウェブ・ページにポストされている。

13. 検討された締約国それぞれに関して、委員会は総括所見を採択したが(上記パラ 9-11 を参照)、これらもウェブサイトで見ることができる。

B. 条約第 21 条の実施に関連して取られた行動

14. 委員会は、2014 年 2 月の第 54 回委員会で、一般勧告が採択されることを期待して、第 51 回・52 回・53 回委員会の本会議で一般勧告案の検討を継続した。

武力紛争・紛争後の状況での女性の人権に関する一般勧告

15. 2011 年 7 月 18 日に開催された一般討論に続いて、OHCHR と UN-Women と連携して一般勧告の準備を任されていた作業部会は、一般勧告のさらなるインプットを求めるために地域協議会を開催した。協議会は、バンコク、アディスアベバ、グアテマラ市、イスタンブールで開催された。中東と北アフリカ地域でもう一つ協議会が予想されている。作業部会は、一般勧告の作成をさらに進めるために、の第 51 回・52 回・53 回委員会中に会議を開いた。

有害な慣行に関する合同一般勧告

16. 作業部会は、第 51 回・52 回委員会中に会議を開き、いくつかのパラグラフに関する草案作成を推奨した。子どもの権利委員会との合同作業部会は、第 53 回委員会中に会議を開き、一般勧告案の作成を継続した。第一回案が両委員会に 2013 年初めに配布されるであろう。

司法へのアクセスに関する一般勧告

17. 女性と司法へのアクセスに関する概念メモ案は、第 51 回委員会に提出された。これは、その後改訂され、第 53 回委員会によって支持された。委員会は、2014 年 2 月の第 54 回委員会で女性と司法へのアクセスに関する一般討論を開催することも決定した。

亡命と無国籍の状況でのジェンダー平等に関する作業部会

18. 作業部会は、一般勧告の作成をさらに進めるために、第 51 回・52 回・53 回委員会中も会議を開いた。委員会は、一般勧告に関するいかなる作業も委員会が別途定めない限り本会議の外で行われることも決定した。

農山漁村女性に関する作業部会

19. 農山漁村女性に関する作業部会は、第 51 回・52 回委員会中に概念メモ案を作成し、後にこれは第 53 回委員会で支持された。農山漁村女性に関する一般討論は、2013 年に開催されるものと予想されている。委員会は、一般勧告に関するいかなる作業も委員会が別途定めない限り、本会議の外で行われることも決定した。

気候変動と自然災害に関する作業部会

[テキストを入力]

20. 委員会は、この点での一般勧告を作成するために、第 52 回委員会で気候変動と自然災害に関する作業部会を設立した。委員会は、一般勧告に関するいかなる作業も、委員会が別途定めない限り、本会議の外で行われることも決定した。

教育権に関する作業部会

21. 委員会は、この点での一般勧告を作成するために、第 52 回委員会で、教育権に関する作業部会を設立した。委員会は、一般勧告に関するいかなる作業も委員会が別途定めない限り、本会議の外で行われることも決定した。

C. 委員会の作業を促進する方法と手段に関連して取られた行動

条約第 18 条の下での委員会の作業方法の強化

作業方法

22. 委員会は、条約機関強化プロセスのより幅広い枠組み内で、もっと効果的にその責任を果たすために、委員会の作業方法を洗練し続けるために、作業方法に関する常設作業部会を設立した。以前は、委員会は、その通報ガイドラインと締約国との先決的対話を改善する手段を取ったことがあった。委員会は、その総括所見も磨いた。委員会は、優先問題、締約国との建設的対話を強化するタスク・フォースの設立、国別報告者の役割の強化により重点を置くために、会期前作業部会の会議で採択された問題のリストに関連するいくつかの決定も行った。

23. 第 51 回委員会は、条約機関強化プロセスに関する討議を継続した。そのタスク・フォースの利用も見直したが、タスク・フォースは全体的に建設的なイニシャティヴで、より焦点を絞った建設的な対話とより良い時間管理という結果となっていた。第 52 回委員会は、国別報告者によって準備される国別説明メモを標準化するためのテンプレート案を見直した。第 53 回委員会はテンプレートを採用し、テンプレートが国別報告者の作業を促進し、調和させ、国別説明メモの首尾一貫性を確保する手助けとなるツールとして役立つであろうと述べた。委員会は、条約機関の強化に関する高等弁務官の報告書(上記パラ 7 を参照)に含まれている提案を含め、条約機関強化プロセスの討議も継続した。委員会は、人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドラインを原則として支持する決議を採用した。この討議は、手続き規則に関連する要素を組み入れる目的で、人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドラインの見直しを行うことを作業方法に関する作業部会に委託することを決定した第 53 回委員会で継続した。委員会は、その多くが委員会によって実施されたかまたは既に検討されている高等弁務官の報告書に含まれている提案の見直しを行うことも作業部会に委託した。

フォローアップ手続き

34. 第 51 回・52 回・53 回委員会は、フォローアップ手続きを継続し、総括所見のフォローアップに関する報告者の報告書を採用し、アルメニア、ベルギー、エクアドル、フィジー、マダガスカル、オランダ、ルワンダ、スペイン、ウルグアイのフォローアップ報告書を検討した。報告書は、「フォローアップ報告書」の下に、委員会のウェブ・ページにポストされている。

提出期限の過ぎた報告書

25. 委員会は、事務局が、報告書が 5 年以上提出期限の過ぎている締約国にできるだけ早く報告書を提出するよう組織的に思い出させるべきであることを決定した。提出期限が 5 年以上遅れている報告書を持つ締約国は、現在、アンティグア・バーブダ、バルバドス、クロアチア、朝鮮民主人民共和国、アイルランド、キリバティ、ラトヴィア、マレーシア、マリ、ミクロネシア(連邦国)、モナコ、フィリピン、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、ソロモン諸島、タイ、トリニダード・トバゴの 22 の締約国である。長く提出期限が過ぎている報告書に関しては、委員会は、最後の手段として、特定の期限までに長く提出期限の過ぎている報告書を受け取ることができないならば、報告書の提出がないままに締約国の条約の実施の検討に進むことを決定した。委員会は、報告書がないままに、セントヴィンセント・グレ

[テキストを入力]

ナディーン、セネガル、ソロモン諸島を 2013 年に、アンティグア・バーブダ、バルバドス、セントキッツ・ネヴィス、トリニダード・トバゴを 2014 年と 2015 年に検討することを計画している。提出され、検討が計画されている報告書の数によって証明されるように、事務局によって伝えられる督促状に国々に対応している。委員会には、最近、第 55 回委員会(2013 年 7 月)から第 59 回委員会(2014 年 10 月)までに検討が計画されている報告書が総計 40 本ある。

委員会の今後の会期の日程

26. 委員会は、第 54 回・55 回・56 回会期の日程を以下の通り確認した:

第 54 回会期

(a)本会議: 2013 年 2 月 11 日から 3 月 1 日まで、ジュネーヴ

(b)選択議定書の下での通報作業部会第 25 回会期: 2013 年 3 月 4 日から 7 日、ジュネーヴ

(c)第 56 回会期の会期前作業部会: 2013 年 3 月 4 日から 8 日、ジュネーヴ

第 55 回会期

(a)選択議定書の下での通報作業部会第 26 回会期: 2013 年 7 月 3 日から 5 日、ジュネーヴ

(b)本会議: 2013 年 7 月 8 日から 26 日、ジュネーヴ

(c)第 57 回会期の会期前作業部会: 2013 年 7 月 29 日から 8 月 2 日、ジュネーヴ

第 56 回会期

(a)選択議定書の下での通報作業部会第 27 回会期: 2013 年 9 月 25 日から 27 日、ジュネーヴ

(b)本会議: 2013 年 9 月 30 日から 10 月 18 日、ジュネーヴ

(c)第 58 回会期の会期前作業部会: 2013 年 10 月 21 日から 24 日、ジュネーヴ

今後の委員会会期で検討される報告書

27. 委員会は、第 54 回会期で、アンゴラ、オーストリア、キプロス、ギリシャ、ハンガリー、パキスタン、ソロモン諸島(報告書の提出がないまま)、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国の報告書を検討することを確認した。委員会は、第 55 回会期には、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、セルビア、英国の報告書も検討する。委員会は、第 56 回会期で、アンドラ、ベナン、カンボディア、コロンビア、モルドヴァ共和国、セントヴィンセント・グレナディーン(報告書の提出がないまま)、セイシェル、タジキスタンの報告書をさらに検討する。

D. 選択議定書の第 2 条と第 8 条から生じる問題に関して委員会が取った行動

28. 第 51 回委員会は、選択議定書の下での通報に関する第 22 回作業部会の報告書を支持した。委員会は、通報第 19/2008 号(*Cecilka Kell* 対カナダ事件)、通報第 25/2010 号(*M.P.M.* 対カナダ事件)、通報第 28/2010 号(*R.K.B.* 対トルコ事件)を決議し、これら通報に関して 2 つの見解と 1 つの不許可の決定を採択した。不許可の決定はコンセンサスで採択された。一人の委員が、通報第 19/2008 号に関して不賛成の個人的意見を提出する意図を表明し、一人の委員が、通報第 28/2010 号に関して賛成の個人的意見を提出する意図を表明した。

29. フィリピン代表部が、会期初めに伝えられたフォローアップ会議の委員会の要請に回答せず、前会期中に伝えられた同様の要請にも回答しなかったため、通報第 18/2008 号(*Karen Tayag Vertido* 対フィリピン事件)に関しては、第 51 回委員会は何のフォローアップ行動も行わなかった。

[テキストを入力]

30. 委員会は、選択議定書第 8 条の下での 1 つの審問の要請に関してタスク・フォースを設立し、条約に述べられているある権利の重大かつ組織的侵害を示す委員会が受け取った情報に関して、見解を提出するよう当該締約国に要請した。
31. 第 52 回委員会は、選択議定書の下での通報に関する第 23 回作業部会の報告書を支持した。委員会は、通報第 32/2011 号 (*Isatou Jallow 対ブルガリア事件*) に関して決議し、その通報の許容性とメリットに関する見解をコンセンサスで採択した。
32. 第 52 回委員会では、特別なフォローアップ行動は行わなかった。
33. 選択議定書第 8 条の下での審問に関しては、委員会は 1 つの審問を設立することを決定し、審問の 2 つの要請も受け、登録した。委員会は、国別訪問を含め、選択議定書第 8 条の下で生じる問題に関して、モダリティと手続きに関する背景文書を作成するよう、事務局に要請した。
34. 第 53 回委員会は、選択議定書第 8 条の下での通報に関する第 24 回作業部会の報告書を支持した。委員会は、選択議定書の下で提出された 2 つの個人通報に関連して決定を採択した。通報第 31/2011 号 (*VP. 対ブルガリア事件*) に関しては、委員会の見解がコンセンサスで採択された。通報第 38/2012 号 (*J.S. 対英国事件*) に関しては、委員会は、通報は認められないことをコンセンサスで決定した。
35. 委員会は、通報第 17/2008 号 (*Alyne Pimentel 対ブラジル事件*)、通報第 20/2008 号 (*V.K. 対ブルガリア事件*)、通報第 22/2009 号 (*L.C. 対ペルー事件*)、及び通報第 23/2009 号 (*Inga Abramova 対ベラルーシ事件*) に関するフォローアップの進捗に関して説明を受けた。委員会は、これら事件のフォローアップ対話を公開にしておくことを決定した。
36. 第 53 回委員会では、選択議定書第 8 条の下での特別な行動はとられなかった。

付録 1

2012 年 7 月 24 日に第 52 回委員会によって採択された武器取引条約のテキストにジェンダーの視点が必要であることに関する女子差別撤廃委員会声明

女子差別委員会は、女子差別撤廃条約の前文が、女性の実体的平等の享受を妨げる武力紛争に関連する特別な要因を強調しており、全面完全軍縮の必要性を繰り返し述べていることを想起する。

委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力が、男性と同等に権利と自由を享受する女性の能力を著しく妨げる差別の一形態であることを想起する。条約は、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的またはその他のあらゆる分野で、男性と同等にすべての人権と基本的自由の平等な承認、享受、行使を女性に保証している。

委員会は、国連で、法的拘束力のある武器取引条約を折衝する国際的努力を歓迎し、武器取引には特別なジェンダーの側面があり、平和・安全保障・ジェンダー平等を強化し、開発を確保する努力にとって遠大な意味合いを持つ女性差別とジェンダーに基づく暴力に直接的つながりを持つことを想起する。委員会は、女性が武器を使ったジェンダーに基づく暴力の不相応な悪影響を受けているので、武器、特に違法な武器の国際取引のジェンダーの側面を持つインパクトの可能性を認めるよう加盟国に要請する。

紛争の状況であろうと、紛争後の状況であろうと、通常兵器、特に合法的取引からはずれた武器を含めた小火器は、紛争関連の性暴力の被害者、DVの被害者、抗議者または抵抗運動の行為者としても女性に直接的・間接的影響を与えることもある。紛争時に、女性は、恣意的殺害、拷問、切断から性暴力・ジェンダーに基づく暴力に至るまで、様々な形態の暴力と虐待を受け、ますます故意の標的とされており、このような形態の暴力が、敵意がなくなった後でさえ根強く続いている。武器と弾薬の拡散は、これら残虐行為を永続化し、促進している。

[テキストを入力]

紛争中の女性の人権侵害と取り組み、紛争後の再建と政策策定への参画を推進するために、行動は、紛争とあらゆる形態の暴力の防止を中心としなければならない。そのような紛争防止には、既存のしばしば違法な小火器の出回りを適切に管理するのみならず、武器取引の活発で効果的な規制が含まれる。

委員会は、武器取引条約が単に武器取引の手続き上の権威だけに重点を置くことがないよう要請する。強力な武器取引条約は、より持続可能で安定した安全保障セクターの開発に貢献するように、武器と弾薬の拡散と違法取引によって引き起こされる人間の苦しみ、特に女性と子どもの苦しみを防止することをその主要な目的とするべきである。

委員会は、武器管理と国際取引の制限を通じた強姦及びその他の形態の性暴力を含め、女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止する文言が、前文、目標と目的、基準という武器取引条約の3つの部分のすべてに含まれることを要請する。

付録 II

2012年7月27日の第52回会期中に採択されたシリア・アラブ共和国の状況に関する女子差別撤廃委員会声明

女子差別撤廃委員会は、武力紛争によるシリア・アラブ共和国の女性の状況について深い懸念を表明する。

委員会は、民間人、特に女性に重大な悪影響を及ぼすシリアでの暴力を即時なくすことを要求し、シリアの女性との完全な連帯と支援を表明する。

委員会は、国際社会によって提供される人道支援を支持し、その強化を要請する。委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力を明らかにする目的で、すべてのミッションにジェンダー専門家を緊急に任命するよう国連機関に要請する。

委員会は、現在の紛争に関わっているすべての当事者に、人権と人道法、特に普遍的人権の不可譲、不可欠、不可分の部分である女性の人権の、国際的に認められた原則・規範・基準を尊重するよう要請する。

委員会は、特に、生命・安心・安全及び保健と緊急医療ケアへのアクセスへの権利を含め、すべての女性の権利を尊重し、武力紛争中のジェンダーに基づく暴力を防止するよう、現在の紛争に関わっているすべての当事者に要請する。

付録 III

国別報告者の役割の強化と第52回会期中に採択された国別説明メモ・テンプレートの採択

第50回会期で採択された決定に従って、国別報告者の役割を強化し、国別報告者の説明メモのテンプレートを開発するために、委員会は、テンプレート案を見直し、テンプレートが国別報告者の作業を促進し、調和させ、国別説明メモの首尾一貫性を確保する手助けとなる道具として役立つものとするという理解でこれを支持する。テンプレートが柔軟にモデルとして利用され、それぞれのメモの内容が国別報告者の裁量に任されていることがさらに理解されている。

付録 IV

第52回会期中の2012年7月27日に採択された人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)に関する決議

[テキストを入力]

女子差別撤廃委員会は、
人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)を検討し、
この点で人権条約機関の議長会議に、その作業に対して感謝を表明し、

委員会が、条約機関委員の独立性と公平性、独自の手続きの主人としての条約機関の自治を強く支持していることに留意し

この問題に関する委員会の長年の手続き・決定・慣行規則を想起し、

アディスアベバ・ガイドラインに述べられている提案を継続して討議しつつ、これを原則として支持する。

付録 V

第 53 回会期中の 2012 年 10 月 19 日に採択された女児の教育権の保護に関する女子差別撤廃委員会声明

女児と女性の教育権は、女子差別撤廃条約の下での締約国の中心的責務である。この責務は、ミレニアム開発目標を含む国連ミレニアム宣言及び世界教育フォーラムで採択された万人のための教育に関するダカール行動枠組のようなその他の国際人権文書のみならず、条約の第 2 条と第 10 条に述べられている。

教育への女児と女性の権利に関するもっともらしい世界的コンセンサスにもかかわらず、また、非識字の母集団は世界的に減ってはいるが、非識字は、特に世界のある地域では依然として女性化した現象である。2009 年に、学齢期の 3,500 万人の女児と中学校レベルの 3,700 万人の女児が学校に通っていない。長年のこの傾向の結果、報告されている基本的識字技術を欠いている 79,300 万人の成人のうち、50,800 万人(66%)が女性である。

従って、委員会は、女児の教育への権利を要請している 14 歳の女生徒である Malala Yousufzai が、パキスタン北西の国境地方でむごたらしく攻撃され、撃たれるという最近のパキスタンでの出来事に驚愕している。この出来事は、条約の第 2 条(a)と 10 条(b)に沿ってこの基本的人権を主張し、享受する際に極端な危険に直面する女児もあることをはっきりと示した。Malala は、今、ほかならず、大胆にもゆるぎない立場をとり、勇敢にこの重要な問題に関して発言したために、英国の病院で命を長らえるために闘っている。委員会は、女児の教育の若い提唱者としての Malala の前例のない役割を認め、パキスタン政府が 2011 年に国民平和賞を彼女に授与したことに留意する。

女児の教育権に関する Malala とその学友のアクティヴィズム、同様の差別と危険を経験したその他の数多くの女児のアクティヴィズムは、教育の分野で女児の自由なアクセスと選択肢を妨げる問題の最重要点、つまり現状を維持し、特に教育の分野と職場における男性の特権を永続化するために結び付く伝統的利益と動機に役立つ家父長制の根強さに対する深い理解を反映している。

委員会は、そのような暴力行為を非難し、罰し、世界のあらゆる地域で女児が教育への基本的人権を享受することができることを保障ために、家父長的障害と根の深いジェンダー・ステレオタイプを打ち壊すことを含め、必要なすべての行動をとるよう条約の締約国に要請する。

付録 VI

第 53 回会期中の 2012 年 10 月 19 日に採択された北部マリの女性と女児の状況に関する女子差別撤廃委員会声明

女子差別撤廃委員会は、武力紛争のために、北部マリの女性と女児の状況について深い懸念を表明す

[テキストを入力]

る。

委員会は、現在の危機で、重大かつ厳しいジェンダーに基づく暴力の被害者である民間人、特に女性と女兒に深刻な影響を及ぼしているあらゆる人権侵害を直ちに終結させることを要請する。

即決の刑の執行、切断、石投げを含め、極端な武装反乱グループにより国の北部で加えられつつある組織的かつ残酷、非人間的懲罰に加え、女性と女兒は、性暴力と搾取、強制結婚と強制移動の被害者でもある。さらに、雇用、教育、基本的社会サービスへのアクセスは、今この地域を抑えている極端な武装反乱グループにより著しく切り詰められている。

委員会は、人権と人道法の国際的に認められた原則、規範と基準、特に普遍的人権の不可譲、不可欠、不可分の部分である女性と女兒の人権に従って、マリの人道・人権危機に緊急に対処するよう、国際社会に要請する。

3. Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者：口頭による報告書を提示し、ウィーンでの世界人権会議によるウィーン宣言と行動計画の採択 20 周年が、女性の権利の分野での基準設定と監視に関連する重要なイニシアティブの引き金となったので、女性の人権のための一里塚であることを想起する。

過去 2 年にわたる作業を説明するが、2011 年に、女性に対する差別と暴力の重複し、重なり合う形態に関するテーマ別報告書を準備したが、暴力に関する人権の言説が、女性に対して行われる暴力と不可分であることを論じたものである。この報告書は、暴力を対人間暴力と構造的暴力に広がる連続体に位置付けるのみならず、すべての人権を普遍的で不可分であるとして扱う包括的取組を提案している。同じ年に、初めての文書による報告書を総会に提出したが、これは、国家がその責務に従おうとする努力には女性に対する暴力につながる個人と構造的原因に対処することが必要であることを論じたものである。

女性のジェンダー関連の殺害に関する 2012 年のテーマ別報告書は、親密なパートナーからの暴力または「名誉」の名の下での暴力の結果を含め、そのような行為を説明する用語の進展を見直し、問題の広がり分析するものである。そのような暴力は、構造的・制度的・対人間・個人的要因を含む、重なり合う同心円として理解できる。そのような殺害に対する刑事責任免除は、世界的な問題である。国家が、加害者に説明責任を負わせることができない時に、刑事責任免除は、暴力の標的の無力感を高めるのみならず、女性に対する暴力は受容でき、避けられないものとのメッセージを送る。そのような殺害を防止する包括的な取組は、捜査を行うすべての国の措置で強調されなければならない。

やはり 2012 年に、障害を持つ女性に対する暴力の問題に関する報告書を総会に提出したが、これは、このような女性はずべての女性と同じ形態の暴力の多くを経験するが、ユニークな原因と結果があることを論じたものである。障害を持つ女性は、DV の被害者になる危険がより高く、より長い期間虐待を経験し、よりひどい傷害を受ける。この報告書は、この問題に対処する際に、国家は、「脆弱性」の観点ではなくて「エンパワーメント」の観点を確保し、医療・慈善のモデルではなくて、障害の社会的モデルを適用しなければならないことを論じている。障害者権利条約の実施を評価することも難しかった。

今年の人権理事会へのテーマ別報告書は、女性に対する暴力撤廃に対する国家の責任に関する調査に重点を置くことになる。女性に対する暴力撤廃のためのツールとして、相当の注意義務基準の実施、適用、効果に関する国別の経験を収集する努力が継続中である。さらに、地域専門家会議も開催されている。2011 年の国別訪問に関しては、ヨルダン、イタリア、ソマリアを訪問したが、その報告書は、2012 年 6 月の人権理事会に提出された。今年、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、パプアニューギニア、ソロモン諸島への訪問に関する報告書を提出するつもりである。最近、4 月にインドを訪問する前向きの回答を得ており、南アフリカも、ここ数か月でミッションのための提案された日時を検討している。

最後に、差別に対する闘いにおいて、個々の女性と市民社会の飽くことのない努力に賛辞を贈りたい。国家は、暴力から女性と女兒を保護する責務があるが、その責任には、非国家行為者との協力と協働が含まなければならない。被害者から、学校・裁判所・シェルター・刑務所・病院・職場からの適切な対応の欠如に関して数多くの苦情を受けている。国際法の中の平等・非差別・信頼の原則は、説明責任が生じる規範的枠組を遵守する国家の責任を育てる。国家は、尊重し、保護する責任と完全な人権責務に応える手段を取らなければならない。

[テキストを入力]

一般討論

フィジー(G77/中国を代表)、チャド(アフリカ・グループを代表)、アイルランド(欧州連合を代表)、グァイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ウルグァイ(南部共通市場(MERCOSUR)を代表)、コスタリカ(中米統合制度を代表)、キューバ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ(CELAC)を代表)、インドネシア東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、ガンビア、ベルギー、エジプト

3月4日(月)午後 第2回会議

議事項目 3(継続)(a)重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施(i)優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

並行高官ラウンドテーブル

ラウンドテーブルA

開会の辞: 委員会議長(リベリア)

参加国: フランス、ポルトガル、トルコ、フィンランド、中国、ベルギー、スイス、ノルウェー、カザフスタン、ソロモン諸島、ガーナ、ブラジル、インド、バーレーン、デンマーク、ナイジェリア、モーリタニア、スロヴェニア、リヒテンシュタイン、ラオ人民民主主義共和国、南アフリカ、サモア、ウガンダ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、コートイヴォワール、ウルグァイ、フィリピン、スターダン、ギニア、スペイン、米国、ニジェール、ジャマイカ、パキスタン

参加オブザーヴァー: パレスチナ、欧州連合、国際赤十字赤新月社連盟、欧州会議

質問とコメントに対する回答と討議の概要: Ms. Lakshmi Puri UN-Women 副事務局長、Ms. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会議長

閉会の辞: 議長(リベリア)

ラウンドテーブルB

開会の辞: 副議長(エルサルヴァドル)

参加国: カナダ、オーストラリア、エジプト、ボツワナ、カメルーン、アンゴラ、イタリア、ニュージーランド、モロッコ、ポーランド、ジンバブエ、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、メキシコ、ロシア連邦、インドネシア、パナマ、チリ、ボリヴィア多民族国家、コスタリカ、エチオピア、カタール、ザンビア、グルジア、アルゼンチン、モザンビーク、カンボディア、エストニア、タイ、バングラデシュ、ベラルーシ、エクアドル、日本

参加国際団体: 国際労働機関(ILO)

質問とコメントに対する回答と討議概要: Ms. Kate Gilmore 国連人口基金副事務局長、Ms. Ivy Josiah マレーシア女性援助団体事務局長

議長概要(E/CN.6/2013/会議室文書 3)

1. 2013年3月4日に、婦人の地位委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に関する高官ラウンドテーブルを開催した。意見交換高官ラウンドテーブルは、国内の経験、学んだ教訓、好事例の分かち合いを中心とした。討議ガイドが意見交換対話のための枠組を提供した。

2. 高官ラウンドテーブルは、大勢の参加者の中で意見交換ができるように、2つの並行するセッションで開催された。Marijon V. Kamara 委員会議長と Carlos Garcia Gonzalez 副議長がセッションを司会した。会議は、女性に対する暴力の撤廃と防止に関する短いビデオの上映で始まった。総計 68名の政府代表が、欧州連合、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関の代表と並んでステートメントを行った。招待された国連システムと NGO の代表、つまり Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会議長、Lakshmi Puri ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関副事務局長、Kate Gilmore 国連人口基金副事務局長、Ivy Josiah 女性援助団体(マレーシア)事務局長及び女性・法律・開発アジア太平洋フォーラム地域協議会委員が、意見交換対話に応答した。

[テキストを入力]

3. 参加者たちは、委員会の優先テーマの検討を歓迎した。女性と女兒に対する暴力の撤廃は、世界・地域・国内レベルの優先問題であり続けている。その結果、イニシアティブの数と型はかなり増えており、好事例が明らかにされ、多様な関係者がかかわってきた。しかし、現在までに確立された進歩と業績にもかかわらず、女性と女兒に対する暴力は、依然として広がっており、平和時も紛争中もすべての国々と地域で起こっており、個人・家族・地域社会・社会で広範な人間の苦しみを引き起こしている。
4. 女性と女兒に対する暴力は、女性と男性との間の歴史的に不平等な力関係と組織的なジェンダーに基づく差別の表れである。参加者たちは、個人・家族・社会にとっての破壊的な結果を認め、この問題に対処するためにさらに多くのことをする必要あることを認めた。サイバー・ストーキングやサイバーいじめを含め、新しいテクノロジー及び電子手段を通して加えられる暴力のような、女性と女兒に対する暴力の新たな形態の出現には、新たな対応が必要である。高齢女性、移動・先住民族女性、障害を持つ女性、農山漁村地域と民族的マイノリティの女性、並びに紛争状況にある女性とレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー社会の人々を含め、あるグループの女性と女兒は、暴力の高い危険にさらされ続けている。
5. 広範な法改革・政策改革は、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するための強化された、より包括的な法的・政策的枠組という結果となっている。この状況で、女性の人権に関する国際・地域文書、特に北京行動綱領と女子差別撤廃条約遵守と、その規定を国内法と政策への組み入れの重要性が強調された。アフリカ女性の権利に関する人権・諸国民の権利アフリカ憲章の議定書及び女性に対する暴力とDVの防止と闘いに関する欧州会議条約のような地域協定の重要性も、参加者たちによって強調された。国内レベルでの実施には政治的意思が極めて重要である。情報の共有と好事例の交換も実施を強化する。
6. 好事例には、女性と女兒に対する暴力を禁止する国の憲法の規定、加害者の起訴と懲罰を要請し、被害者/サヴァイヴァーの支援と保護を義務付ける女性と女兒に対する暴力に関する包括的な法律、及び防止措置が含まれる。法律の中には、女性と女兒に対する重複する形態の差別に対処するものもあれば、親密なパートナーからの暴力、DV、セクハラ、人身取引、女性性器切除または子ども・早期・強制結婚のようなある形態の暴力を中心としているものもある。州や地方の規制が、実施を確保するために公布されている。国々は、女性と女兒に対する一つまたは複数の形態の暴力に関する規定を組み入れるために、刑法・家族法・労働法を含め、様々な型の法律を改正したり、修正したりしている。
7. 女性と女兒に対する暴力に関する献身的な政策・戦略・国内行動計画は、関連機関の間の調整を強化するための全体的な枠組を提供している。そのような多部門的計画が、長年設置されている場合もあり、以前の計画の実施から学んで教訓を考慮に入れて何回も更新されている。計画の中には、DVや人身取引、セクハラ、または女性性器切除のような特別な形態の暴力に対処しているものもある。その多くの形態と幅広いインパクトを仮定して、女性と女兒に対する暴力は、安全保障理事会決議 1325 号(2000年)の実施、及び経済的・社会的地位の向上に関する国内行動計画、並びに災害危険削減戦略でも対処されつつある。
8. 適切な法律と政策の重要性は認められているが、その効果的な実施と施行は、特に資金提供と能力に限られているときに依然として課題である。特に法律施行と資金提供の点での改善にもかかわらず、役人の側での差別的態度と司法への女性のアクセスに対する手続き上の障害が通報率の低さを継続して助長している。従って、ジェンダーに配慮した予算編成を通したすべての法律と政策の実施のための資金提供を確保し、法律執行担当官と司法官、保健ケア専門家、ソーシャル・ワーカーを含めた暴力に対応するすべてのセクターのすべての人々の組織的で維持される能力開発、法律と政策の実施を監視し、評価する部門間機関の設立と強化、実施の監視のための改善されたデータと指標の利用可能性を確保するために、さらなる努力が必要とされる。多くの国々は、専門の検事を任命し、専門の警察ユニットと警察のフォーカル・ポイントを創設しているが、暴力の被害者/サヴァイヴァーは、継続して暴力行為の通報を控え、賠償のためのメカニズムへの適切なアクセスを欠いている。この点で、市民社会及びその他の関係者とのパートナーシップで活動することが、調整され、維持される行動を確保し、女性に対する暴力を防止し、これに対処するためにあらゆるレベルでさらなる説明責任を推進することが極めて重

[テキストを入力]

要である。

9. 市民社会、特に女性団体は、女性と女兒に対する暴力という害悪に対処する際に、重要な役割を果たしている。高官ラウンドテーブルへの多くの参加者たちは、女性と女兒に対する暴力に対応し、防止する際の市民社会の貴重な役割、特に非常に必要とされるサービスを提供する際のその役割、国内行動計画、政策、戦略の開発への積極的にかかわり、並びにそのような計画の監視と評価におけるその積極的役割に対して感謝を表明した。

10. 女性と男性の差別とステレオタイプの役割につながる行為の社会的・文化的パターンが、女性と女兒に対する暴力の容認を合法化し、さらに悪化させ、その原因となることもあり、国々の中には、あらゆるレベルの政策・行動計画・プログラムを通してこれら問題に対処しようとしているところもある。女性と女兒に対する暴力を防止するために、根本原因が、社会、家庭、関係、及び個人といった多くのレベルで暴力が起こることを助長する様々な危険要因と共に、対処されつつある。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進、並びに貧困をなくすことが女性と女兒に対する暴力を防止しようとする努力にとって極めて重要である。

11. 現在までにいくつか有望な慣行があったという事実にもかかわらず、防止への取組はばらばらで間に合わせのものである。女性に対する暴力の根本原因とその可能性を助長する様々な危険要因との間の相互作用は複雑である。従って、女性と女兒に対する暴力の効果的な防止には、法改革・政策改革、制度的文化を変え暴力を防止し、対応するための制度的能力と多部門的調整の強化、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツを含め、すべての女性と女兒のその人権の享受の推進・保護・保障、暴力を大目に見たり、永続化したりする態度・信念・行動を変えることに社会のすべてのセグメントがかかわることを含む包括的で、調整された戦略が必要である。

12. 女性と女兒に対する暴力をなくす努力に男性・男児をかかわらせることが極めて重要である。男性・男児との協力が拡大し、世界中で強化されている。意識啓発と男性・男児を対象とした意識啓発努力、非暴力的男性のモデルと男らしさとマッジョ文化に関する新しい視点の育成、ジェンダー平等と女性の人権についての男性の教育、発達の重要な段階での若い男性と男児の指導といった行動が、ますます実施されるようになってきている。その他の努力には、女性と女兒に対して暴力を加えた男性・男児を対象とし、行動変容に重点を置いている。

13. 男性・男児と協力する際に進歩が遂げられているが、インパクトと持続可能性の点で努力は普通限られている。この課題に対処するために、参加者たちは、介入を組織的で、大規模で、調整されたプログラムに拡大することを要請した。男性・男児と協力している市民社会団体の能力を強化し、イニシアティブに多数の男性に届く広範な戦略が含まれていることを保障することも重要である。そのような作業は、ジェンダー平等を達成し、女性と女兒の人権を推進するという目標によって導かれるべきである。

14. 地域社会、伝統的・宗教的指導者とかがかわることは、女性と女兒に対する暴力の防止と対応にとって極めて重要である。女性性器切除や子ども・早期・強制結婚のような慣行をなくし、女性と女兒の正規司法制度へのアクセスを確保するために、伝統的・宗教的指導者とかがかわる努力が増えている。好事例には、良好な文化的慣行を推進し、女性を差別する慣行を撤廃する際に、専ら伝統的指導者と協力する省庁を含めた正規の政府機関の開発のみならず、この目的で宗教令を出すことにより、有害な伝統的慣行を根絶するために政府と協力するという宗教指導者によるコミットメントが含まれる。

15. 参加者たちは、女性と女兒に対する暴力を防止し、この暴力に対する意識を啓発し、そのような暴力を永続化する態度と闘う努力が重要であることを確認した。これには、一般の人々を対象にするものもあれば特別なグループの女性と女兒、若者、男性・男児に向けられるものもある国内キャンペーン、教育カリキュラムと教員訓練の変更、被害者・サヴァイヴァーにその権利と利用できるサービスについて知らせる出版物やウェブサイト、学校におけるテレビと演劇が含まれる。参加者たちは、この点で、女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて意識を高めることの重要性に留意した。メディアは、一般の人々の意識を高めるための重要なメカニズムとして引用されたが、参加者たちは、メディアが否定的なステレオタイプを永続化することもあることを懸念した。高官たちは、女性に対する暴力を非難する公的ステートメントをますます行うようになっており、これをなくすことを要請して

[テキストを入力]

いる。しかし、女性に対する暴力につながる態度や慣行は、継続して根強く続いており、沈黙の文化を永続化している。地方、国内、地域、国際というあらゆるレベルで、また、あらゆるセクターで、女性に対するあらゆる形態の暴力をなくすための指導力が、女性に対する暴力の社会的容認や共謀をなくすための維持される行動にとって極めて重要である。

16. 多くの参加者たちは、国内レベルで女性に対する暴力の被害者・サバイバーのための支援とサービスが増加していることを強調した。これには、シェルターと安全な家の設立、国内のホットライン、移動保健診療所、無料の法的サービス並びに住居と雇用へのアクセスが含まれる。病院やその他の独立した場所にあるワン・ストップ・センターを通して行われる統合され、調整された対応が効果的であることが分かった。法執行担当官による改善された対応が、女性被害者・サバイバーによる暴力の通報の増加につながっている。しかし、大勢の女性たちは、暴力の身体的・精神的・情緒的・社会経済的インパクトに対処するのに必要なサービスと対応を未だに利用できないでいる。これは、特に農山漁村・遠隔地域での利用可能性の欠如並びに特に重複する形態の差別を受けている女性と女兒にとってのアクセス可能性の欠如のせいである。すべての被害者・サバイバーが適切で調整されたサービスにアクセスでき、そのようなサービスと対応に十分に資金が提供されることを保障するためには、さらなる努力が必要とされる。

17. 強力な証拠基盤を編集することは、女性と女兒に対する暴力終結にとって極めて重要である。改善された質的・量的データと統計を含めた包括的で正確なデータは、われわれが女性と女兒に対する暴力の原因、結果、広がり理解し、適切な法律・政策・戦略を開発して実施し、その効果を監視し、評価できるようにするために必要である。信頼できるデータを収集する国の能力は、法執行機関との協働で、国内メカニズム、特に統計局の献身的な努力を通して高められてきた。しかし、女性に対する暴力に関する不適切なデータと統計が、依然として大きなギャップとなっている。定期的な国内調査を行うことを含めた学際的調査が、女性と女兒に対する暴力に関する証拠基盤を継続して広げ、強化するべきである。

18. 参加者の中には、第 57 回委員会の優先テーマは、2015 年以降の開発アジェンダに直接関連していることを指摘し、女性と女兒に対する暴力をなくすことがアジェンダの不可欠の部分となることを要請した者もあった。

3月5日(火)午前 第3回会議

議事項目 3(a)(継続)

一般討論(継続)

トゥヴァル(太平洋島嶼国フォーラムを代表)、サモア(太平洋小島嶼開発途上国を代表)、トゥヴァル、キリバティ、イラン・イスラム共和国、トルコ、フィリピン、エストニア、リヒテンシュタイン、メキシコ、イタリア、アフガニスタン、モロッコ、フランス、オーストラリア、バハマ、スペイン、ニュージーランド、インド、ナイジェリア、フィンランド、ガーナ、ドミニカ共和国、ウガンダ、ノルウェー、アンドラ、スウェーデン、ルクセンブルグ、コーティヴォワール、フィジー

3月5日(火)午後 第4回会議

議事項目 3(a)(i)(継続)

女性と女兒に対する暴力防止に関するパネル討論(パネル 1)

司会: Ana Marie Hemando(フィリピン)副議長

プレゼンテーション:

1. Ms. Mervat El-Tallawy エジプト国内女性協議会会長、「憲法と国造りプロセスにおける女性に対する暴力の防止」
2. Ms. Pinar Ilkkaracan トルコ・ボスフォラス大学教育カウンセリング学部補助教授、「セクシュアル・

[テキストを入力]

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護による女性と女兒に対する暴力の防止

3. Ms. Liina Kanter エストニア社会問題省ジェンダー平等部部长、「女性と女兒に対する暴力を防止するためにジェンダー不平等と差別に対処する」

4. Ms. Marai Larasi 英国 Imkaan 事務局長、「アイディアから行動へ: 女性と女兒に対する暴力の防止」

5. Ms. Claudia Carcia Moreno Esteva 世界保健機関リプロダクティブ・ヘルス調査部、セクシュアル・ヘルス、ジェンダー、リプロダクティブ・ライツ、思春期チーム・リーダー、「女性と女兒に対する暴力防止への包括的取組」

意見交換対話

参加委員国: イスラエル、イタリア、スペイン、米国、ロシア連邦、インドネシア、フィリピン、中国、ベルギー、ブラジル、グルジア、スイス、エルサルバドル、イラン・イスラム共和国、韓国、コンゴ民主共和国

参加非委員国: ニュージーランド、アンゴラ、モロッコ、オーストラリア、カナダ、メキシコ、南アフリカ、ヴェトナム、スウェーデン、東ティモール、スーダン、サモア、パラグアイ、エクアドル

参加オブザーヴァー: パレスチナ、欧州連合

参加 NGO: 女性の権利擁護ラテンアメリカ委員会、Fundacion para Estudio e Investigacion de la Mujer

司会者の概要(E/CN.6/2013/会議室文書 6)

1. 2013年3月5日に、婦人の地位委員会は、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止: 女性と女兒に対する暴力の防止を中心に」をテーマとして、意見交換専門家パネルを開催した。このパネルは、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」という委員会の優先テーマの検討の一部であった。

2. Ana Marie Hernando 委員会副議長が、討議を司会した。パネリストは、Mervat El-Tallawy エジプト国内女性協議会会長、Pinar Ilkkaracan トルコ・ボスフォラス大学教育カウンセリング学部補助教授、Liina Kanter エストニア社会問題省ジェンダー平等局長、Marai Larasi 英国に拠点を置く NGO Imkaan 事務局長、Claudia Garcia Moreno Esteva 世界保健機関リプロダクティブ・ヘルス調査部セクシュアル・ヘルス、ジェンダー、リプロダクティブ・ライツ、思春期チーム・リーダーであった。

3. 参加者たちは、女性と女兒に対する暴力が構造的なジェンダー不平等と差別に根がある世界で最も広がった人権侵害の一つであることに懸念を表明した。女性と女兒に対する暴力は、平和時も紛争時も、私的領域でも公的領域でも起こっている。異なった発言者がサイバーいじめのようなテクノロジーの開発に関連したものを含め、暴力の新しい形態のみならず、女性と女兒に対する暴力の様々な形態を論じた。

4. 女性に対する暴力に効果的に対処するには包括的取組が必要である。そのような取組は、積極的に社会のあらゆるセグメントを巻き込み、データ収集、分析、調査のみならず、サヴァイヴァーのための防止と保護のための法改革・政策改革と措置を含むべきである。強力な政治的意思と十分な資金も必要である。この目的で、国々の中には女性に対する暴力に対処し防止するために、その作業の核心にジェンダーに配慮した予算編成を据えているところもあれば、地域・国際協力の重要性を強調しているところもある。

5. 発言者たちは、被害者・サヴァイヴァーに支援サービスを提供する際に進歩は遂げられたが、防止の領域でもっと多くの作業がなされる必要があると述べた。現在まで、防止への取組は、依然としてばらばらであり、主として教育・意識啓発イニシアティブ及びその他の孤立した活動を中心としている。女性と女兒に対する暴力を防止する努力は、社会経済的ジェンダー不平等と女性のセクシュアリティとリプロダクティブ・ライツを管理する歴史的・家父長的構造を含め、その根本原因に対処するべきである。そのような努力は、包括的に調整されて行われ、維持される効果があるように相互に補強し合うものでなければならない。

6. 効果的防止には、セクシュアル・リプロダクティブ・ライツを含めた女性と女兒の人権を保護する包括的な法的枠組が必要である。国内の憲法は、国々が国際条約と文書を通して行った公約に沿って、ジ

[テキストを入力]

ジェンダー平等と女性と女兒の人権を保証すべきである。政治的移行の状況では、国々の暫定憲法にジェンダー平等の原則を書き込むことが特に重要とみなされている。女性たちは、しばしば重要な社会運動で重要な役割を果たしてきたが、最近、アラブの春中に、女性たちは、これに続く国造りのプロセスから周縁化されたり、排除されたりした。女性は、その権利が完全に反映されることを保障するために、国の憲法の草案作成と紛争・紛争後の状況を含め、様々な意思決定プロセスに意味ある参画をしなければならない。

7. 多くの国々は、一般的に女性と女兒に対する暴力及び例えば DV のような特定の形態の暴力を防止する手助けをするために、法律を制定したり、改正したりしてきた。そのような法律が存在するところでは、通報される暴力事件の数が、しばしば、増えている。被害者のための保護命令及び性犯罪者に関する情報の公開のような追加の措置は、暴力の再発を防止することに貢献してきた。参加者たちは、防止を高めるために、例えば人種主義や憎悪の言葉に動機づけられた暴力のような女性と女兒に対する憎悪による犯罪に対処する法律にも言及した。

8. 女性と女兒に対する暴力をなくす国内政策と行動計画が、異なった機関の間の強化された努力の調整のための包括的な枠組を提供することもある。そのような政策と行動計画は、範囲が包括的で、学際的で、明確なターゲット、指標、期限を組み入れなければならない。それらは、高い暴力の危険にさらされている特別なグループのニーズも反映するべきである。市民社会団体と地方のコミュニティは、そのような政策と行動計画の開発・監視・評価に関わるべきである。

9. 国内政策と行動計画は、女性と女兒に対する暴力の防止に貢献するために、効果的に実施されなければならない。この点で、参加者たちは、継続する監視と評価、異なった行為者の間の強化された調整、十分な資金の配分の必要性を強調した。参加者たちは、ジェンダー平等と女性と女兒に対する暴力に対処する際のジェンダーに配慮した予算編成の重要性を強調した。公務員、特に司法・保健セクターの行為者の組織的な能力開発と訓練も極めて重要である。

10. 女性の経済的不平等に対処することは、女性に対する暴力を防止する際に特に重要である。この目的で、多くの国々は、女性の経済的エンパワーメントを育成することを目的とするイニシアティブを設置している。このイニシアティブには、しばしば、ジェンダー平等と人権の尊重に関する意識啓発の構成要素が含まれており、男性・男児を含めた地域社会全体をかかわらせている。参加者たちは、特に女性と女兒に対する暴力の程度に関連して、現在の経済危機が女性と女兒に与えるインパクトを評価するさらなる調査が必要であるとも述べた。

11. 教育は、女性と女兒に対する暴力を防止する際に中心的役割を持つ。教育は、女性と女兒に対する暴力を大目に見る態度・行為・信念に影響を及ぼすことができる。参加者たちは、教育プログラムが、ジェンダー平等に対する意識を推進し、女性と女兒が暴力から自分をよりよく守ることができ、自分のセクシュアル・リプダクティブ行動に対する男性の責任を強化し、尊重し合う関係を育成するために、包括的な性教育も含めるべきである。教育は、例えば性的指向とジェンダー・アイデンティティの問題に関して、有害なステレオタイプと考えを変えるための重要なツールでもある。この目的で、国々の中には、ジェンダーに配慮したカリキュラムを採用し、暴力のない環境を確保するために、学校で反暴力プログラムとキャンペーンを実施しているところもある。ジェンダー平等と人権の尊重、女性と女兒に対する暴力の防止について教員の意識を啓発し、家庭内で尊重し合う、暴力のない関係を築く両親のスキルを築くことも重要である。

12. 暴力の原因と結果に関する意識啓発は、包括的な防止戦略の重要な構成要素である。そのような意識啓発活動は、女性と女兒の人権とサヴァイヴァーのための利用できる補償とサービスについての意識を高め、女性と女兒に対する暴力と差別の許しがたいことを伝える。発言者たちは、遠隔地域に拡張され、特定の母集団グループに届く定期的で、維持される意識啓発キャンペーンの必要性を強調した。

13. 参加者たちは、女性と女兒に対する暴力の防止に男性と男児を積極的にかかわらせることの重要性を強調した。有望な例には、男らしさの建設的な構成概念、ジェンダー平等、異なった領域での責任の平等な共有を推進することを目的とするプログラムが含まれる。参加者たちは、男性がジェンダー平等の

[テキストを入力]

態度を持てば持つほど女性と女兒に対して暴力をふるう可能性が少なくなることを示す調査にも言及した。

14. 市民社会は、女性と女兒に対する暴力の防止に注目すべき役割を持つ。発言者たちは、市民社会団体が、女性と女兒の問題に声を上げることから意識啓発活動を行い、直接的サービスを提供することに至るまで、暴力防止のあらゆる側面で多大な努力を払ってきたことを確認した。市民社会団体は、地方・コミュニティ・レベルで国民を動員する際にも極めて重要である。

15. ソーシャル・メディアを含めたメディアは、女性と女兒に対する暴力を大目に見る社会規範と行為を永続化するかまたはこれに挑戦するかのどちらかで特別な役割を果たす。技術の新しい発展は、遠隔・農山漁村地域の女性と女兒に情報を提供するために、建設的に利用されることもある。参加者たちは、表現の自由を尊重する規制枠組が、ジェンダーに差別的なメッセージを防止し、暴力のジェンダーに配慮した通報を高め、そのような暴力から女性と女兒をさらに保護することに貢献するために設置されるべきではないかと提案した。参加者たちは、ジェンダー平等と女性の人権を推進するメロドラマを含めた人気のあるテレビ・ラジオ番組のような好事例を分かち合った。

16. 女性と女兒に対する暴力を防止する際に、その他の有望なイニシアティブについての証拠が分かち合われたが、証拠には、さらに被害を受けることまたは今後暴力をふるうことを避けるために、暴力を経験または目撃した子どもたちを対象とするプログラムが含まれている。参加者たちは、子どもの体罰が世界中で禁止されるべきではないかも提案した。

作業組織

副議長(フィリピン)ステートメント

3月6日(水)午前 第5回会議

議事項目 3(a)(継続)

一般討論(継続)

マラウィ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、カナダ、リベリア、ギニア、モーリタニア、南アフリカ、ソマリア、ニカラグア、レソト、ボツワナ、トンガ、ナミビア、ニジェール、オランダ、エクアドル、ブルネイ、コンゴ民主共和国、ラオ人民民主主義共和国、トリニダード・トバゴ、ザンビア、グアテマラ、ジンバブエ、モンゴル、セネガル、米国、エチオピア、マリ、ガボン、ハイティ、カメルーン、パレスチナ、ルワンダ、ブラジル

3月6日(水)昼

女性と女兒のためのミレニアム開発目標実施における課題と業績に関する準備パネル

開会ステートメント: Michelle Bachelet 国連事務次長・UN-Women 事務局長

プレゼンテーション:

1. Naila Kabeer ロンドン大学東洋・アフリカ学校(SOAS)、開発学教授、「ジェンダー平等と貧困根絶: 女性と女兒のために何に効果があったか」
2. Carole Presern 博士、妊産婦・新生児・子ども保健パートナーシップ事務局長、「保健 MDGs: 女性と女兒のために何に効果があるか? 何に効果がなかったか? 次は何か?」
3. Lyla Mehta 英国開発学研究所フェロー・生命科学ノルウェー大学客員教授、「女性と女兒のために水と衛生への権利を確保する」

司会者の概要

1. 2013年3月6日に、婦人の地位委員会は、2014年の第58回婦人の地位委員会の優先テーマに関する予備討議を可能にするために、「女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績」に関するパネル討論を開催した。Ms. Ana Marie Hernando 委員会副議長が討議を司会した。Ms. Michelle

[テキストを入力]

Bachelet ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) 事務局長が、開会演説を行った。パネリストは、Ms. Naila Kabeer ロンドン大学東洋・アフリカ学部開発学教授、Ms. Carole Presern 妊産婦・新生児・子ども保健のためのパートナーシップ(PMNCH)事務局ディレクター、Ms. Lyla Mehta 開発学研究所知識技術社会チーム・リサーチ・フェロー兼生命科学ノルウェー大学 Noragric 客員教授であった。加盟国、地域グループ、市民社会の代表が討議に貢献した。

2. ミレニアム宣言から出てきた 8 つのミレニアム開発目標(MDGs)は、世界の注目を維持し、開発を推進し、2015 年までに世界の貧困者のニーズに応える国際的支援を駆り立てる強力なツールであることが分かった。明確な時間制限のあるターゲットと測定できる指標は、進歩を監視し、報告し、具体的結果を達成するための貴重な基準として役立ってきた。

3. 最近の 2012 年ミレニアム開発目標報告書¹は、いくつかの MDGs のジェンダーの側面に注目すべき進歩があったが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するためには、あらゆる国で、あらゆるレベルでまだしなければならないことがたくさんある。MDGs を達成することは、女性の教育・ヘルスケア・仕事・意思決定過程への参画への平等なアクセスにかかっている。2015 年の期限が近づくにつれて、ますます多くの国家が、MDGs で確立されたターゲットに達する努力を強化している。

4. 意見交換専門家パネルの参加者たちは、2015 年までにジェンダー平等に関連する MDG ターゲットに応えることに対するいくつかの問題と障害を明らかにしたが、学んだ教訓のみならず、効果的な介入と好事例の具体的例も示した。

貧困と飢餓を免れて暮らす女性と女児の権利

5. 女性のみならず男性にとっても生産的なディーセントな雇用の乏しさは、貧困撲滅の最大の課題である。しかし、非農業セクターにおける女性の経済活動の上昇は、貧困削減と女性のエンパワーメントのあいまいでない指標として考えることはできない。つまり、問題なのは、女性労働の見返りとこれら見返りを価値ある目標を追求するために用いる能力である。状況の中には、上昇する女性の労働力参加が、識字率と死亡率を含め、ジェンダー平等の様々な措置に建設的インパクトを与えてきたが、女性のエンパワーメントの様々な指標に最も首尾一貫して建設的インパクトを与えているのは特に非正規雇用に対して正規雇用である。

6. 女性の教育と正規雇用は、経済成長の重要な決定要因として現れているのみならず、経済成長をジェンダー平等のその他の側面ともっと一般的に言えば、人間開発の進歩に変える手助けをする際に中心的役割も果たすことができ、それによって成長の配分のインパクトと多面的貧困に与えるインパクトを改善できる。この触媒的役割の中心は、価値ある資源への女性のアクセスに関連するさらなる発言力と働きである。

7. さらに、世界の市場力の不安定さを仮定すれば、労働力の知識と技術への継続中の投資の重要性のみならず、結果として起こる不安定に対処する基本的なレベルの社会保障の必要性は一層差し迫ったものである。より幅広い社会政策措置の背骨としての包括的なジェンダーに対応した社会保護制度は MDGs を達成する基本である。

女性と女児のために保健 MDGs に到達する

8. 保健 MDGs の達成は不均衡であり、例えば、子どもの死亡率減少(MDG4)の領域では促進された進歩がみられるが、妊産婦死亡率(MDG5)ではそうではない。年間減少率 5.5%が、妊産婦死亡に関するターゲットを達成するには必要とされるが、現在の率はわずか 1.9%(1990 年以来)で、これは世界の多くの部分で、女性は予防できる原因で未だに高い率で亡くなっていることを意味している。

9. ジェンダー差別は、直接的・間接的に保健ケアの需要とアクセスに影響を及ぼす保健の最も有力な決定要因の一つとして認められている。ジェンダー規範が、しばしば女性が保健サービスに到達したり、基本的な薬剤を購入することを遅らせたり、妨げたりする移動性と共に金銭への女性のアクセスを制限

¹ <http://www.unorg/en/development/desa/publication/mdg-report-2012.html>.

[テキストを入力]

する。多くの女性と女兒は、妊娠関連の HIV の危険と低い教育程度と非識字の結果である子どもの生存への脅威、情報へのアクセスの欠如についての知識を欠いている。さらに、ジェンダーに基づく暴力が、今では、リプロダクティブ・妊産婦・新生児・子ども保健の「ケアの連続」を横断するその他の保健リスクを悪化させる大きな公衆衛生の問題として認められている。

水と衛生へのアクセスは、社会正義と人間開発にとって極めて重要である

10. 2010年7月に、総会は、安全で清潔な飲用水と衛生への権利を普遍的な権利と宣言し、これはさらに国連人権理事会によって確認された。2012年3月に、世界は、2015年の期限よりずっと前に、安全な飲用水への持続可能なアクセスのない人々の割合を半減させるという水ターゲットに応えた。1990年から2010年までに、20億人以上の人々が、パイプによる供給と保護された井戸のような改善された飲用水へのアクセスを得た。しかし、7億8,000万人の人々が、未だに改善されない飲用水源を利用している。13億人の人々が、今では改善された衛生へのアクセスがあるが(1990年以来)、10億人以上の人々が未だにアクセスがなく、これは、衛生ターゲットが達成されないことを意味している。家庭の水、衛生、燃料の供給に対する女性の不相応な責任は、彼女たちが環境の変化により脆弱であることを意味している。衛生施設の欠如も、女性と女兒を暴力の危険にさらしている。

11. 水と衛生へのアクセスは、様々に貧困を削減する手助けをする。つまり、それは、生計と農業活動(余暇も)に集中する時間を作り、人々が病気のための仕事や生計活動から重要な時間を失うことを防ぐ。水が運ぶ病気にかかっている人々は、しばしば食物の栄養を吸収できず、慢性的な飢餓という結果となる。毎日4,000名の赤ん坊が、適切な水と衛生へのアクセスを欠いているために死亡するものと見積もられている。逆に、家庭での水へのアクセスが、女性によって家庭菜園のために利用され、特に子どものための食事に追加の栄養を提供できる。学校を含め、適切な衛生・月経の衛生施設が存在するところでは、女性と女兒はプライバシーと尊厳を持つことができる。

何に効果があるか、何が女性と女兒のためのすべての MDGs を達成するための優先領域かに関して学んだ教訓

12. 彼等の中で、最高の実践例が分かち合われた。つまり、都会と農山漁村女兒のための共同組合の創設を通じた経済的エンパワーメントの推進、女性起業家を支援するための基金の設立、母集団によるサービスへのアクセスを監視するための水・衛生委員会の結成、ステレオタイプに挑戦し、女兒の通学と修了を支援するための学校カリキュラムの開発、保健施設を改善し、医療スタッフの能力を強化し、進歩の監視を改善するためのデータの収集と利用を支援することにより妊産婦死亡率を減らす努力である。

13. MDGs は、人間開発の問題に注意を集中する際に役立ってきたが、貧困根絶に向けた介入を区分けする傾向にもあった。目標の間の関連性は、必ずしも認められず、容易く理解されもせず、従って介入はばらばらになる傾向があった。参加者たちは、貧困根絶への普遍的で包括的なサービス・パッケージの提供を通じた貧困根絶への多部門的取組が必要とされるということで合意した。水と衛生の提供と女兒の教育の推進との間の関連性と同じく、妊産婦死亡と女性に対する暴力とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの間の関連性が特に強調された。

14. 社会的公正と差別の問題は、いわゆる「低いところにぶら下がっている果物」に重点を置く努力でしばしば見過ごされてきた。例えば、衛生の場合には、アクセスの点で、都会と農山漁村では大きな格差がある。2010年に、農山漁村地域の母集団の47%に比して、世界的に都会の母集団の78%が、改善された衛生施設を利用していた。しかし、世界で最も急速に増えている都会の周辺及びスラム地域は、これら統計には含まれていない。周縁化された女性と女兒を含め、「到達が最も難しい」人々のための進歩と説明責任を推進するために、参加者たちは、データ収集を強化する必要性、性・所得と場所・その他の不利な条件の決定要因別のデータの利用可能性の支援、監視・評価制度の強化に関して合意した。質の高い時宜を得たデータの欠如が、進歩を妨げるものとして広く引用されたが、そのようなギャップが緊急の行動の必要性を減じるものではない。

15. 発言者たちは、女性と女兒のために MDGs を達成する際の成功は、ジェンダーの視点が社会・経済政策に主流化されない限り依然として掴まえ所がないままであろうということに合意した。

[テキストを入力]

MDGs を達成する際に進歩を促進するためには世界的・国内的リーダーシップが必要である

16. MDGs は、世界的合意は可能であるが、特に進歩が遅れている領域で、もっと政治的意思とリーダーシップが必要であることを示している。議員は、国内・地域・世界レベルで活動して、政府のリーダーシップを推進する際の積極的なパートナーである。列国議会同盟(IPU)を通して、世界中からの議員は、2012年に、MDGs 4 と 5 を達成するあらゆる必要な措置の実施を呼びかける決議に署名した。

17. 保健 MDGs の遅い不平等な進歩を認めて、事務総長は、2010年に、妊産婦・新生児・子ども保健に関する世界戦略「どの女性もどの子どもも」を開始した。この戦略は、あまり対処されて来なかった保健問題のために新たな資金提供を引き付け、パートナーシップと高官の政治的支援を刺激して、新たなコミットメント(現在まで 220 のコミットメント)を生み出したことで評価されている。世界戦略の開始後に設立された女性・子ども保健情報説明責任委員会は、出産時の熟練した介添えの不足を含め、残る重要な問題を強調する際に有力であった。

市民社会は義務の担い手に責任を持たせる際に重要である

18. 各国政府は、女性の権利が推進され、無視されていないことを確かめる責任がある。一つの重要な方法は、女性団体の能力を築き、それによって女性自身の権利、利益、優先事項を推進する際にさらなる発言力と影響力を与えることによるものである。労働組合が歴史的にこの役割を果たしており、仕事の非正規化を高めて、その会員を拡大する様々な戦略を用いなければならなかった。同時に、非正規経済で女性労働者が直面する制約により対応する新しい型の団体が出現している。これらは、家庭の領域でも公の領域でもジェンダー関連の課題と取り組むより提携型の取組を提供している。

2015 年以降の開発枠組はジェンダー平等達成に関してもっと強力でなければならない

19. 2015 年以降の開発枠組を形成する際に、ジェンダー平等に関する独立した目標とすべての他の目標にわたってジェンダーを主流化する強いコミットメントの必要性を含め、いくつかの勧告がなされた。今後の開発枠組に含まれるべき特別な領域には以下が含まれる:

人権への強いコミットメント

20. 人権への強いコミットメントとミレニアム宣言の社会正義が人権に基づく実施のための強力な枠組によって強化される必要がある。最も貧しい女性、農山漁村地域の女性、民族的・宗教的マイノリティに属する女性、若い女性は、しばしばその人権を否定される。例えば、リプロダクティブ・ヘルス・サーヴィスへの女性のアクセスは、年齢・場所・民族性・所得によって大きく異なる。新しい一連の目標は、ジェンダー・人種・民族性のような要因のために到達が最も難しい女性が完全に考慮に入れられ、対象とされるように監視される必要がある。

女性に対するあらゆる形態の暴力への対処

21. ミレニアム宣言には、女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃し、女子差別撤廃条約の完全実施に対するコミットメントが含まれている。MDG の枠組みから女性に対する暴力が省かれていることが、大きな欠陥として認められている。次回の開発枠組には、保健・教育・安全・市場へのアクセスと経済的生産性・基本的人権に関連した問題に悪影響を及ぼす害悪である女性と女兒に対する暴力が完全に認められ、含まなければならない。ゼロ・トレランスの政策に関する強力な世界的コミットメントがなされ、実施を確保するために、具体的な行動計画が策定されるべきである。

女性の仕事の重荷への対処

22. 有償労働と無償労働に対する責任は、低所得家庭のほとんどの女性と多くの女兒が働き過ぎであり、賃金が少ないことを意味する。ジェンダー関係を変え、男性の父親としての役割と責任を推進するより

[テキストを入力]

幅広い運動の一部としての男女間の無償労働のもっと公正な配分が必要とされる。女性のケア責任に対する信頼でき、料金が手頃な支援の提供が極めて重要である。これは女性が有償労働のみならずその他の活動、つまり地域社会活動、集团的行動、政治参画、余暇にも参画する能力を推進する。

環境の持続可能性に対して女性の知識を備える

23. ジェンダー不平等は、環境と自然災害の双方に関連している。女性はしばしば自然災害によって不相应なインパクトを受けることを認めるが、彼女たちを単に被害者としてのみ位置づけることは、女性の働きと環境的知識を見逃すことである。女性の環境的知識と働きは、2015年以降の開発枠組が推進すべき新たな領域である。ジェンダー・階級・位置・カーストの重なり合いが分析され、気候変動アジェンダの中で対処されなければならない。

量のみならず質の監視

24. MDGsの監視は、目標の質的側面にはほとんど重点を置いていない。教育の場合には、就学率への重点は、思春期の少女の間の高い落ちこぼれ率または女兒が通学し学校を終えることを妨げる性暴力とその他の人権侵害の危険を引き起こす相互に関連する要因にはほとんど注意が払われていないことを意味した。2015年以降の開発枠組は、セクターと領域にわたって量から質へ重点を移す機会である。

その他の問題

25. 参加者たちは、麻薬取引と人身取引に関する地域協力、開発と貧困撲滅に向けた進歩に制裁が与えるインパクト、内陸国と戦争の悪影響を受けている国々において女性と女兒が直面している人間開発への特別な障害に対処する必要性、料金が手頃な金融サービスへのアクセスを巡る問題、さらなる国際支援と協力の必要性、ジェンダー平等と女性の権利を推進するための情報コミュニケーション技術(ICT)の利用、MDGs達成に経済危機が与えるインパクトを含むいくつかの追加の問題を提起した。

3月6日(水)午後 第6回会議

議事項目 3(a)(i)(継続)

暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応に関するパネル討論(パネル2)

司会: Filippo Cinti(イタリア)副議長

プレゼンテーション:

1. Dr. Eva Giberti アルゼンチン暴力被害者計画コーディネーター、「多部門的サービスと対応への被害者中心の取組」
2. Ms. Akima Thomas 英国女性女兒ネットワーク、創立者・臨床部長、「変化を起こす」
3. Ms. Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、「女性と女兒に対する暴力撤廃の探求における包括的対応の必要性」
4. Ms. Betty Mwewa Timba Ngulube ザンビア国家警察本部長、「調整された多部門的対応の確立---ザンビアの例」
5. Ms. Luisa Marcal 東ティモール心理社会回復開発(PRADET)看護カウンセラー、「中世された多部門的対応の確立---東ティモールの例」

意見交換対話

参加委員国: 中国、フィリピン、韓国、ロシア連邦、イタリア、ブラジル、マレーシア、米国、キューバ、日本、エルサルヴァドル、コンゴ民主共和国、イスラエル

参加非委員国: カナダ、メキシコ、アイスランド(北欧諸国を代表)、スーダン、パラグアイ、パナマ、赤道ギニア、インド、モロッコ、スイス、東ティモール、ウガンダ、アンティグア・バーブダ、ボツワナ、トルコ、アルバニア

参加オブザーヴァー: 欧州連合

参加 NGO: Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos, Mujer para la Mujer A.C.

[テキストを入力]

司会者の概要(E/CN.6/2013/会議室文書/4)

1. 2013年3月6日に、婦人の地位委員会は、「暴力を受けた女性と女兒のための多部門的サービスと対応」というテーマに関する意見交換専門家パネルを開催した。この意見交換パネルは、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止という優先テーマの委員会の検討の一部であった。
2. 討議は、Filippo Cinti 委員会副議長によって司会された。パネリストは以下の通りであった: Eva Giberti アルゼンチン司法・人権省暴力被害者プログラム・コーディネーター、Akima Thomas 英国女性女兒ネットワーク臨床ディレクター、Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、Betty Timba ザンビア警察サービス・ルサカ地区地域社会サービス地区コーディネーター、Luisa Marcal 東ティモール「Fatin Hakmatek: 安全な部屋プロジェクト」コーディネーター。本概要は、パネリストと参加者たちが討議した重要な点をまとめたものである。
3. 女性と女兒に対する暴力は、人権侵害であり、女性と男性との間の歴史的に不平等な力関係と組織的なジェンダーに基づく差別の表れである。この問題に対処するという世界的なコミットメントの増加にもかかわらず、女性と女兒に対する暴力は、あらゆる国と地域で根強く続いており、国内の統計は、驚くほどの割合の蔓延率を示している。女性と女兒に対する暴力は、サヴァイヴァーに破壊的な結果を与えている。重傷や死亡という結果となることもある。暴力は、かなりの精神衛生上の結果のみならず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めたサヴァイヴァーの権利と健康に短期的・長期的結果を及ぼし、続く再被害化のより高い危険につながることもある。女性と女兒に対する暴力は、社会的・経済的開発も妨げ、生産性を低下させる。暴力は、賃金と生産性の喪失のみならず、保健セクター、警察と刑事司法制度、法的支援、関連する出費の点で、国々に巨大な直接的・間接的経費をかける。従って、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃を促進する具体的措置が極めて重要であり、緊急を要する。
4. 発言者たちは、暴力の防止と対応との間の関連性は女性と女兒に対する暴力をなくすための包括的な取組の重要な要素として強く認められるが、また、暴力を受けた女性と女兒のための対応に、改善と有望な慣行が反映されているが、暴力を受けたすべての女性と女兒のための多部門的サービスと調整された対応の利用可能性とアクセス可能性を確保する際に多くの課題が残っていることを確認した。
5. サヴァイヴァーである女性と女兒は、その直接的ニーズと長期的ニーズの双方に対応するありとあらゆる多部門的サービスと対応へのアクセスがなければならない。参加者たちは、以下を強調した: 配慮ある警察と司法の対応、シェルターのような安全な緊急の宿泊所、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めた保健サービスへのアクセス、法的支援・心理カウンセリング・支援へのアクセス、24時間緊急ホットライン・サービスと長期的な経済・雇用支援と社会再統合支援、暴力を目撃し、経験した子どものためのサービス。これらサービスが、サヴァイヴァーの再被害化を避け、質の高いサービスを提供するために、通報・対応・回復の過程で、女性と女兒に与える重荷とインパクトを減らすために協力することが重要である。
6. 特にサービスの利用可能性を拡大し、政府・非政府のサービスと対応の調整と統合を高めることにより、サヴァイヴァーへの多部門的支援サービスを提供する際に、注目すべき進歩が遂げられてはいるが、サービスと対応の利用可能性は依然として限られており、しばしば、都会地域でのみ利用可能であり、質と範囲が不均衡である。多くの女性と女兒、特に民族的マイノリティの女性と女兒、農山漁村・遠隔地の女性と女兒が多部門的サービスと対応にアクセスすることを妨げる根強い障害を証拠が指摘している。参加者たちは、ある国々で実施されている経済・金融危機による最近の緊縮措置がサービスの提供と質の格差をさらに広げている状態で、資金提供も継続して課題であることを指摘した。
7. 統合され、調整されたサービスを提供するための様々なモデルが、様々な国々で利用されてきた。参加者たちが示した好事例には、ワン・ストップ危機センターと個々の女性と女兒への学際的な移動アウトリーチのみならず、リファerral・メカニズムを通して調整された多様な関係者を含む統合されたサービス提供モデルが含まれている。これらは、一形態の暴力、主としてDVと性暴力に対処するか

[テキストを入力]

または重複する形態の暴力に対応するために向けられることもある。

8. これらサービスの中には、「権利とサヴァイヴァーに基づく」取組に基づいて設立されたものもあり、フリー・サイズのものはないという理解に基づいている。介入も、様々な形態の暴力と障害を持つ女性、先住民族女性、移動女性、HIV感染女性、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーのコミュニティを含め、特別なグループの女性と女児の多様なニーズに対応するサービスを提供することにより、女性の現実を考慮に入れなければならない。

9. 参加者たちは、保健制度と保健ケア・サービスが、しばしばサヴァイヴァーの重要な突破口であることを確認した。従って、保健サービスが効果的な多部門的対応の不可欠の部分であることが重要である。包括的で、質の高い保健ケアの提供は、緊急避妊と暴露後の予防法、カウンセリング支援を含めた無料の医学的治療とケアを含むべきである。施設のインフラは、プライバシーと適切な支給品を確保するために更新されるべきであり、プロトコールとガイドラインが強化され、暴力のサヴァイヴァーを明らかにし、適切に対応する目的で保健ワーカーの能力が築かれるべきである。警察に暴力の発生を通報するかどうかを決定するサヴァイヴァーの権利を尊重しつつ、保健ケア専門家は、支援を提供し、警察を含めたその他の専門サービスにサヴァイヴァーを移送し、法医学的証拠と文書を集める際に、重要な役割を果たす。サヴァイヴァーのために通報手続きを促進し、再被害化を最小限にするために、警察と保健サービスとの間の共通の理解と包括的なリファール・メカニズムが有望な慣行の例である。

10. ジェンダーに配慮した効果的な警察の対応は、統合されたサービス提供モデルの重要な要素である。通報の点で、ある女性と女児の側で自信を高める結果となっている女性と女児に対する暴力に対する警察が行った対応の改善の例を参加者たちは提供したが、彼らは、サヴァイヴァーの保護と司法へのアクセスの欠如という結果となっている多くの根強い課題も指摘した。警察の対応の好事例には、専門の警察ユニット、訓練を受けたスタッフ、女性警察官募集の増加、警察が適切に対応できなかったことに対する説明責任の強化が含まれる。

11. 司法セクターは、女性と女児に対する暴力をなくすことに向けた調整された対応において、果たすべき強力な役割を有している。しかし、適切な法律や政策が存在している時でさえ、司法制度の不適切な対応の結果として、サヴァイヴァーはしばしば課題に直面する。問題のある司法慣行には、配慮のなさを示すこと、サヴァイヴァーの経験を信用しなかったり、疑ったりすること、被害者の保護よりも加害者の治療に重点を置くことが含まれる。さらに、女性はしばしば、適切な社会的・心理的・法的支援なしに、司法手続きを受け、そのプロセス中に再被害の高い危険にさらされる。このような課題は、先住民族社会の女性、移動女性、障害を持つ女性、HIV感染女性を含めた重複する形態の差別を受けている女性と女児に対してさらに複雑化される。司法過程に関連するすべての職員の訓練の推進、ジェンダーに配慮したサヴァイヴァーを中心としたものにするために、法廷や法的手続きの改善、サヴァイヴァーへの無料または低コストの法的支援へのアクセスの提供、サヴァイヴァーが複雑で、しばしば怖い法制度・司法制度を通り抜けるのを助けるサヴァイヴァーの提唱者や団体に付き添われることを認めることは、最も顕著な有望な慣行に含まれる。

12. 多部門的サービスと対応の設立とサービス提供のための基準の開発、並びにこの分野で働くすべての専門家の能力開発と拡大は、質の高いケアと対応に必要なレベルを確保する基本である。しかし、この領域での努力は、普通ばらばらで、制度化されておらず、頻繁なスタッフの人事異動の悪影響を強く受けている。協働を強化し、共通の理解を奨励する手段としての異なったセクターからのサービス提供専門家の合同訓練を含め、土台として強化されるべきサービス提供能力を強化する様々な有望な慣行と慣行、プロトコール、サービス・ガイドライン、標準の活動手続きの規範の開発がある。

13. 調整された多部門的サービスと対応の重要な構成要素は、継続中の監視と評価を通じた効果を評価する能力である。監視は、関連調整メカニズムによって行われるべきであるが、制度の対応の効果の評価は、説明責任を確保する手段として、できれば独立した機関によって行われるべきである。例えば、国内統計局を通じた女性と女児に対する様々な形態の暴力の広がりや原因と結果に関するデータの定期的収集も、政策と計画の開発と実施を伝える好事例である。

[テキストを入力]

14. 地域社会には、女性と女兒に対する暴力に対応する際の役割がある。この点で、宗教・伝統指導者を含めた地域社会のさらなるかかわりが、地域社会の対応を高める有望な慣行と考えられる。同様に、ジェンダー不平等と有害な考えを変える際の男性・男児の役割が認められているが、プログラムの効果がまだ積極的に評価されなければならないが、努力の中には暴力を用いる男性の行動を変える加害者介入プログラムの開発に重点を置いているものもある。

15. 暴力を受けた女性と女兒のための効果的なサービスと対応の開発と提供を支配する原則は十分に確立されている。今では、女性と女兒に対する暴力への対応は、人権とサヴァイヴァーを中心とした枠組に根ざしていなければならないが、包括的な法的・政策的枠組の中でマנדートを与えられなければならないことが理解されている。それらは、暴力の多面的なインパクトに対応し、すべての女性とその連れている子どもと女兒が必要なサービスと対応にアクセスできることを保障するために、多部門的で調整されたものでなければならない。

16. しかし、ギャップと課題は根強く続き、国々にわたって実施は遅く不均衡で、サービスと支援の不十分かつ不適切な利用可能性と料金の手ごろさとアクセスという結果となっている。サービスと対応の確立のされ方、専門家の対応の仕方、サービスの質、被害者・サヴァイヴァーのための安心・安全・機密性を確保するために設置されているメカニズムは、投資を増やし、質の高いサービスの提供を確保する手段としての基準の開発を通して継続して努力を強化する必要性を強調している。

17. サヴァイヴァーをエンパワーする手段として、通報・回復プロセスを通して、女性と女兒に維持される支援を提供し、寄り添うことは極めて重要である。参加者たちは、包括的取組が、雇用支援、長期的住居へのアクセス、社会的再統合、女兒のための教育への再統合、被害弁償・補償・リハビリ・再統合に加えて性質が変革的であり、女性と女兒に対する暴力の底辺にある差別と不平等の根本的・構造的原因に対処する賠償へのアクセスを含めた、質の高い即座の短期的支援を超えて長期的支援の提供にまで至ることを必然的に伴うことを強調した。

作業組織

副議長(イタリア)ステートメント

3月7日(木)午前 第7回会議

議事項目 3(a)(継続)

一般討論(継続)

デンマーク、アンドラ、タンザニア連合共和国、アゼルバイジャン、ギリシャ、チェコ共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ペルー、パラグアイ、パナマ、南スーダン、パキスタン、日本、アルゼンチン、カンボディア、スーダン、リトアニア、タイ、カタール、スロヴェニア、スイス、ラトヴィア、ヴァヌアトゥ、アンティグア・バーブダ、英国、チリ、オーストリア、キューバ、コロンビア、セイシェル、クロアチア、**女性の地位 NGO 委員会**、インドネシア、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)委員会

日本のステートメント(橋本ヒロ子政府代表): 日本政府を代表いたしまして、議長、副議長及びこの会議の準備にご努力頂いた皆様方に心より感謝申し上げます。

本年1月に、安倍晋三内閣総理大臣は、国会に向けた施政方針演説で、日本は、働く女性が自分のキャリアを決め、男女が共に仕事と子育てを楽に両立させることのできる社会を目指すとして述べました。2010年12月に内閣が承認した「第三次男女共同参画基本計画」に基づいて、日本は、社会の様々な分野を通してジェンダー平等を推進する努力をいたしております。

この努力の一つの例が、女性の経済的エンパワーメントに向けた企業の独立した努力を強力に支援するために、UN-Women と国連グローバル・コンパクトの間の協働の結果である、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」に対する理解を深めるための政府と様々な関係者による協同的努力であります。

さらに、首相のイニシャティヴの下で、関係省庁の間の密接な協力で、政府は、若者と女性の積極的

[テキストを入力]

参画推進フォーラムで、直接的に関係者の声を聴くことによって、日本経済を再活性化するために、さらなる積極的役割を果たすよう女性を支援するための措置を検討いたしております。

本年の優先テーマである「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」は、国際社会全体で取り組むべきものであり、日本としてはこの問題を大変に重視いたしております。2月の国会に向けた岸田文雄外務大臣の外交方針演説で述べられましたように、日本は、この問題に継続して対処し、「女性の権利保護を含めた人権問題に関する国際イニシアティブに積極的に参加する」つもりでおります。

日本は、暴力が取る多くの異なった形態に取り組む様々な努力を払っており、女性と女兒に対する暴力に対する社会的認識を高める基礎を築くことにも取り組んでおり、「配偶者間暴力防止と被害者の保護法」及び「第三次男女共同参画基本計画」のように、その撤廃に向けて適用できる法律や規則を策定いたしました。

もう一つの措置には、毎年11月12日から25日までに行われ、女性に対する暴力撤廃国際デーが含まれる「女性に対する暴力撤廃キャンペーン」があります。昨年11月に、日本訪問中に、ミッチェル・バチレレ UN-Women 事務局長は、このキャンペーンに対する意識を高めるためにタワーが紫色の光で照らされる東京タワー点灯式に出席されました。

男女間の平等なパートナーシップの観点から、また、暴力のない関係を築く目的で、日本は、デートの相手からの暴力の防止に向けた教材を作成して配布し、教育者のための訓練プログラムを行うことにより、さらに効果的に若い人々を指導する努力を強化しております。

日本は、以前の親密なパートナーであった者によるストーキングのような、問題のある親密な感情から生じる暴力の問題に関して、相談へのさらに容易いアクセスを含め、暴力の女性被害者を保護する枠組みと制度の構築にも取り組んでおります。そのような制度には、助言をしたり、適切な質問をしたり、女性被害者からの犯罪の通報を受けたりするより多くの女性警察官を提供し、警察が取るかもしれない手続きや措置を説明することにより、情報を得た選択ができるようにする流れ図の利用を含め、被害者に明確な情報を提供することが含まれます。

日本は、女性の問題に対処し、2011年3月11日に日本を襲った東日本大震災の影響を受けた地域での女性に対する暴力に取り組む新しい措置も始めました。この問題に対処する最新の措置の一つとして、日本政府は、被災地での問題や暴力について女性たちの相談を受けるプロジェクトを、地方自治体や非営利団体との協働で行っております。このプロジェクトは、電話でも対面でも相談とカウンセリング・サーヴィスを提供する数多くの臨時のカウンセリング・サーヴィス・デスクを開設してきました。これには、被災した女性の便宜のために高度な訓練を受けた専門のカウンセラーによる対面カウンセリングのための仮設住宅への訪問が含まれています。

日本は、「ジェンダーと開発イニシアティブ」に基づいて、国際協力の分野で貢献してきました。日本は、ジェンダーに対応した政策、制度の開発、農業・林業・水・保健・教育を含め、政府開発援助の様々なセクターと段階へのジェンダーの視点の主流化の策定を含め、女性のエンパワーメントのための世界的協力を推進する努力も払ってきました。

例えば、女性と子どもに対する暴力の撤廃と防止の観点から、それぞれの国での人身取引の防止と人身取引被害者のための支援のために実施されるプロジェクトに加えて、日本は、アセアン諸国を対象とした人身取引の防止に関する地域セミナーを毎年開催することにより、グレイター・メコン小地域をめぐる小地域ネットワークを強化するために活動してきました。

日本は、国連人間の安全保障信託基金を通して、援助を提供することにより、ジェンダー主流化を推進してきました。例えば、基金は、女性を含めた国内避難民に法的支援を提供することにより、ジェンダーに基づく暴力を防止し、人間の安全保障を改善することを目的とするプロジェクトの実施を支援しました。

日本は、「ノーと言おう…女性に対する暴力をなくすための団結」イニシアティブを支援することにより、“COMMIT”への私たちの意思を発表しました。さらに、私たちは、UN-Women が管理する「女性に対する暴力をなくすための国連信託基金」を支援することを決めています。

さらに日本は、「女性・平和・安全保障」の領域での努力を含め、ジェンダー問題に積極的に取り組み、安全保障理事会決議1325号に基づく国内行動計画の開発も前向きに検討するつもりです。

2013年は、1993年の女性に対する暴力撤廃宣言の採択20周年に当たります。日本は、NGOを含めた国際団体と市民社会と密接に協力して、北京宣言を実施し、ミレニアム開発目標を実現するために、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止に貢献する国内・国際活動をさらに推進し続ける

[テキストを入力]

ことを決意しています。

女性の地位 NGO 委員会ステートメント(Soon-Young Yoon): 国連本部の向かい側で 500 以上の NGO が、HIV/エイズ感染女性、子ども兵士、農山漁村女性、レズビアン、移動女性を含め世界中の女性に代わって提唱運動を行っている。NGO/CSW は、そういった団体と国連との間の意見交換を促進することに献身している。3 月 3 日に、市民社会、各国政府、国連、メディアの 800 名を超える代表たちが、NGO/CSW フォーラムのコンサルテーション・デーに集まった。

この行事から 3 つのメッセージが出現した。つまり、第一に、女性と女兒に対する暴力を止める世界的運動が根を下ろしているというメッセージである。そのような作業に男性・男児・女兒のみならず、若い女性をかかわらせるために、メディアを整備しなければならない。婦人の地位委員会は、最近の歴史上、女性と女兒について懸念する市民社会の最大の集まりであり、「心を鼓舞する」成果文書で世界的キャンペーンの始動を要請する。

3 月 7 日(木) 午後 第 8 回会議

議事項目 3(継続)(b)新たな問題・傾向・女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: 2015 年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題

2015 年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題に関するパネル討論(パネル 3)

司会: Irina Velichko(ベラルーシ)副議長

プレゼンテーション:

1. Mr. John Hendra ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) 事務総長補・政策プログラム副事務局長、「2015 年以降の開発アジェンダの中心にあるジェンダー平等と女性の権利」
 2. Ms. Anita Nayar Dawn 執行委員、「ジェンダー平等と 2015 年以降の開発枠組: 市民社会の視点」
 3. Ms. Caren Grown アメリカ大学経済学者・米国国際開発機関上級ジェンダー顧問(ディスカッサント)
- 意見交換対話

参加委員国: イタリア、エルサルヴァドル、タイ、フィリピン、イラン・イスラム共和国、中国、イスラエル、韓国、ジンバブエ、コンゴ民主共和国、ブラジル

参加非委員国: 英国、ノルウェー(アイスランドとニュージーランドも代表)、南アフリカ、マルタ、モロッコ、オーストラリア、スイス、ナイジェリア

参加オブザーヴァー: 欧州連合、国際赤十字赤新月社連盟

参加国連機関: 国連貿易開発会議

参加 NGO: 懐柔委員会: 女性・家庭・地域社会、女性・法律・開発アジア太平洋フォーラム、女性のための女性インターナショナル、アフリカ女性と法律・開発(WiLDAF)、Mision Mujer A.C., アクション・エイド, COC オランダ

司会者の概要(E/CN.6/2013/CRP.5)

1. 2013 年 3 月 7 日に、婦人の地位委員会は、新たな問題「2015 年以降の開発枠組に反映されるべき重要なジェンダー平等問題」を調べるための意見交換パネルを開催した。Irina Velichko 委員会副議長が討議を司会した。パネリストは、John Hendra 事務総長補佐・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)政策プログラム局副事務局長・国連ミレニアム開発目標開発グループ・タスクフォース共同議長、Anita Nayar ドーン執行委員であった。Caren Grown アメリカ大学経済学者・国連国際開発機関上級ジェンダー顧問がディスカッサントを務めた。

2. ミレニアム開発目標の達成年である 2015 年が近づくにつれて、いくつかのプロセスが、加盟国、国連システム、学界、政策策定者、市民社会の間で、2015 年以降の開発枠組に反映させるために進行中である。この反映に関連しているのが、2012 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議によって要請されたように、持続可能な開発目標の開発に向けた作業である。

3. 第 67 回総会は、北京宣言と行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的で促進された実施

[テキストを入力]

が、ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとっての基本であることを繰り返し述べた。この点で、総会は、ジェンダーの視点の主流化の重要性を念頭に置いて、2015年以降の開発枠組の顕著な特徴とするために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントという目標を要請した。以下の概要は、2015年以降の開発枠組を支え、新しい開発アジェンダでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの中心性を確保すべき基本原則に関して、加盟国と市民社会の代表によってなされた勧告のいくつかを強調するものである。

4. パネリストによるプレゼンテーションは、2015年以降の枠組の開発と持続可能な開発目標を巡る多様なプロセスにジェンダー平等を統合するための機会、2015年以降の枠組みに入れられる必要のあるミレニアム開発目標から学んだ教訓に関する反省、ジェンダー平等を中心とする2015年以降の枠組みのヴィジョン、今後の開発アジェンダに関する女性団体と市民社会からの視点に重点を置いた。

5. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは2015年以降の開発アジェンダの中心でなければならないという強い合意が参加者たちの間にあった。貧困、飢餓、病気と闘い、真に持続可能な開発を刺激する効果的手段としてのジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成の重要性は、ミレニアム宣言の中で明確に認められた。参加者たちは、2015年以降の枠組みが、人権・平等・非差別の原則に基づき、いかなる目標もすべての国々に普遍的に適用でき、個々の国の状況に適合したものであることも要請した。新しい枠組みに統合するために重要であるとして参加者たちが明らかにしたその他の原則には、経済開発・社会開発・環境の持続性という持続可能な開発の3つの側面が含まれた。参加者たちは、ミレニアム開発目標との継続性を確保しつつ、その枠組を超えてより行動志向の、包摂的で人々を中心としたものになる革新的な開発枠組に対するヴィジョンを提案した。新しい開発アジェンダと持続可能な開発目標との間には統合力がなければならない。

6. 参加者の中には、女性と女兒の生活に本当の変化を起こす新しい枠組みに、野心的で、理解し易く、測定できる目標を入れることの重要性を強調した者もあった。2015年以降の開発アジェンダは、包括的取組によって導かれ、現在の課題に効果的に対処するために、多部門的解決策を適用するべきである。透明性と説明責任も、目標とターゲットの実施と監視にとって極めて重要であるとして強調された。女性団体を含めた市民社会の役割が、2015年以降の開発アジェンダにつながる参加型の包摂的なプロセスにとって重要なものとして認められた。

7. 参加者たちは、世界中の女性と女兒が経験している貧困とジェンダー不平等、重複し、重なり合う形態の差別の構造的な根本原因に対処する際に、ミレニアム開発目標の欠陥を強調した。障害を持つ女性、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの母集団を含め、2015年以降の枠組みで最も脆弱で周縁化された母集団に重点を置く呼び掛けがなされた。参加者たちは、女性の権利の否定が、世界で最も広がった不平等の牽引力であり、ジェンダー不平等と平等な機会の欠如が開発の可能性を減じ、貧困と周縁化をさらに悪化させることを認めた。

8. 参加者たちは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に関するミレニアム開発目標の目標3の範囲の狭さを批判したが、現在の枠組み内に独立したジェンダー平等目標があることの重要性が、活気あるリソースと政治的意思を持ち、実施における進歩と残る課題を監視する説明責任メカニズムとして役立っているものと認められた。2015年以降のアジェンダでジェンダー平等に重点を置くという呼びかけに加えて、多くの参加者たちは、独立したジェンダー平等目標と他のすべての目標にわたるジェンダーの視点の主流化の双方を含む新たな枠組みに、ジェンダー平等を組み入れるための二股の取組に対する支持を表明した。

9. 参加者たちは、女性と男性の間のみならず、お互いを強化し続け、国との富と権力と発言力における増加するギャップを生み出す貧困とジェンダー不平等との間の関連性に注目した。彼らは、貧困は、女性と男性の生活における長期的な変革的な変化がなければ根絶できないことを強調した。2015年以降の開発枠組は、貧困につながる構造的障害に対処しなければならない。

10. 女性と女兒に対する暴力は、参加者によって強調された優先的問題の一つであり、彼らは2015年以降の枠組みが、暴力の根本原因に対処し、暴力の防止と撤廃に向けて活動する具体的行動に重点を置くよう要請した。身体的完結性と人間の安全保障への女性と女兒の権利を侵害することに加えて、女性と

[テキストを入力]

女兒に対する暴力は、彼女たちの教育、訓練、資源、労働市場へのアクセスに対する障害である。暴力は、女性と女兒の、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツを含めた健康への権利も否定する。参加者たちは、女性と女兒に対する暴力に関するターゲットを 2015 年以降の開発枠組に統合することの重要性を述べた。

11. 参加者たちは、妊産婦保健の改善に関するミレニアム開発目標の目標 5 の達成に向けた多くの国々での進歩における継続するギャップについて懸念を表明し、2015 年以降の枠組にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツの統合を要請した。発言者の中には、若い女性の間の HIV 発生を減少させるのみならず、妊産婦死亡と HIV の母子感染を減少させる際に、安全で料金が手頃な保健ケアへの普遍的アクセスを導入することの建設的インパクトを指摘した者もあった。彼らは、強化されたプライマリー・ヘルスケアのジェンダー平等への貢献も述べた。

12. 参加者たちは、教育へのアクセスそれ自体は、学校におけるジェンダーに基づく差別とステレオタイプが教育と職業における分離という結果となり、女性と女兒の可能性の完全開発を妨げる結果となっている限り、十分ではないと述べた。女兒のための初等教育後の機会を改善し、量的問題のみならず、教育の質にも重点を置くことにより、結果を改善するために、更なる努力が必要とされる。

13. 政治的・経済的・社会的生活のあらゆる領域への女性の平等な参画は、持続可能な開発と貧困削減のために必要なものとして、討議の中で強調された。女性の政治的代表者数を増やす際にある程度の進歩は遂げられたが、資源と資産へのアクセスと管理に関する意思決定を含め、男性と同等に女性が社会に完全に参画できるようにするために、数多くの参加者たちは、地方自治体、家庭、地域社会のレベルを含め、あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性の声と参画を高めるために、まだ、具体的行動がとられる必要があることを認めた。

14. 参加者たちは、女性の経済的エンパワーメントが、家族や地域社会の問題において女性の選択肢や声を高めるので、ジェンダー平等の達成にとって極めて重要であることを認めた。人権と法の支配に基づく包摂的で持続可能な経済成長は、貧困撲滅にとって必要である。マクロ経済政策の変化が、女性の経済的権利の達成には必要とされる。新しい枠組みは、女性の完全な経済参画と財産権・相続権のみならず、土地・資源・知識・技術への女性のアクセスを含め、金融資源・生産資源へのアクセスに対する障害に対処するべきである。青少年の高い失業率を仮定して、参加者たちは、すべての雇用創出イニシアティブに若い女性を含めることの重要性を認めた。参加者たちは、2015 年以降の枠組に女性の経済的エンパワーメントのために具体的結果を達成するための具体的ターゲットを開発することの重要性を述べた。

15. 参加者たちは、家事労働を含めた非正規セクターでの女性の生活賃金の必要性のみならず、2015 年以降のアジェンダの経済的エンパワーメントの核心となる原則として、ディーセント・ワークが対処されることを要請した。参加者の中には、子ども・病人・高齢者の世話に費やされる時間を考慮に入れ、より広くその経済と社会への貢献を認めるために、新しい枠組みと国民勘定への女性の無償労働のさらなる承認と可視性を要請する者もあった。好事例には、生活時間調査とサテライト勘定への女性の無償のケアワークの統合が含まれる。参加者たちは、ケア提供者としての男性の役割を推進するために、ジェンダー役割と男らしさに対する認識を変える必要性も述べた。教育政策と雇用政策は、機会均等を推進し、ケアワークの責任の再配分を手助けするために、ワーク・ライフ・バランスを推進するために差別的慣行とステレオタイプに挑戦するべきである。輸送・エネルギー・水・衛生の領域でのインフラ開発も、女性が無償労働に費やす時間の量を減らすことが証明されてきた。

16. 武力紛争中の国々や脆弱な国家で増える貧困と不平等は、女性の権利侵害を悪化させ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成しようとする努力を妨げる。参加者の中には、2015 年以降の開発枠組は、災害の危険削減と備えのみならず、平和と安全保障に対処するべきであると述べた者もあった。それは、気候変動の影響を緩和し、適合する措置も推進するべきである。

17. 2015 年以降の開発枠組は、ジェンダー平等へのさらなる金融投資へのコミットメントを必要とする。参加者たちは、2015 年以降の枠組みには、各国政府が資金提供と説明責任に中心的役割を果たすための

[テキストを入力]

資金調達と投資アジェンダを含めることを提案した。彼らは、各国政府が、財政改革・国内資金の動員・ODAを通して資金を動員するべきであるとも提案した。世界パートナーシップは、相互の説明責任と信頼に基づくべきである。

18. 大勢の参加者たちは、ミレニアム開発目標のターゲットや指標を選ぶことに影響を与えたデータの利用可能性についてコメントした。2015年以降の枠組みは、国内指標を選ぶためには十分に柔軟でありつつ、女性と女兒のための結果を測定するためには、強力で明確なターゲットと指標を含めなければならない。目標設定プロセスは、データの欠如によって妨げられてはならないが、基本データを収集する行動に繋がらなければならない。新しい枠組みにジェンダーの視点を完全に統合するために、参加者たちは、国々が、女性に対する暴力、資産へのアクセスと管理、国内・地方レベルでの政治参画、ジェンダー平等のための資金の配分を含め、様々な問題に関する性別・年齢別・所得別・民族性/人種別及びその他の要因別の量的・質的データを収集する必要を強調した。

作業組織

副議長(ベラルーシ)ステートメント

3月8日(金)午前

国際女性の日

世界の隅々から沸き起こる女性の権利に対する支援のうねりを見て、国際社会はこの勢いを捉え、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を根絶するという約束を守らなければならないと、今朝の国際女性の日 2013年祝賀で、潘基文事務総長は、詰めかけた聴衆を前に述べた。

「今日、世界中で、臨界質量が形成されつつあります」と述べて、彼は、国連本部での特別記念集会を開会した。実際、指導者と諸国民、有名人も普通の人々も等しく、女性と女兒に対して行われる暴力を長い間取り巻いていた沈黙と汚名を拒否するために力を合わせていた。「時機が到来しました。有害な慣行と忌まわしいイデオロギーを廃止させた他のキャンペーンのように、私たちには私たちなりの権利があります」と彼は宣言した。

毎年、国際女性の日には、世界は、女性と男性の平等という大義を推進しているチャンピオンやパイオニアに榮譽を与えている。しかし、この日は、残る障害に目を向ける日でもあると彼は述べた。世界中で、女性は未だに同じ仕事に対して男性よりも少ない給料しか受けていない。あまりにも頻繁に、貴重な家事やケア提供の仕事は認められないままになり、女性と女兒は依然として対象化され、抑圧されたままである。最も困るのは、彼女たちは、未だに信頼できるはずである人々が行う衝撃的な攻撃や虐待を受けていることである。

加害者は自由の身になり、再び攻撃できるので、「刑事責任免除が傷を複雑にしている」。彼は、数年前に、コンゴ民主共和国東部で性暴力被害者と共にしばらく過ごしたことを想起した。「私は、目の当たりにした苦しみ、そしてこんなことは世界中で毎日のように続いていることのほんの一部であることを知って怒りました」と彼は述べた。しかし、そんなところでさえ、多くの他の人々に対応し、希望を与えている人々のヘロイズムの元気づけられる例を見たとは彼は述べた。

2013年の国際女性の日祝賀のテーマは、「約束は約束：女性に対する暴力をなくすための行動の時」であり、そのような忌まわしい人権侵害をなくすために、緊急で具体的な行動が必要とされることを強調していると彼は続けた。データ収集が強化され、各国は法的支援を提供しなければならず、政策能力を高め、保護計画の範囲を拡大し、加害者を裁判にかけなければならない。しかし、防止は、世界的なスローガンであり、女性であろうと男性であろうと、女兒であろうと男児であろうとすべての人々が闘わなければならない。「しかし、私たちに時間がたっぷりあるわけではなく、更なる暴力が到達する前により多くの女性と女兒にと届かなければならない」と彼は述べた。

CNNの国際アンカーである Isha Sesay が司会する開会セッションで、ミッチェル・バチエレ事務次長・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)事務局長は、世界が女性の権利に関する「転換点」にあることに同意した。女性と女兒に対する暴力事件に対してこのような世界的な勢いまたは一般の人々の憤激の広がりがあったことはこれまでになかった。

実際、世界が女性に対して行われた残虐行為を直ちにとらえ、伝えることのできる即座の世界的技術を目の当たりにしたことはこれまでになかった。女性も男性も若者も、今ではあらゆる地域で声を上げ、

[テキストを入力]

「もうたくさんだ」と言っている。彼らは刑事責任免除を直ちになくすことを要求し、尊厳を持って、暴力や差別を受けることなく暮らす女性と女兒の権利の保護を主張している。

しかし、そのような広範な社会変革と共に、国際社会の責務も出てくると彼女は述べて、「私たちは、世界のいたるところの人々の野望と歩調を合わせていかなければならない」と付け加えた。国連加盟国には、課せられる特別な責務がある。その点で、今日、UN-Women の"COMMIT"イニシャティヴ開始の1年後に、50 か国と欧州委員会が、女性と女兒に対する暴力をなくす具体的な手段を取ることを誓約したことを発表できることを嬉しく思うと彼女は述べた。

「もし勇気と確信とコミットメントを持って行動すれば、私たちは女性に対する暴力を最も広がった人権侵害から受け入れられない、もはや容認できないものと考えられるたまに起こる出来事に変えることができるのです」と彼女は強調し、「もはや戻ることはできません---前進を続けるだけです」と各国代表団に告げた。

Gerard Araud(フランス)も開会ステートメントを出して、女性に対する暴力は、戦時中であろうと平時であろうと、同じ結果につながると述べた。つまり、暴力は、教育、自由、平等、市民権への女性の基本的権利を制限し、意味もなくその身体を管理する。女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ライツが尊重されないと、それは女性に対する暴力となる。その権利はあまりにも頻りに否定されている。

耐え難い性暴力を受け、敵を全滅させるための戦争の武器として利用され、女性は武力紛争の第一の主要な被害者であると彼は述べた。フランスのマリへの介入は、武装グループが特に女性に対して行う重大な侵害に対応したいという欲求に導かれている。事務総長としては、紛争中の性暴力に関する特別代表を創設してそのような暴力に対抗する手段を取り、平和維持活動において、女性保護のための男性と女性の顧問の配置を監督している。マリでのその存在が確保されなければならない。

事務総長は、紛争解決への女性の参画を優先事項としたと彼は続けた。実際、女性を単なる被害者とみることを止める時であり、女性は社会で重要な役割を果たしているものと見なければならない。国連では、女性の権利を確保するための規範的枠組ができてきており、彼は、女性性器切除撤廃に関するフランスが共同提案した決議の総会での満場一致での採択を歓迎した。彼は、第57回婦人の地位委員会が、行く手にある多くの課題に応えるために、「大胆で野心的な」合意結論を採択できることに対する希望を表明した。

今朝の記念行事中に、国際女性の日のテーマに関する意見交換パネルも開催された。このパネルのパネリストは、Victoria Tauli-Corpuz 先住民族問題永久フォーラム元議長・Tebtebba 事務局長、Patricia Brownell 高齢者虐待防止国際ネットワーク会員、Annie Banda マラウィ HIV 感染女性連合コーディネーター・顧問、Nisha Varia 人権監視機構上級女性の権利研究者であった。パチュレ氏が司会を務めた。

さらに、このセッションに集まった代表者たちは、2年前の創設に当たって UN-Women のために書かれた国連機関のための初めてのテーマ・ソング"One Woman"の発表を熱い拍手で迎えた。

3月11日(月)午前 第9回会議

議事項目 3(a)(継続)

一般討論(継続)

ブルキナファソ、ホンデュラス、ネパール、ケニア、トーゴ、バングラデシュ、バーレーン、カザフスタン、赤道ギニア、スリナム、エルサルヴァドル、アイスランド、ベラルーシ、バルバドス、コスタリカ、ミャンマー、イラク、モナコ、スリランカ、ドイツ、イスラエル、ウルグアイ、モザンビーク、マレーシア、パプアニューギニア、モルドヴァ、ヴェネズエラ、アルメニア、エリトリア、キルギスタン、マルタ、テュニジア、コンゴ民主共和国、ウクライナ、リビア、ポルトガル

3月11日(月)午後 第10回会議

議事項目 3(a)(継続)

議題紹介ステートメントと意見交換対話
プレゼンテーション

[テキストを入力]

1. Joy Ngozi Ezeilo 人、特に女性と女兒の人身取引に関する特別報告者

2. Frances Raday 法と慣行における女性差別に関する作業部会副議長

意見交換対話

ベラルーシ、欧州連合、中国

一般討論(継続)

グルジア、スワジランド、ジャマイカ、韓国、中国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ヴェトナム、ロシア連邦、レバノン、東ティモール、シリア、アルジェリア、クウェート、ホーリーシー、経済社会理事会類似機関国際協会、国際オリンピック委員会(IOC)、国際赤十字赤新月社連盟、マルタ騎士団、列国議会同盟、イスラム協力団体、国際労働機関、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連地域委員会、国連貿易開発会議、国連人間居住計画(UN ハビタット)、イタリア労働総連合、女兒作業部会、欧州女性ロビー

答弁権行使

アゼルバイジャン: アルメニア領土で暮らしている難民と国内避難民に言及したアルメニア代表が提起した点に答える。このステートメントは、アゼルバイジャンに対するアルメニアの侵攻をやっと認めただけの国際社会を混乱させようとした新たな試みであるが、失敗している。アルメニアの側の「否定の文化」が、女性と女兒に対する暴力とアゼルバイジャンに対する「民族浄化」を含め、そのような重大な形態の侵略を隠すことはできない。アゼルバイジャン自身は、紛争の結果として、60万人の国内避難民を受け入れている。

日本: 韓国代表のステートメントに関して、日本の国内行動計画は、女性・平和・安全保障に関する国内措置に関連する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に基づいている。「慰安婦」の問題に関しては、女性たちが苦痛と苦しみを経験したことに心痛している。しかし、日本は、この問題が政治問題または外交問題になるべきではないと考えている。

シリア・アラブ共和国: クウェート代表の申し立てに関して、もしクウェートがシリアの女性の福祉について心配しているのなら、クウェートから重装備の戦士がシリアに入って来ないように、自国の非国家団体に圧力をかけるべきである。さらに、クウェート女性の状況とその正当な権利行使についても懸念がある。クウェート女性が恐ろしい形態の暴力を受けていることはよく知られている。

アルメニア: アゼルバイジャン代表の受容できない挑発的な言及に答えるが、嘘を繰り返すアゼルバイジャンの政策を残念に思う。アゼルバイジャンが、無防備な 1 万人の女性と女兒に無理にその家を離れさせ、国内避難民としたかはよく知られている事実である。アゼルバイジャンの侵略は、アゼルバイジャン自身に予期できない結果をもたらしている。民間人を保護するために、ナゴルノ・カラバフ和平プロセスを進めることがみんなの利益になる。そうならないで、両国と国民の間の信頼の確立には有害な軍国主義的言葉が聞こえ、新しい世代の子どもたちが育てられる敵意に満ちた環境を生み出している。アゼルバイジャンには優先テーマに集中するよう要請する。

韓国: 「慰安婦」の問題に関して、国内計画の下で取られている国内措置を説明する。慰安婦の問題は解決されておらず、日本の法的責任が依然として残っている。当時の女性に対する暴力に関する特別報告者であった Radhika Coomaraswmy と武力紛争中の組織的強姦・性奴隷・奴隷のような慣行に関する特別報告者の Gay J. McDougall は、日本がその責任を受け入れ、被害者に補償を支払うことを勧告した。McDougall は、国際社会によって勧告されるように、被害者が受け入れられる適切措置を取るよう日本に要請した。

日本: 韓国が提起した問題に関する日本政府の立場はすでに説明してあるが、第二次世界大戦中の賠償、財産権、及び主張は、二国間及びその他の平和協定のみならずサンフランシスコ講和条約の締約国間ですでに法的に解決している。

韓国: 「慰安婦」の問題は解決していないことを繰り返し述べる。これは日本がその責任を法的に認めて初めてできることである。日本の行動は人道違反の犯罪であり、2 国間の財産権等に関する 1965 年の協定では対処されていない問題である。特別報告者たちは、サンフランシスコ講和条約もその他の 2 国間協定も、軍の性奴隷の問題にはかかわっていないことを確認している。彼らの勧告と様々な人権条約機関の勧告に沿って、慰安婦の問題は解決されないままであることを再確認し、歴史的事実を明らかにし、このような非人間的な行為の再発を防止するよう日本に要請する。

アゼルバイジャン: 紛争はアゼルバイジャンが始めたものではない。紛争の結果、アルメニアは、アゼ

[テキストを入力]

ルバイジャン領土を占領し、「民族浄化」を行った。さらに、普通のアルメニア人とアルメニア政府が推進する占領と侵略の政策に対する態度には大きな差がある。アゼルバイジャンは、未だに紛争の重大な結果を受けて暮らしているため、アルメニアはアゼルバイジャンから善意を期待することはできない。

アルメニア: アゼルバイジャン代表のコメントは、委員会の作業とは何の関係もない。アルメニア人に対する重大な人権侵害を隠そうとしないで、DV や人身取引や早期・強制結婚が、女性が直面している課題であるのだから、自国の農山漁村やサービスの行き届かない人々を教育することにより、ジェンダー平等を推進するようアゼルバイジャンに要請する。

3月12日(火)午前 第11回会議

議事項目 3(a)(継続)(ii)見直しテーマ: 「HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の享有」に関する第53回婦人の地位委員会の合意結論の実施における進歩の評価

HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の享有に関するパネル討論(パネル4)

司会: Irina Velichko(ベラルーシ)副議長

ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係をテーマに プレゼンテーション

1. Ms. Fatou Sow Sarr ダカール Cheikh Anta Diop 大学講師 (セネガル)、「セネガルのジェンダー規範とステレオタイプに新天地を拓く」
2. Mr. Warren Feek コミュニケーション・イニシアティブ事務局長 (ニュージーランド)、「ジェンダー・ステレオタイプを克服する際のメディアの役割」

ディスカッサント

Mr. Luis Mora 国連人口基金(UNFPA)ジェンダー・人権・文化課課長

意見交換対話

参加委員国: フィリピン、ドイツ、中国、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ルワンダ

参加非委員国: セネガル、スイス、パラグアイ、カメルーン、デンマーク(北欧諸国を代表)、ナイジェリア、南アフリカ、オーストラリア、トゥヴァル、カザフスタン、モロッコ、ケニア、ガーナ、トルコ、バーレーン

参加オブザーヴァー: 欧州連合

ライフ・ワーク責任の共有とバランスをテーマに プレゼンテーション

1. Mr. Niclas Jarvklo スウェーデン教育調査省、男性とジェンダー平等審議会書記官、「育児休業政策、進展、学んだ教訓」
2. Ms. Lucia Zachriasova チェコ共和国労働社会問題省ジェンダー平等ユニット長、「女性のケア提供役割への公共投資」

ディスカッサント

Ms. Renata Kaczmarek 経済社会問題局社会政策開発部家族フォーカル・ポイント

意見交換対話

参加委員国: 韓国、イタリア、コロンビア、フィリピン、ドイツ

参加非委員国: ウガンダ、ブルキナファソ、オーストラリア、メキシコ、ケニア、エクアドル、ナイジェリア

参加 NGO: 欧州女性ロビー、国際労働組合総連合

司会者の概要(E/CN.6/2013/CRP7)

1. 2013年3月12日に、婦人の地位委員会は、2009年の第53回委員会で採択された「HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の共有」(E/2009/27-E/CN.6/2009/15、第I章、セクションAを参照)というテーマに関する合意結論を実施する際の進歩を見直すための意見交換対話を開催した。意見交換対話は、2つのパネル討論という形式で開催された。最初のパネルは、本概要の重点

[テキストを入力]

である(a)ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化、不平等な力関係、(b)ライフ・ワーク責任共有とバランスという2つのテーマを中心とした。第2のパネルは、(c)HIV/エイズの状況でのケア提供、(d)無償のケア労働を認め評価するという2つの追加のテーマに対処した(E/CN.6/2013/CRP8を参照)。

2. パネル討論は、Ms. Irina Velichko 委員会副議長(ベラルーシ)が司会を務めた。ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係に関するセグメントのパネリストは、Ms. Fatou Sow Sarr ダカール Cheikh Anta Diop 大学ジェンダー研究所所長(セネガル)と Mr. Warren Feek コミュニケーション・イニシャティヴ事務局長であった。Mr. Niclas Jarvklo 男性・ジェンダー平等スウェーデン政府審議会書記、Ms. Lucia Zachariasova 労働社会問題省ジェンダー平等ユニット長(チェコ共和国)は、ライフ・ワーク責任の共有とバランスに関するセグメントのパネリストであった。Mr. Luis Mora 国連人口基金ジェンダー・人権・文化課課長と Ms. Renata Kaczmarksa 国連経済社会問題局社会政策部家族関係プログラムが、それぞれのセグメントのディスカッサントを務めた。29か国の加盟国代表、一人の地域団体代表(欧州連合)、2人の市民社会ネットワーク代表が意見交換対話に参加した。イシュー・ペーパーが討議の枠組を提供した。

3. 2009年に、委員会は、HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の平等な責任の共有を改善し、促進するための54の行動志向の勧告に関して合意した。結論は、(a)ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係、(b)ライフ・ワーク責任の共有とバランス、(c)HIV/エイズの状況でのケア提供、(d)無償のケア労働を認め、評価するという4つの別箇のテーマの下に分類された。以下の概要は、重要な進歩と残る課題を強調し、ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係及びライフ・ワーク責任の共有とバランスに関連する勧告の実施を促進するための勧告を概説する。

実施において遂げられた進歩

4. 参加者たちは、世界中でのジェンダーに基づく不平等の根深さ、それが女性・男性・女兒・男児・社会全体に与える否定的インパクトを認めた。彼らは、差別的なジェンダーに基づく規範、ステレオタイプ、慣行が、ワーク・ライフ責任の平等な共有とバランス、及び経済的・社会的開発にとって極めて重要な雇用と意思決定への男性と等しい女性の参画を妨げ続けていると述べた。参加者たちは、建設的インパクトを生み、拡大と規模拡大を証拠を上げて弁護する2009年の合意結論の勧告に沿って、様々な有望な政策とプログラム・イニシャティヴを分かち合った。これには、教育でのジェンダー問題の対処、経済資源と機会への平等なアクセス、メディアにおけるジェンダー問題、育児と育児休業に関連する政策、父親と子どもとの間のより密接な関係の開発に貢献してきた家族と無償のケア労働への男性のかかわりの増加の推進、意思決定への女性の参画が含まれ、このすべてがよりジェンダー平等な成果に貢献した。

5. ジェンダー規範とステレオタイプを変える際に、教育の役割を強調して、参加者たちは、ジェンダーに基づくステレオタイプを撤廃するためのカリキュラム開発と教科書改訂のための人権とジェンダー平等ガイドラインの組み入れと統合のような教育内容のジェンダー配慮の強化に関連したイニシャティヴの例を提供した。

6. 労働市場の分割に対処するメッセージと男性職・女性職といったステレオタイプの認識も分かち合われた。これには、特に科学・技術の分野の非伝統的職業訓練と教育プログラムへの女性と女兒のアクセスを推進すること、伝統的に女性が行ってきたケア労働・職・仕事に関わるよう男性・男児を奨励することが含まれた。参加者たちは、育児への男性のかかわりを促進することを含め、両親とケア提供者に教育とガイダンスを提供する努力も分かち合った。彼らは、非差別的な社会規範を伝え、子どもの行動に建設的影響を与える際の女性・男性双方の重要な役割、よい男女のロール・モデルの重要性を述べた。

7. ジェンダー・ステレオタイプに挑戦し、ジェンダー平等を強化する際のメディアの重要な役割が強く強調された。参加者たちは、メディアにおける女性の描き方を論じ、メディアの雇用における男女間の平等も推進するニュースの報道において、男女を平等に表現することを目的とする有望なメディアの政策と慣行を強調した。不平等が未だに広がっているが、参加者たちは、メディアの上級管理職における女性の数の増加を指摘した。討議は、有償・無償のケア労働における責任の平等な共有を含め、あらゆる

[テキストを入力]

る問題にわたってジェンダー平等を推進するための有力なツールとしてのデジタル/ソーシャル・メディアの急速な拡散を強調した。ソーシャル・メディアの媒体のない性質が、公的領域内で女性と女兒の声を大きくし、知識を分かち合い、両親・後見人・男性の親戚に直接管理されない方法でネットワークを生み出す機会を提供している。ソーシャル・メディアと携帯電話のようなモバイル技術の機会を認めつつ、参加者たちは、これら技術の知識・利用・開発へのアクセスにおけるジェンダー・ギャップ及び女性と女兒に対して暴力を加える際のその利用のことも述べた。参加者たちは、ジェンダーに基づく規範と差別に対処するためのより地方化したより農山漁村志向のコミュニケーションのその他のチャンネルも明らかにした。彼らは、非識字率の高い地域で、漫画、ちらし、歌を通して、男女間の責任の共有についてのメッセージを出している国もあるという例を分かち合った。ラジオ番組、戸別のキャンペーンとコミュニティの対話が、農山漁村のコミュニティで差別的態度を変えることに成功することも分かった。

8. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに男性・男児をかかわらせ、ステレオタイプを克服しようとする慎重な努力が認められた。参加者たちは、男性の育児休業の利用とケア労働への参加にはゆっくりではあるが着実な増加を経験している国々もあるが、男性のケア労働への貢献を評価し、労働市場で休暇と柔軟な労働方針の利用を含め、男性が直面している認識と課題をよりよく理解する必要性が依然としてであると述べた。参加者たちは、男性のケア提供への建設的なかわりの例が強調されるべきであり、著名な男性のみならず、国の政治や企業の指導者を、ジェンダー・ステレオタイプに挑戦する行動を推進するロール・モデルとして引き付けることができると述べた。男らしさに関する調査の成長分野が、ジェンダー関係を変えることのできるより多くの情報、分析、好事例を提供している。

9. パネルは、ワーク・ライフ・バランスに関連する問題が、ますます注目を浴びていることを確認した。仕事・家庭・ケア責任の両立を促進するために取られた措置の例が強調された。これには、母親・父親・両親休業を含め、休暇の提供、柔軟な労働取り決め、社会保護政策の採用または見直し、デイ・ケア・センターやケア提供者のための財政給付の提供、家庭に優しい職場の推進、質の高いケア・サービスと育児施設の提供、無償のケア労働に費やされる時間を減らす教育と保健ケアを含めた物理的インフラと公共サービスへのアクセスの開発が含まれた。育児の提供のために欧州会議が設立したバルセロナ・ターゲットのような具体的なターゲットの設定が政策変更を促す際に役立つことができることが述べられた。例は、父親と母親に正式に割り当てられる休業が奨励策となる国々もあり、男性がますます育児休業を取りつつあることも示した。来る 2014 年の欧州仕事と家庭両立年のような比較的大きなキャンペーンも強調された。

10. 討議は、未だに大部分が目に見えないままであるので、無償のケア労働とその他の無償労働の経済への貢献を明らかにしようとする努力に基づき、これを拡大する必要性も指摘した。ますます多くの国々が非正規の無償労働と無償のケア労働を生活時間調査と無償労働を国民勘定に含めることを通して測定し、評価しようとする努力を払っている状態で、いくつかの好事例が強調された。

11. 深く根付いた社会規範に対処し、挑戦し、変化を推進する際に、発言力、対話、組織を推進することの重要性が強調された。参加者の中には、この点で、社会運動、市民社会ネットワーク、組織とコミュニティ・グループの重要な役割を強調し、そのようなネットワークやグループによって開発されたイニシアティブに対するもっと強い支援を要請する者もあった。

12. HIV/エイズの状況で、参加者たちは、汚名と差別と闘い、反差別法の導入、HIV に関する国内戦略計画に人権とジェンダー平等を含めること、有償の在宅ケアの支援、コミュニティ・アウトリーチ、汚名とケア提供における男性の役割に対処する努力を含めた HIV 予防と対応に関する戸別キャンペーンを含め、ケア・ニーズに対応するために実施されるイニシアティブに注意を引いた。しかし、ジェンダー・ステレオタイプを巡る社会規範から生じるケアの重荷を、女性が不相応に担っており、このことがその経済的安全保障に与える意味合いを仮定して、変化を推進する継続した努力が必要とされる。一つの懸念は、国々の中には新たな感染が女性の間で増えているところもあるということである。参加者たちは、HIV の予防と対応において若者を対象とし、かかわらせることの重要性を強調した。

実施におけるギャップと課題

[テキストを入力]

13. いくつかの領域で進歩が遂げられ、多くの革新的なプログラムが実施されつつあるが、意見交換対話は、注意を傾ける必要のある問題と領域がいくつかあることを明らかにした。変化を妨げ女性と女兒に対する差別と暴力を大目に見る社会的態度や行為の広がりが大変に心配される。さらに、利用できる調査やデータは、世界的に女性がその政治的・経済的・社会的参画とエンパワメントに否定的な影響を及ぼす無償のケア労働の重荷を不相応に担い続けていることを確証している。

14. 女性を男性支配のセクターや意思決定の地位から遠ざけることを助長する労働市場のジェンダーに基づく分離に対処する際に、課題が根強く続いている。女性は、育児休業を不相応に利用する傾向があり、パートタイムの職におけるその割合は依然として男性よりも大きい。

15. 家事労働者の役割とその経済への貢献についての意識は高まっているが、家事労働を規制し、労働時間や賃金を含め、家事労働者の人権と労働権を推進・保護し、保健ケア及びその他の社会的・経済的給付へのアクセスを改善する強化された努力が国家やその他の行為者によって必要とされている。この点で、参加者たちは、家事労働者のためのディーセント・ワークに関する国際労働機関条約第 189 号とこの批准を推進し、この条約、女子差別撤廃条約、及びその他の関連国際人権基準に沿って、家事労働者の法的・社会的保護を実施する必要性に注意を引いた。

16. 参加者たちは、仕事、家庭、ケア責任の両立とジェンダー規範とステレオタイプの変革に影響を及ぼす様々なその他の問題と課題に注意を引いた。これには、公共サービスの打ち切りと利用者料金の増額がそれらサービスへの家庭のアクセスを減らす時に、増加するケア・ニーズを助長する人口学的変化、継続する世界金融・経済危機のインパクト、財政緊縮措置の影響が含まれる。そのような変化と切り詰めは、しばしば、女性と女兒によって埋め合わせされ、家庭内の彼女たちの仕事の重荷を増やす。参加者の中には、ジェンダー平等の公約の実施に対する予算の公約はまだ不十分であると述べた者もあった。

実施を促進するための勧告

17. 討議は、2009 年に出された勧告の価値と継続する関連性及びそれらを実施するための新たな注意と促進された行動の必要性を確認した。深く根差した社会規範と慣行に対処するには多くの異なったレベルでの行動を伴った包括的な取組が必要であるとの合意があった。そのような取組は、女性と男性の機会・資源・サービス・意思決定への平等なアクセスのみならず、ジェンダー平等と責任の平等な共有を推進・育成するイメージ、態度、行為、学習を育てる教育制度、労働市場、リーダーシップ、メディアを対象とするかも知れない。

18. 特に、参加者たちは、合意結論の実施を促進する以下の行動を強調した:

(a)労働・雇用・人権文書を含め、関連法文書を批准し、非差別とジェンダー平等を推進する国際規範と基準と調和しているジェンダーに配慮した国内の法的枠組を設置すること。

(b)規範的枠組と法律が有償雇用への女性の参画を支援し、子どもの世話及びその他のケア関連の仕事への男性のかかわりを促進する政策に変わることを保障すること。これには、ジェンダーに配慮した政策の採用または権利、社会保護、労働条件と有償及び無償のケア提供者の承認と支援を改善するための既存の政策の見直し、女性と男性双方が育児休業及びその他の形態の休業へのアクセスがあることを保障すること、労働条件の柔軟性を高めること及び質の高い、料金が手頃なケア及びその他の公共サービスの開発または拡大への投資が含まれる。

(c)政府、市民社会団体、雇用者と被雇用者、男性と女性を含めたすべての関係者が共同の主体性を確保するために、政策策定プロセスに関わり、相談を受けることを保障すること。

(d)ジェンダー・ステレオタイプに挑戦し、差別的態度や行為と闘うために、地方・国内・地域・国際レベルでのアドヴォカシーと意識啓発を強化すること。

(e)メディアにおけるジェンダー平等の傾向を監視し、ニュー・メディア・テクノロジーへの平等なア

[テキストを入力]

クセスと主体性を確保するために、知識創出とプラットフォーム開発への女性の参画を推進すること。

(f)政策策定における公的領域と私的領域との間の二分法を打ち壊すために活動し、社会的地位向上の要件として、女性の有償雇用を認めること。

(g)無償労働の測定のみならず、性別データの収集と分析の能力を築き、強化し、この測定が、社会的・経済的政策開発に伝えるために利用されることを保障すること。

(h)討議されているテーマ全体を通して、経験・知識・好事例・学んだ教訓の継続する分かち合いのための機会を創出すること。

作業組織

副議長(ベラルーシ)ステートメント

3月12日(火)午後 第12回会議

議事項目 3(a)(ii)継続

HIVの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の共有に関するパネル討論(パネル5)
司会: Mr. Filippo Cinti(イタリア)副議長

HIV/エイズの状況でのケア提供をテーマに
プレゼンテーション

1. Ms. Violet Shivutse Shibuye コミュニティ保健ワーカーズ創設者・理事、ケニア GROOTS フォーカル・ポイント・リーダー、「貢献に対する報酬、ケニアの草の根のケア提供者のアドヴォカシーと努力」
2. Ms. Baby Rivona Ikatan Perempuan Positif インドネシア(IPPI---インドネシア感染女性ネットワーク)、コーディネーター、「HIV 予防・治療・ケア・HIV 感染女性のための支援に対処する際の進歩」

ディスカッサント

Ms. Jantine Jacobi UNAIDS 事務局ジェンダー部部長

意見交換対話

参加委員国: フィンランド(北欧諸国を代表)、コンゴ民主共和国、中国、ブラジル、フィリピン、イラン・イスラム共和国、ルワンダ

参加非委員国: ポーランド、セネガル、ブルキナファソ、スーダン、モロッコ、ウガンダ、南アフリカ、エクアドル

参加オブザーヴァー: 欧州連合

参加 NGO: 国際エイズ協会

無償のケア労働を認め評価するをテーマに
プレゼンテーション

1. Mr. Francisco Guillen Martin メキシコ国立統計地理機関 (INEGI)国家勘定副部長、「メキシコにおける化粧労働のサテライト勘定: 家庭でのケアとサポート」
2. Ms. Souad Triki 経済学者・ジェンダーと開発専門家、退職上級講師(チュニジア)、「チュニジアで具体的な公共政策となった 2005 年の生活時間調査データ」

ディスカッサント

Ms. Paxz Lopez メキシコ UN-Women 技術顧問

意見交換対話

参加委員国: イタリア、コロンビア、フィリピン

参加非委員国: スイス、ケニア

参加 NGO: 国際社会開発研究所

司会者の概要(E/CN.6/2013/CRP.8)

1. 2013年3月12日に、婦人の地位委員会は、2009年の第53回委員会で採択された「HIV/エイズの状

[テキストを入力]

況でのケア提供を含めた女性と男性との間の平等な責任の共有」というテーマに関する合意結論 (E/2009/27-E/CN.6/2009/15, 第 I 章、セクション A) を実施する際の進歩を見直すための意見交換対話を開催した。意見交換対話は、2 つのパネル討論の形式で開催された。最初のパネル討論は、(a) ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な力関係、(b) ライフ・ワーク責任の共有とバランス (E/CN.6/2013/CRP.7 を参照) という 2 つのテーマを中心とした。第 2 のパネルは、(a) HIV/エイズの状況でのケア提供、(b) 無償のケアワークを認め、評価するというもうあと 2 つのテーマに対処した。

2. パネル討論は、Mr. Filippo Cinti (イタリア) 副議長が司会を務めた。第一セグメントのパネリストには、Ms. Violet Shivutse Shibuye (ケニア) コミュニティ保健ワーカー創設者・ディレクター兼 GROOTS ケニアのフォーカル・ポイント・リーダーと Ms. Baby Rivona (インドネシア) インドネシア陽性女性ネットワーク国内コーディネーターが含まれた。第二セグメントのパネリストには、Mr. Francisco Guillen Martin (メキシコ) 国立統計局国民勘定副所長と Ms. Souad Triki (テュニジア) 経済学者・ジェンダーと開発専門家・テュニジア大学元上級講師が含まれた。Ms. Jantine Jacobi 国連合同エイズ計画 (UNAIDS) 事務局ジェンダー部長と Ms. Pax Lopez ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) メキシコの技術顧問が、それぞれ、2 つのセグメントのディスカッサントを務めた。19 か国の加盟国、1 つの政府間機関、2 つの市民社会団体の代表者が、意見交換対話に参加した。イシュー・ペーパーが、討議の枠組を提供した。

3. 2009 年に、委員会は、HIV/エイズの状況でのケア提供を含め、女性と男性との間の平等な責任の共有を改善し、促進するための 54 の行動志向の勧告に関して合意した。その結論は、(a) ジェンダー規範とステレオタイプ、社会化と不平等な権力関係、(b) ライフ・ワーク責任の共有とバランス、(c) HIV/エイズの状況でのケア提供、(d) 無償のケアワークの承認と評価という 4 つの別箇のテーマの下で分類された。以下の概要は、重要な進歩と残る課題を強調し、HIV/エイズの状況でのケア提供と無償のケアワークの承認と評価に関連する勧告の実施を促進するための勧告を概説する。

実施において遂げられた進歩

4. 参加者たちは、再生産労働とケア・エコノミーが横断的問題であり、HIV/エイズ感染者、高齢者、子ども、障害者、慢性病患者のケアを含むことを認めた。無償のケア労働が評価され、考慮される時、男性よりも女性の仕事量の方が多いことを証拠が示している。しばしば、ケアを必要とする女性が、他をケアしなければならぬことになる。有償労働と無償労働の浸透する性質を仮定すれば、女性のケア提供の重荷は女性にとっては時間不足に繋がり、しばしば女性が生活のあらゆる領域に参画することを妨げる。無償のケアが、しばしば国内総生産 (GDP) へのかなりの貢献を示しているため、討議は、無償のケアワークを測定し、評価することが重要であることを確認した。それは、無償労働を通して女性の生産的貢献を評価する手助けとなり、性別役割分業の可視性を高める。育児休業、家族休業のようなケア提供、教育費支援、家族以外の者のケア提供者の支援、商品券の提供を含めた責任の平等な共有を推進するための国内計画やガイドラインが述べられた。HIV/エイズの状況でのケア提供に対処する際に、参加者たちは、予防・治療・ケア・サポートへの平等なアクセスを含めた HIV への国内対応、HIV とエイズに感染している女性の参画、開発の担い手としての役割を強調するケア提供者を支援するイニシアティブにおいて遂げられた進歩に関して情報を分かち合った。

5. 参加者たちは、ジェンダー不平等と国内 HIV 政策とプログラムにおける女性の脆弱性の増加に対処する際の進歩を報告したが、場合によっては、そのような政策と計画が、保健ワーカーの訓練と HIV 感染者への心理社会的支援と家庭訪問の提供を通してケア提供を考慮に入れている。さらに、政策と計画は、性教育、女性に対する暴力、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツの領域での関連性の強化によって証明されているように、ますます人権の原則を反映し、ジェンダー平等を統合し、多部門的である。参加者の中には、HIV 感染者の権利を保護するために、法律を設置したと報告した者もあった。

6. 参加者たちは、男女双方のための HIV 予防・治療・ケア・サポートへの平等なアクセスの確保の領域での進歩を引用した。国々は、HIV テストと早期診断を奨励し、国の保険がない被拘禁者と個人を含め、脆弱な、または重要な母集団への特別アウトリーチを伴って、治療を受ける資格のあるすべての患者に

[テキストを入力]

対する無料または低コストでの抗レトロウイルス治療へのアクセスを確保し、妊婦と母親になる準備をしている女性の間の母子感染を撤廃し、ケア提供者に報酬を支払うための様々なキャンペーンとイニシアティブを実施してきた。

7. 2009年の合意結論は、草の根の女性にかかるケア提供の重荷を減らすために、HIV/エイズ感染家族のための在宅ケア・プログラムの規模拡大を巡る政府とドナーのコミットメントをにわかに活気づけた。それ以来、心理社会的・身体的・社会経済的・栄養学的・法的支援を含め、あらゆるサービスを提供してきた草の根のケア提供者は、自分たちの意見を共営化する同盟へと組織し、女性たちがそれなりにケア提供者、地域社会の開発専門家として公共の場と公共社会政策で認められることを提唱している。

8. 参加者たちは、在宅ケア提供者の草の根モデル、最初はジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに対応するために設立されたが、包括的な HIV とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービス並びにその他の女性のための支援サービスを提供するために進展してきた一つ屋根の下での様々なサービス提供のための「ワン・ストップ」センターである在宅ケア提供者のための草の根モデルのような HIV 感染女性とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための質の高い治療・ケア・サポートを提供してきた様々なサービス提供モデルの例も分かち合った。

9. それぞれの地域社会での在宅ケア提供者による様々な貢献を文書化する証拠に基づく調査からのデータは、HIV 対応に対するその貢献に対する承認と補償を推進し、全体的な政策開発に伝えるために地方自治体や国の政府との対話にかかわるケア提供者の能力という結果となっている。同様に、HIV と女性に対する暴力との間の関連性に関する HIV 陽性女性が先頭に立った調査は、女性に対する暴力の問題の国の HIV 戦略計画への統合を強化するために利用されてきた。

10. アドヴォカシー努力と HIV 感染女性のネットワークを含めたジェンダー提唱者と市民社会の代表の参画、及びケア提供者の同盟や連合は、プログラムの開発において、この疫病のジェンダーの側面を目に見えるようにする際に役立ってきた。参加者たちは、HIV という疫病の状況で女性の権利に対する説明責任を確保するために重要なプラットフォームとして、女子差別撤廃条約を含めた既存の規範的枠組の利用も説明した。パネルは、エイズの対応に女性に対する暴力との闘いを統合するという領域でのさらなる行動を支援するために、HIV 感染女性に対する強制不妊手術を含めた人権侵害について女子差別撤廃委員会に伝える通報プロセスを用いる際に、HIV 感染女性のネットワークが用いる戦略の例を討議に伝えた。討議は、アドヴォカシーと女性と女兒の生活及び社会全般を改革することを目的とする建設的行動を導入するための重要な動員ツールとしての女性・女兒・ジェンダー平等・HIV のための促進された国内行動のための UNAIDS アジェンダを強調した。

11. 参加者たちは、責任の平等な共有の一部として、参画と女性のエンパワーメントの役割を強調した。包摂を確保するために、障害者のような重要な関係者が、特に保健ケアと社会保護提供へのアクセスの点で、予算の配分に関して意思決定がなされる分権化した政府の意思決定構造に議席を有している。都会・農山漁村地域を含め、女性と男性をエンパワーする包括的なイニシアティブの例、女性の平等な貢献の強調が、意思決定が共有され、サービスが提供される男女の自助グループの創設を含めて強調された。例えば、HIV 予防、医療検査、治療、健康保険へのアクセスについての知識と情報が提供される。家庭/家族の全体的な状況を改善し、ジェンダー平等についての意識を高めるための訓練、所得創出活動を通じた無償のケアワークの承認も、これらグループ内で提供されている。高齢者を抱える国々では、どのようにケア提供とケア提供者の承認にアプローチするかについての討議がある。討議は、女性の経済的・政治的エンパワーメントへの道として、草の根女性の組織の価値も高めた。

12. 討議は、様々長さや期間の生活時間調査を通して、無償労働の可視性を認め、強化する国内努力も強調した。例えば国々の中には、性別データと生活時間データが法律によって義務付けられているところもある。国々の中には、パイロット調査を終了し、国内生活時間調査を行う計画を有していると報告したところもあった。場合によっては、生活時間調査の結果が、無償のケアワークの全体的な経済への貢献に注意を引くためにサテライト勘定に入れられ、ジェンダーに配慮した予算編成または育児サービス提供のための政策に伝えるために用いられている。

[テキストを入力]

実施におけるギャップと課題

13. 2009年の合意結論の実施において進歩が遂げられたが、意見交換対話は、HIV/エイズの状況でのケア提供と無償のケアワークの承認と評価の領域でのいくつかのギャップと課題を強調した。

14. HIVのジェンダーの側面に対処する課題が依然として残っている。参加者たちは、同時に計画と政策の実施に関して課題が根強く続いていることを認めつつ、HIV/エイズに関する国内戦略計画にジェンダー平等の側面を統合することにより、HIVとエイズによってインパクトを与えられている女性・女兒・男性・男児の特別なニーズに対応することを目的とするイニシャティヴを認めた。これは、HIV感染女性に対する継続する暴力、汚名、差別、及びHIV感染女性に課せられるケア提供の重荷よって証明されている。これに関連しているのが、関連する政治的コミットメントの欠如とジェンダー不平等とHIVとの間の関連性に対する理解が限られていることである。さらに、世界的な経済危機とその結果としてのエイズへの資金提供の減少のせいで、HIV対応におけるケア管理が、臨床ケアの提供により重点が置かれ、家庭と地域社会で提供されるケア提供が、世界的アジェンダからケア提供を追い出しているが、大勢の女性と女兒は認められもせず、報酬を受けることもなくこの役割を引き受けている。政府が支援する地域社会強化戦略を通して、ケア提供が地域社会において規模拡大されつつあるときに、ケア提供者のグループの間でしばしば分裂が起こり、さらなる不平等を生み出し、女性たちを草の根レベルに任せきりにして、わずかに選ばれたグループだけが政府の支援を受けている。

15. 討議全体を通して、参加者たちは、ケア提供は社会にとって大変に価値のあるものではあるが、未だに社会的にも経済的にも認められず、報酬もなく、支援もないままであることを認めた。それは、性別役割分業のために未だに「女の仕事」と広く考えられており、ケア・エコノミーにおける女性の貢献は、多くの国々でGDPに数えられることはめったにない。家庭内・地域社会内のケア提供は、不相応に女性と女兒によって提供され続け、性別役割分業のステレオタイプの認識を永続させるのみならず、女性と男性との間の責任の不平等な共有を強調している。

16. HIV/エイズの状況でのケア提供者は、地域社会・国内・世界レベルの意思決定プロセスや政策討議でほとんど無視されている。特にHIVの状況では、女性のケア提供者は、特に彼女たちは地域社会で非常に必要とされる支援を提供しており、女性に対する暴力や相続権や財産権に関連する問題を含め、HIV/エイズを超えて地域社会の意思決定にインプットを提供する最もふさわしい立場にあるので、そのインプットが求められていないのは問題であると考えられる。

17. 無償のケアの測定には課題が残っている。無償のケアの正確な経済的価値の決定、生活時間調査から得た情報の調和、生活時間調査の結果の公共政策への転換、比較できるデータの欠如、生活時間調査の期間、生活時間調査が異なった形態の不平等と重複する形態の差別を説明しないという事実、予算の制約が、生活時間調査の効果を妨げる制約の中にある。保健に関連した無償のケアワークの特定の場合には、誰がケアを提供していて、誰がケアの利益を受けているのかについてよりよく理解することがまだ必要である。

18. 参加者たちは、政策策定に伝えるための生活時間データ収集と利用にとってのかなりの抑止力としての政治的意思の欠如、政治的無能力、制度的空白のことも述べた。特別な課題は、家事に戻らなければならない教育を受けた女性の間の高い失業率の問題であり、高齢人口を抱える国々では、政策課題には、どうすれば長期的ケア・サービス、在宅ケア、社会サービス、ケアに対して支払う商品券を提供するかが含まれる。

実施を促進するための勧告

19. 参加者たちは、合意結論の実施を促進するために、経験と好事例に基づいて、以下の行動を勧告した：

(a)性教育を含めたセクシュアル・リプロダクティヴ・ヘルスに対するさらなる尊重を推進し、母子感染を撤廃するためのプログラムを支援し、保健制度・社会福祉制度がHIV感染者を世話することを保障して、HIV感染の根本原因としてジェンダー規範と不平等に対処すること。努力は、HIV感染のさらなる危険にさらされている重要な母集団の特別な要請と非差別、平等、最も困っている人々に届くという

[テキストを入力]

原則を確保するためのさらなる支援の必要性を考慮に入れなければならない。

(b)国内保健制度の強化を含め、政府の政策アジェンダの一部として、特に HIV の状況でのケア提供に対する支援を強化すること。これには、指定された予算を通して女性主導のケア提供ネットワークの貢献を正式に認めること、HIV に感染し、エイズを発症している人々のための地域社会開発と社会サービス・プログラムを立案し、資金提供する企画・意思決定機関における議席が含まれる。

(c)ケア提供ネットワークと同盟が、所得創出、保健、貯蓄、貸付イニシアティブを行うことができるようにする公共・民間の資金調達を増額し、組織とリーダーシップ開発のための能力を築き、HIV と保健予算に関連する説明責任・透明性イニシアティブを行うこと。

(d)ケア責任の共有を男性に奨励し、かかわらせるものを含め、好事例と既存のサービス・モデルからの学習を文書化し、普及し、分かち合い、2009 年の合意結論に関する進歩の実施を改善するのみならず、アドヴォカシーと意識啓発で利用するためのよりジェンダーに配慮した調査とデータ収集を確保すること。

(e)生活時間調査を通してデータを収集するよう統計局に義務付けることによって、無償労働を認め、評価し、生活時間調査の間隔を規制すること。さらに、障害を持つ女性、先住民族女性、HIV 感染女性を含めた女性が直面する重複する脆弱さを反映する間接的測定を含め、異なった形態の不平等と重複する形態の差別の測定で生活時間調査を補うこと。

(f)サテライト勘定を国民勘定に組み入れ、サテライト勘定が、平等な賃金の配分、育児へのアクセス、家庭の領域での女性と男性との間の平等な責任の共有を奨励する政策のために利用されることを保障すること。

作業組織

副議長(イタリア)ステートメント

3月13日(水)午前 第13回会議

議事項目 4: 女性の地位に関する通報
(非公開会議)

3月14日(木)午前 第14回会議

議事項目 5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
議事項目 3(c)(継続)

口頭での決定

委員会は公式文書 9 と 10 に留意することを決定。

決議案の紹介

1. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2013/L.4)

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

一般討論(継続)

ヘルプエイジ・インターナショナル, Femmes Afrique Solidarite, 若い女性コーカス, 人権開発協会, 国際先住民族女性フォーラム, ソロプティミスト・インターナショナル, 公衆衛生研究所, 婦人国際平和自由連盟, 国際ペン, COC オランダ, 子ども擁護インターナショナル, 世界教会協議会国際問題協会委員会, アムネスティ・インターナショナル, カナダ大学女性連盟, 開発フォーラム(FOKUS)

一般討論まとめ

[テキストを入力]

一般討論総数	187	国のグループによるステートメント	11
		各国によるステートメント	144
		国際団体によるステートメント	14
		NGOによるステートメント	18
		女性によるステートメント	135(72%)
		男性によるステートメント	52(28%)

ステートメント内容: 今回は 187 のステートメント全部で「女性と女兒に対する暴力」が取り上げられた。暴力の中でも一番多く取り上げられた問題は、「暴力被害者のための支援メカニズム」(74)と「加害者の訴追」(38),「暴力防止措置」(34)であり、暴力の形態としては、「DV」(80),「ジェンダーに基づく暴力」(51),「性暴力」(51),「人身取引」(34),「女性性器切除」(25)等が取り上げられた。

「ジェンダー平等」(104)は、暴力をなくす上で最も重要と考えられ、そのためには「女性と女兒のあらゆる領域への参画」(31),「あらゆる場での意識啓発」(29)の重要性が述べられた。

「女性と女兒のエンパワーメント」(97)も、暴力をなくす上で「ジェンダー平等」に次いで重要と考えられ、中でも「意思決定への参画」(25)と教育(24)の重要性が強調された。

しかし、暴力をなくすための「法の整備」(114)が何よりも重要と考えられていた。

今回のステートメントの特徴は、多くの国々が「市民社会団体との協力」(35)の重要性を強調したことであった。

3月15日(金)午後 第15回会議

閉会セッション

決議の採択

1. 今後の婦人の地位委員会の作業の組織と方法(E/CN.6/2013/L.2)---PBIなし

提案者: Filippo Cinti(イタリア)副議長(非公式折衝に基づいて)

コンセンサスで決議案を採択(経済社会理事会に採択を勧告)

決議内容

経済社会理事会は、

1987年5月26日の決議1987/24, 1990年5月24日の決議1990/15, 1996年7月22日の決議1996/6, 2001年7月24日の決議2001/4, 2006年7月25日の決議2006/9, 及び2009年7月28日の決議2009/15を想起し、理事会は、婦人の地位委員会のための重点的なテーマ別取組の複数年にわたる作業計画を採択した。

決議2009/15で理事会が委員会はその決議2006/9で理事会によって採択された通り、現在の作業方法を維持し、検討中の作業方法を継続するべきであることを確認したことも想起し、

決議2009/15で理事会が2013年の第57回委員会は2015年に北京宣言と行動綱領², 及び第23回特別総会の成果³の見直しと評価を行う可能性を討議することを決定したことをさらに想起し、

決議2009/15で理事会が第57回委員会は今後の会期の優先テーマを決定することを決定すると決定したことを想起し、

理事会が、経済的・社会的・環境的及び関連する分野のすべての主要な国連会議と首脳会合の成果の、統合され、調整された実施とフォローアップにおいて、それぞれのマンデート内で理事会に統合力のある支援を提供するよう、機能委員会・地域委員会・その他の補助機関に要請した2012年の決議2012/30も想起し、この点で、理事会の強化に関する2006年11月20日の総会決議64/16の実施の継続中の見直

² 1995年9月4-15日, 北京, 第4回世界女性会議報告書(国連出版物, 販売番号E.96.IV.13), 第I章, 決議1, 付録I及びII。

³ 総会決議S-23/2, 付録, 及び決議S-23/3, 付録。

[テキストを入力]

しに留意し、

第4回世界女性会議と第23回特別総会成果のフォローアップにおける委員会の中心的役割を再確認し、

委員会の作業組織が、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の地方・国内・地域・国際レベルにおける実施を推進し、促進することに貢献するべきであることを認め、この点で、委員会の作業のインパクトをさらに強める必要性を強調し、

北京宣言と行動綱領、第23回特別総会の成果及び女子差別撤廃条約⁴の下での締約国の責務の成就が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する際に、相互に補強し合うものであることも認め、

ジェンダー主流化が、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の実施における極めて重要な戦略となっていることを再確認し、ジェンダー主流化の推進における委員会の触媒的役割を強調し、

北京宣言と行動綱領の実施を推進し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進及びこの点で委員会の作業に貢献する際のNGO、特に女性団体、並びに存在するところでは国内人権機関及びその他のすべての関連行為者を含めた市民社会行為者の重要性を認め、

A. 婦人の地位委員会の作業方法

1. 委員会の作業のインパクトをさらに強める目的で、2014年の第58回婦人の地位委員会は、決議2006/9で理事会によって採択され、決議2009/15で再確認されたその作業方法の機能を見直すことを決定する。

2. 委員会の作業のインパクトをさらに強化する方法と手段に関する報告書を第58回委員会に提出するよう事務総長に要請する。

B. 2015年のテーマ

3. 2015年の第59回委員会は、行動綱領の実施に悪影響を及ぼす現在の課題とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成並びにジェンダーの視点の統合を通じた2015年以降の開発アジェンダにおいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化するための機会を含め、北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の実施の見直しと評価を行うことを決定する。

4. 北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会の成果の実施で遂げた進歩と遭遇した課題の包括的な国内レベルの見直しを行うようすべての国々に要請し、地域レベルの政府間プロセスの成果が2015年の見直しに資することができるように、地域の見直しを行うよう地域委員会を奨励する。

5. 北京宣言と行動綱領及び第23回特別総会成果の実施において、市民社会、特にNGOと女性団体の役割と貢献を継続して支援するよう各国政府を強く奨励し、この点で、その経験と専門知識から利益を受けるために、2015年の見直しのためのあらゆるレベルの準備で関連関係者と協働するよう各国政府に要請する。

C. 2016年以降のテーマ

6. 2016年の第60回委員会は以下のものであることを決定する：

(a)優先テーマは、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発へのつながり」とする。

(b)見直しテーマは、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」とする。

7. 今後の複数年にわたる作業計画を決定するよう第60回委員会に要請する。

8. 総会決議61/16と理事会決議2012/30の実施の継続中の見直しの結果を念頭に置いて、今後の会期の委員会の優先テーマに関する提案を含めた報告書を第60回委員会に提出するよう事務総長に要請する。

⁴ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

[テキストを入力]

2. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2013/L.4)---PBI なし

主提案国: フィジー(G77/中国を代表)

共同提案国: エルサルヴァドル, トルコ

ステートメント: イスラエル

票決前ステートメント: イタリア(欧州連合を代表)

賛成 25 票, 反対 2 票, 棄権 10 票で決議案を採択(経済社会理事会に採択を勧告)

票決後ステートメント: ロシア連邦, 日本, パレスチナ, ドミニカ共和国

決議内容

経済社会理事会は,

事務総長報告書⁵を感謝と共に検討し,

ナイロビ将来戦略⁶の特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260, 第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領⁷及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果⁸を想起し,

2012 年 7 月 27 日の決議 2012/25 及び武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325(2000 年)を含めたその他の関連国連決議も想起し,

民間人の保護に関係しているので, 女性に対する暴力撤廃宣言⁹をさらに想起し,

市民的・政治的権利国際規約¹⁰, 経済的・社会的・文化的権利国際規約⁹及び子どもの権利条約¹¹を想起し, これら人権条約が, 東エルサレムを含むパレスチナ非占領地で尊重されなければならないことを再確認し,

継続するイスラエルの違法な占領とあらゆるその形態の厳しいインパクトから生じる, 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し,

貧困・失業・食糧の不安定・不適切な水の供給・DV の発生の高い率とトラウマ発生の増加と心理的福利の衰退を含めた, 低下する健康・教育・生活水準のみならず, 家屋破壊の継続, パレスチナ人の立ち退き, 居住権の取り消し, 恣意的拘禁と投獄, パレスチナ民間人に対する入植者の暴力を含め, イスラエルの占領の下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している増加する困難についても重大な懸念を表明し, パレスチナ被占領地, 特にガザ地区の現地での恐ろしい人道危機と不安定について重大な懸念を表明し,

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ人女性と女兒のひどい経済的・社会的条件と 2 国解決に基づく平和への大きな障害となり続けている入植地と壁の建設と拡大に特に関連する国内避難と土地の差し押さえを含めた継続する違法なイスラエルの厳しいインパクトから生じる人権の組織的侵害, 妊婦の出生前ケアと安全な出産, 教育, 雇用, 移動の自由へのアクセスを含め, ヘルスケアへの権利に悪影響を及ぼす閉鎖と人と品物の移動に継続して制限が課されていることを嘆かわしく思い,

民間人, 特にガザ地区の女性と子どもの生活のあらゆる側面に害を与えてきた占領軍, イスラエルによる継続する再建プロセスの妨害のみならず, イスラエルの軍事活動と長引く国境検問所の閉鎖と人と

⁵ E/CN.6/2013/6.

⁶ 1985 年 7 月 15-26 日, ナイロビ, 国連婦人の 10 年: 平等・開発・平和の業績を見直し評価するための世界会議報告書(国連出版物, 販売番号 E.85.IV.10), 第 I 章, セクション A.

⁷ 1995 年 9 月 4-15 日, 北京, 第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物, 販売番号 E.96.IV.13), 第 I 章, 決議 1, 付録 II.

⁸ 総会決議 S-23-2, 付録, 及び決議 S-23/3, 付録.

⁹ 総会決議 48/104 を参照.

⁹ 総会決議 2200A(XXI), 付録.

¹¹ 国連, 条約シリーズ, 第 1577 巻, 第 27531 号.

[テキストを入力]

物の移動の厳しい制限より成る閉鎖から生じる状況を含め、ガザ地区における重大な社会経済的・人道的状況にいて特に懸念し、

パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道的状況を緩和するために、支援、特に緊急支援を提供することの重要性を強調し、

この地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築と意思決定における女性の役割を高めることの重要性を強調し、平和と安全保障の達成・維持・推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領が、依然としてその社会の開発における女性の地位の向上・自立・統合に関してパレスチナ女性にとっての大きな障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関する意思決定における女性の役割を強化し、平和と安全保障の達成・維持・推進のためのすべての努力への女性の平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. この点で、パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい人道危機を緩和しようと努力して、緊急に必要とされる支援、特に緊急事態支援とサービスを継続して提供し、その国際支援プログラムのすべてにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関の再建を手助けするよう国際社会に要請し、独立したパレスチナ国家の機関を建設するためのパレスチナ暫定政府の2009年8月計画と世界銀行、国際通貨基金、国連を含めた国際機関によって確認されているように、遂げられたかなりの進歩を推奨する。

3. パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、世界人権宣言¹²、1907年10月18日のハーグ第4条約に付随する規則¹³、1949年8月12日の戦時中の民間人の保護に関連するジュネーブ条約¹⁴の規定と原則、及び国際人権規約を含め、その他のすべての関連規則、原則、及び国際法文書に完全に従うよう、占領軍であるイスラエルに要求する。

4. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に継続して特別な注意を払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性とその家族が直面している困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

5. 関連国連決議に従って、すべての難民と国内避難したパレスチナ女性と子どもの自宅や財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

6. 国連決議、イスラエル・パレスチナ紛争の永久的2国並立の解決策に向けたカルテットの道程表¹⁵、及び第14回アラブ諸国同盟協議会が採択したアラブ平和イニシャティヴ¹⁶に基づいて、正しい、永続的で、包括的な和平解決のための実体的で、信頼できる和平プロセスの再開・推進・促進において、両者を支援するための、カルテットを含めた維持される、積極的な国際的にかかわりの緊急の必要性を強調する。

7. ナイロビ将来戦略、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ260⁵、北京行動綱領⁶、「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果⁷の実施に関して、監視を継続し、行動をとるよう婦人の地位委員会に要請する。

8. 事務総長報告書⁴に述べられているものを含め、あらゆる利用できる手段によって、パレスチナ女性の状況を継続して見直し、支援し、本決議の実施に関して遂げられた進歩に関して西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第58回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

¹² 総会決議217A(III)。

¹³ 国際カーネギー平和エンダウメント、ハーグ条約と1899年と1907年の宣言(ニューヨーク、オックスフォード大学プレス、1915年)。

¹⁴ 国連、条約シリーズ、第75巻、第973号。

¹⁵ S/2003/529、付録。

¹⁶ A/56/1026-S/2002/932、付録II、決議14/221。

[テキストを入力]

合意結論の採択

採択前ステートメント: リビア, イラン・イスラム共和国, スーダン, ナイジェリア, エジプト, カタール, サウディ・アラビア, ホンデュラス

会議室で配布された非公式文書に含まれている通りの合意結論案を採択。

採択後ステートメント: ニカラグア, 米国, チリ, ナイジェリア, ホーリーシー

合意結論内容(Advanced Unedited Version)

内閣府の HP にポストされる

口頭による決定

副議長(ベラルーシ)の提案により, 委員会はいくつかの公式文書に留意することを決定

第 58 回婦人の地位委員会暫定議事

委員会は, 文書(E/CN.6/2013/L.3)に含まれている第 58 回婦人の地位委員会の暫定議事を承認

暫定議事内容

1. 役員選出
2. アジェンダとその他の組織上の問題の採択

公式文書

婦人の地位委員会の注釈つき暫定アジェンダと作業組織の提案

3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ
 - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施
 - (i) 優先テーマ: 女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績
 - (ii) 見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画

公式文書

女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績に関する事務総長報告書
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務局長報告書
女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と業績に関する高官ラウンドテーブルのための討議ガイドを含む事務局メモ
(b) 新たな問題, 傾向, 女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組
(c) ジェンダー主流化, 状況, プログラムの問題

公式文書

事務総長報告書

- 優先テーマに特に重点を置いて, 国内政策とプログラムの開発・実施・評価へのジェンダーの視点の主流化における進歩
- パレスチナ女性の状況と支援
- 後日投獄された者を含め, 武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(委員会決議 56/1 に従って)
- 女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の撤廃(委員会決議 56/3 に従って)
- 女性・女兒・HIV とエイズ(委員会決議 56/5 に従って)
- 委員会の作業のインパクトをさらに高める方法と手段

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書

第 54 回・55 回女子差別撤廃委員会の成果を伝える事務局メモ

[テキストを入力]

4. 女性の地位に関する通報

公式文書

女性の地位に関する機密の通報リストとそれに対する回答を伝える事務総長メモ

5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

公式文書

婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会議長からの書簡

6. 第 59 回婦人の地位委員会の暫定アジェンダ

7. 第 58 回婦人の地位委員会報告書の採択

第 57 回婦人の地位委員会報告書の採択

副議長(イタリア)の紹介により、委員会は文書(E/CN.6/2013/L.1)に含まれている通り、第 57 回婦人の地位委員会の報告書案を採択し、報告者にその仕上げを以来することに決定。

報告書案内容

報告者: *Filippo Cinti*(イタリア)

会期組織

A. 開会と会期期間

1. 婦人の地位委員会は、2013 年 3 月 4 日から 15 日まで、国連本部で第 57 回会期を開催した。委員会は、15 回会議を開催した(第 1 回会議から第 15 回会議まで)。
2. 会期は、ステートメントを行った Marjon Kamara(リベリア)委員会議長によって開会された。
3. 3 月 4 日の第 1 回会議で、経済社会理事会副議長(アルバニア)と国連副事務総長もステートメントを行った。
4. 同会議で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の事務次長・事務局長、女子差別撤廃委員会議長、及び女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者もステートメントを行った。
5. 3 月 11 日の第 10 回会議で、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者と法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会副議長がプレゼンテーションを行い、中国、ベラルーシ代表、オブザーヴァーの欧州連合が提起したコメントと質問に回答した。

B. 出席

6. 会期には、委員会委員国 45 か国の代表が出席した。その他の国連加盟国と非委員国のオブザーヴァー、国連システム団体の代表、政府間機関と NGO のオブザーヴァーも出席した。

C. 委員会役員

7. 経済社会理事会決議 1987/21 のパラグラフ 2 に従って、役員が、2 年間の任期で委員会ビューローに選ばれている。以下の役員が、2011 年 3 月 14 日と 2012 年 2 月 27 日の第 56 回会期の第 1 回・第 2 回会議で、第 56 回・第 57 回会期の委員会ビューローに選出された:

議長: Marjon Kamara(リベリア)

[テキストを入力]

副議長: Irina Velichko(ベラルーシ), Carlos Enrique Garcia Gonzalez(エルサルヴァドル),
Ana Marie Hernando(フィリピン)
副議長兼報告者: Filippo Cinti(イタリア)

D. アジェンダと作業組織

8. 2013年3月4日の第1回会議で、委員会は、文書 E/CN.6/2013/1 に含まれている通り、そのアジェンダを採択した。アジェンダは以下の通りであった:

1. 役員選出
2. アジェンダの採択及びその他の組織上の問題
3. 第4回世界女性会議と「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ
 - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施
 - (i) 優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
 - (ii) 見直しテーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた女性と男性との間の責任の平等な共
 - (b) 新たな問題, 傾向, 女性の状況または女性と男性との間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: 2015年以降の開発枠組みに反映されるべき重要なジェンダー平等問題
 - (c) ジェンダー主流化, 状況, プログラム上の問題
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
6. 第58回委員会の暫定アジェンダ
7. 第57回委員会報告書の採択

9. 同会議で、文書 E/CN.6/2013/1/Add.1 に含まれている通り、その作業組織を承認した。

E. 女性の地位に関する通報作業打開委員の任命

10. 経済社会理事会決議 1983/27 に従って、委員会は、女性の地位に関する通報を検討するための作業部会を設立した。経済社会理事会決議 2009/16 に従って、地域グループによって指名された以下の5名の委員が、第56回・第57回会期の作業部会に任命された:

Ms. Li Xiaomei(中国)
Ms. Fatima Alfeine(コモロ)
Mr. Ruben Armando Escalante Hasbun(エルサルヴァドル)
Ms. Noa Furman(イスラエル)
Mr. Grigory Lukiyantsev(ロシア連邦)

F. 文書

第57回委員会に提出された文書のリストは: www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw57/documentation.htm で閲覧できる。

閉会セッション

閉会ステートメント

1. ミッチェル・パチェレ事務次長・UN-Women 事務局長: 合意結論の採択は、女性と女兒の権利と尊厳を実現するためのさらなる前進の一步である。数えきれない数の人々の声が聞かれ、意見の違いを超えて、国連憲章の精神に沿った代表団の厳しい作業と決意に賛辞を贈る。これほどメディアの関心を引いた委員会はこれまでになかった。今会期には、131の加盟国と6,000名を超えるNGOの出席があった。個人的な理由でUN-Womenの地位を離れて国に帰るが、女性のエンパワーメントとジェンダー平等のためにこれからも働き続けることを約束する。今会期は、活気と関連性と実体を特徴とし、子ども結婚・

[テキストを入力]

強制結婚をなくすこと、障害を持つ女性の権利、紛争中の女性に対する暴力をなくすことを含め、重要で時宜を得た問題が対処された。数えきれない数の女性と女兒の声が聴かれた。しかし、まだまだしなければならないことがある。今私たちは歴史の転換点にいるが、ここでとどまっているわけにはいかない。口で言ったことは行為と行動と一致しなければならない。国際社会は、勇気と確信とコミットメントを持って前進し続けなければならない。UN-Women は、委員会の作業を強化する途上で国々やパートナーと協力することを期待しており、女性に対する暴力をなくすことのような重要なジェンダー問題が2015年以降の開発枠組みに含まれることを保障するために活動を続けるつもりである。女性に対する差別と暴力がある限り、平和もなければ、進歩もない。世界の人々の野望と歩調を合わせ、前進あるのみ、もはや後戻りはできない。

2. Marjon V. Kamara 議長(リベリア): 合意結論の採択で、やっと今日という日にたどり着いた。達成されたことは達成しようと思ったことである。しかし、予定時間までには達成できなかった。私たちは辛抱強く、委員会の外でも活動を続けなければならない。最も大切なのは、合意で成し遂げたことを現地でいかに女性と女兒の生活への良いインパクトに変えられるかである。

3月15日(金)午後 第58回委員会 第1回会議

役員選出

1. Ms. Christine Loew(スイス)を第58回・59回委員会副議長に選出

2. Ms. Neli Shiolashvili(グルジア)を第58回委員会副議長に選出。Ms. Pille Kesler(エストニア)は、第59回委員会の副議長に就任することで合意。

アジア太平洋地域から議長に選出される役員、アフリカ諸国とラテンアメリカ・カリブ海地域から副議長に選出される役員の選出は延期

通報作業部会委員の任命

1. Ms. Bernadette S. Ntaba Kadyamusuma(ジンバブエ)を第58回委員会委員に任命

2. Ms. Galina Khvan(ロシア連邦)を第58回・59回委員会委員に任命

3. Ms. Noa Furman(イスラエル)を第58回・59回委員会委員に任命

第57回 CSW 日本政府代表団(UN-Women 発表)

代表	代表代理	顧問
Ms. Hiroko Hashimoto Mr. Tsuneo Nishida Mr. Jun Yamazaki	Mr. Atsuhiko Beppu Mr. Naoto Hisajima	Mr. Atsushi Takano Ms. Hideko Kobayashi Ms. Yuriko Ueki Mr. Koji Abe Ms. Tomomi Kasai Mr. satoyuki Nakagawa Ms. Masami Ochi Ms. Hyoko Akamine Mr. Sinichi Takasaki Ms. Kuniko Morizane Mr. Yukio Abe Ms. Makiko Kubota Ms. Shioko Momose Ms. Masako Hiramatsu Mr. Seiichiro Taguchi Mr. Junichi Sumi Ms. Shoko Haruki Mr. Takuya Ito Ms. Haruka Yamazaki

付録

CSW56 の合意結論に代わる議長概要

2012年の第56回婦人の地位委員会の優先テーマは、「農山漁村女性のエンパワーメントと貧困と飢餓の撲滅、開発、現在の課題におけるその役割」であった。この優先テーマの検討は、農山漁村女性と女兒が直面している不利な条件と不平等をさらに悪化させている金融・経済危機、不安定な食糧・エネルギー価格の世界的状況を仮定すれば、特に時宜を得たものであった。このテーマの検討は、2012年6月のリオデジャネイロでの国連持続可能な開発会議での審議に貢献する時宜を得た機会も提供した。

委員会は、このテーマに関して高官ラウンドテーブルと2つのパネル討論を開催した。司会者の概要は、文書 E/CN.6/2012/CRP.3、E/CN.6/2012/CRP4 及び E/CN.6/2012/CRP5 に含まれており、委員会のウェブサイトで閲覧できる。

優先テーマに関する婦人の地位委員会の討議の成果は、普通、すべての国々によって折衝された合意結論という形態となる。合意結論は、以前の公約の実施を促進するために、全加盟国、関連政府間機関、国連システムの機関及びその他の関係者のための行動志向の勧告となる。合意結論は、広く利用できるものにされ、加盟国、国連システム、市民社会及びその他の関係者に配布される。

委員会の慣行であるので、ビューローは、折衝の基礎として役立つ合意結論のための提案を準備した。農山漁村女性のエンパワーメントを促進する目的で、多くの追加の重要な問題と勧告が加盟国によって提出された。しかし、長時間にわたる審議と折衝の後で、異なった見解がつけられず、委員会が何か具体的なことを達成するであろうという希望を抱いていた農山漁村女性の利益のために、委員会は、今年の優先テーマに関して合意結論を採択することができなかった。

委員会議長としての私の権限で、私は、いたるところの農山漁村女性のエンパワーメントのために建設的に、目的を持って活動するという全加盟国の公約を記録し、示そうと努力して、この重要な問題と勧告の概要を提出する。概要は2部より成る。つまり、農山漁村女性のエンパワーメントのための全体的な枠組みと状況、及び審議から出てきた行動志向の一連の勧告である。意見の不一致があり、最終的な勧告が出なかった問題は、勧告には含まれていない。

農山漁村女性のエンパワーメントのための枠組みと状況

北京宣言と行動綱領、第23回特別総会の成果文書、第4回世界女性会議の10周年、15周年に当たって委員会が採択した宣言、女子差別撤廃条約とその選択議定書、国際労働機関の関連する条約及びその他の関連する国際条約のようないくつかの国際文書や条約が、ジェンダー平等と農山漁村女性のエンパワーメントの推進のための枠組を提供している。先住民族の権利に関する国連宣言は、農山漁村の先住民族女性のエンパワーメントにとって重要である。

普遍的で、不可分で、相互に依存しており、相互に関連する開発への権利を含めた女性の人権と基本的自由の推進、保護、尊重は、貧困撲滅を目的とするあらゆる政策とプログラムに主流化されなければならない。すべての人々が、政治的・経済的・文化的開発に参画し、貢献し、享受する資格があることを保障する措置が取られるべきである。

農山漁村女性は、特に、指導者、意思決定者、生産者、労働者、起業家、ケア提供者として認められている。地方及び国内経済、農場経営と牧畜を含めた農業、漁業と林業、家庭の生計へのその貢献は、包摂的で持続可能な経済成長と開発のみならず、そのエンパワメントの前提条件であるので、完全に認められ、適切に評価されなければならない。農山漁村女性と女兒への投資は、貧困と飢餓の撲滅、保健成果の改善、2015年までのミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成に向けた進歩を促進する。

農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃の必要性を認めて、彼女たちが直面している不

[テキストを入力]

平等と重複する不利な条件に対処し、性・年齢・婚姻状態・人種・障害にかかわらず、先住民族女性であるとか、HIV感染女性であるとか、その他の要因にかかわらず、農山漁村女性の平等な待遇を推進することが必要である。

努力への投資と強化は、エネルギーと輸送のような重要な農山漁村インフラの改善された利用可能性、アクセス、利用、能力開発と人材開発措置、安全で信頼できる水の供給と衛生、栄養プログラム、料金が手頃な住居プログラム、教育と識字プログラム、保健支援・社会支援措置の提供を通して、あらゆる年齢の農山漁村女兒と女性の基本的ニーズに応えるために奨励されている。

世界金融・経済危機の継続する否定的インパクト、不安定な食糧・エネルギー価格、食糧の不安定、気候変動、持続可能な農山漁村開発への投資の欠如、農業・環境保護、人口学的変化は、農山漁村女性と男性、女兒と男児、その家族が直面している不利な条件と不平等をさらに悪化させている。特に遠隔地域において、しばしば、貧困の最大の重荷を担っている女性と女兒に特別な注意が払われなければならない。

食糧への権利を保護することが重要である。開発途上国、特に純食糧輸入開発途上国における食糧危機の重複する複雑な原因とその食糧の安全保障と栄養に対する結果は、意思決定への農山漁村女性の完全参画を得て、各国政府と国際社会の包括的で調整された対応を必要とする。

小自作農と先住民族女性を含めた農山漁村女性は、しばしば、その生産の可能性を実現し、農山漁村地域の持続可能な開発と包摂的な成長に貢献するために必要な土地、生産資源、サービス、情報、スキル開発、支援サービス、農業及び非農業の雇用と社会保護、インフラと輸送、市場及び適切なニュー・テクノロジーへのアクセスを持たない。

意思決定のあらゆる領域・レベルへの農山漁村女性の完全かつ平等な参画を保障する機能的環境の醸成は、マクロ経済政策・国内開発計画・貧困削減戦略の開発・実施・評価を含め、必要である。

特に農山漁村女性の労働力への参加の機会と教育・訓練・余暇のための時間を増やす目的で、農山漁村女性の不相応な無償労働の負担を減らし、女性と男性との間の家庭責任の平等な共有を推進することが重要である。

正規経済、特に経済的意思決定への女性の完全統合は、現在のジェンダーに基づく分業を女性と男性が有償・無償労働の共有を含め、平等な待遇、賃金、権力を享受する新しい経済構造に変えることを意味する。これは、持続可能な開発、維持される経済成長、貧困と飢餓の撲滅、病気との闘いを達成する際に基本的に重要である。女性と女兒の開発への投資は、経済のあらゆるセクターにおいて、特に生産性と効率に相乗効果を与える。

ミレニアム開発目標の貧困と飢餓撲滅のターゲットを達成する際に農山漁村女性が果たすことのできる役割に特別な注意が払われるべきであるが、かなりの追加投資、支援的政策及び強化された地域・国際協力は、持続可能な農業開発の支援に必要なものである。

女性と女兒は、支援と保護サービスへのアクセスに対する追加の障害に直面しているので、世界中の女性と女兒、特に農山漁村・遠隔地域で暮らしている女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の広がりが深く懸念される。女性と女兒に対する暴力は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する障害であり、彼女たちが生活と開発のあらゆる側面でその完全な可能性を実現することを妨げる。

特に農山漁村地域で暮らしている女性と女兒のために、北京宣言と行動綱領の実施を推進する際に、政府のできるだけ高い地位に置かれるべき女性の地位向上のための国内本部機構の重要な役割が、存在するところでは国内人権機関の関連する貢献と市民社会、特に女性団体の重要な役割と同様に認められている。

農山漁村女性のエンパワーメントのための行動志向の勧告

[テキストを入力]

存在するところでは国内人権機関、農山漁村女性団体、農業者・生産者団体と共同組合、並びに民間セクター及びその他の関連関係者を含めた市民社会のみならず、国連システムの関連機関、国際・地域団体、国際金融機関と協力して、適宜、地方当局及び女性の地位向上のための国内本部機構を含めたあらゆるレベルの各国政府によって、以下の行動がとられるべきである：

A. ジェンダーに対応した政策環境の強化

- a. 生産資源、土地、保健、教育と社会保護、ディーセント・ワークと雇用機会及び労働節約テクノロジーを含めた金融・社会サービスへの農山漁村女性の平等なアクセスを達成する目的で、政策策定のような農山漁村のガバナンス・プロセスと公共行政、及び国内開発計画、農山漁村開発、農業・インフラ政策、プログラムとサービス提供にジェンダーの視点を統合し、主流化するのみならず、農山漁村開発と農業を優先すること。
- b. 土地、貸付、科学・技術、職業訓練、情報、コミュニケーション、及び市場への女性の平等なアクセスを確保するための法改革・行政改革を行うこと。
- c. 女性と女兒の人身取引と最悪の形態の子ども労働を助長する需要を撤廃し、そのような虐待を思いとどまらせるために、法的措置を含めた防止・懲罰措置を強化する目的で、特に移動労働者である女性と女兒を含めた農山漁村女性と女兒の人権を保護・推進するために、国内・国際移動に関する法律・政策・プログラムを開発する際に、ジェンダーの視点を追求すること。
- d. 生涯を通して女性と女兒に悪影響を及ぼす不平等、特に性、年齢、婚姻状態、人種、障害、先住民族女性であるため、または HIV とエイズ感染女性であるため、及びその他の要因から生じるかも知れない不平等に対処することを目的とする女性のエンパワーメントに関連する政策を継続して強化すること。
- e. 農山漁村女性のニーズと優先事項を考慮に入れるために、気候変動、自然災害・災害の備え・危険管理を含めた人道的緊急事態、人道支援、紛争防止と解決、平和構築、紛争後の再建に適宜関連する政策と活動の立案・企画・実施・評価への農山漁村女性と女兒及びその団体の積極的参画を確保すること。
- f. 関係省庁に、適宜、ジェンダー平等ユニットまたはフォーカル・ポイントを設立し、ジェンダー問題に関する専門知識を提供することにより、法律、政策、企画・予算編成・評価プロセス、プログラムとサービス提供にジェンダー主流化を推進し、農山漁村女性と女兒の優先事項とニーズを考慮に入れることを保障すること。
- g. 議員及び適宜司法関係者を含め、あらゆるレベルの政府の役人と選挙で選ばれた人々及びその他の関連行為者に、農山漁村女性と女兒に利益を与える法律・政策・プログラムの開発、実施、評価のためのジェンダーに対応した予算編成を含めた利用できるツールとメカニズムを利用する権限と知識があることを保障すること。
- h. アウトリーチ・プログラムの開発・実施・評価を通して、農山漁村女性の権利を推進・保護し、意識を高めること。
- i. 農山漁村地域の女性と男性に提供されるサービスの説明責任・質・料金の手ごろさ・持続可能性に対して、公共・民間セクターのサービス提供者に説明責任を持たせることができるように、あらゆるレベルの政治的意思決定プロセスへの農山漁村女性の完全で平等な参画と代表を確保すること。
- j. 民間セクターのかかわりのための規制枠組と奨励策を開発・実施・評価し、公民パートナーシップを含め、ヴァリュー・チェーン開発と国内・地域・国際市場への農山漁村女性の平等なアクセスのための革新的なパートナーシップを築くこと。
- k. 比較できる性別・年齢別・障害別データを収集し、分析し、普及する国内統計局の能力を強化し、ジェンダーに対応した法律・政策立案・農山漁村地域戦略開発の基礎として役立つ関連するジェンダーに余配慮した指標を開発すること。

[テキストを入力]

B. 貧困と飢餓を撲滅するための持続可能な農山漁村開発のための投資の強化

- l. 農山漁村女性が、世界経済・金融危機の否定的インパクトに対応して、農山漁村地域の貧困と飢餓を撲滅する目標を持って、包摂的成長、農山漁村開発、農業、気候変動緩和と適合を支援する現在及び今後の資金調達から完全に、平等に利益を受けることを保障すること。
- m. 農業インプット、改良普及サービス、金融サービス、輸送を含めたインフラ、安全な飲用水、衛生と灌漑、貯蔵施設、情報、関連技術、市場へのアクセスを促進することにより、自耕自給農業の母子家庭を含めた女性小自作農を支援すること。
- n. 生産を多様化し、商業的農業と起業にかかわることにより、生産性を高めるために、女性小自作農のための機会を拡大し、小規模生産と儲けの多い高価値製品のための市場へのアクセスを推進すること。
- o. 農業の適切な機械化を通して、食用作物の生産性と栄養の質を高めるために、開発途上国、特にその小自作農、特に農山漁村女性の能力を強化する国内・地域・国際努力を要請し、持続可能な農業慣行を推進し、女性と女兒の特別なニーズを考慮に入れる食糧の安全保障、栄養関連のプログラムと政策を強化すること。
- p. 世界の食糧供給チェーンにおける不利な立場を考慮に入れて、小農業生産者、特に農山漁村女性の持続可能な生計を推進すること。
- q. 開発目標の達成のみならず、食糧の安全保障と栄養への重要な貢献として、現在及び未来の世代のための伝統的作物と生物多様性の保存・保全・持続可能な利用において、先住民女性を含めた農山漁村女性の重要な役割と貢献、及びその伝統的知識と慣行を認めること。
- r. 農山漁村女性をエンパワーすることを目的とする国連合同プログラムを支援し、投資し、この点で、予見できる、安定した、持続可能な財政支援を通して UN-Women とその他の国連システム全体にわたる努力を強化し、UN-Women がその財政支援基盤を拡大することを求めることを奨励しつつ、そのような財政支援の増額を奨励すること。
- s. 農山漁村女性のエンパワーメントと貧困と飢餓の撲滅、開発と現在の課題におけるその役割の領域での国際協力を強化し、この点で、南南、南北、三者協力を歓迎し、奨励し、さらなる南南協力のための機会を探求するというコミットメントが南北協力の代替を求めるのではなくて、むしろこれを補うものとなることを認めること。

C. 市場、土地、資産、雇用、教育、公共サービスへのアクセスの推進と強化

- t. 農山漁村女性が、相続と土地保有の登記プロセスを通して、土地及びその他の財産を所有し、貸す平等な権利を与えられることを保障する法律を制定・改正・実施すること。
- u. 農山漁村女性の司法へのアクセスを強化し、その法的権利に対する意識を高め、料金が手頃な法的支援と支援を提供し、司法行政の強化と改善を奨励すること。
- v. 貸付、貯蓄、保険、送金サービスのような少額金融サービスを含め、料金が手頃な金融サービスへの農山漁村女性の知識と平等なアクセスを高め、農山漁村女性を対象とした金融商品と金融識字訓練を開発すること。
- w. 農山漁村女性の移動労働者に、その送金を地方経済に投資するための対象を絞った財政・非財政的助言と機会を提供すること。
- x. 農山漁村女性、特に土地を持たない女性のために、農業・非農業セクターにおいて、完全雇用とディーセント・ワークの機会への平等なアクセスを確保し、拡大し、公共事業プログラムを通し、零細・小企業、持続可能な社会事業及び共同組合における女性の経済機会の推進と強化を通して、非正規から正規セクターへの農山漁村女性の移行を促進すること。
- y. 技術・農業・職業教育と訓練を通して、農山漁村女性のスキル・生産性・雇用機会を改善する具体的

[テキストを入力]

措置を取ること。

z. 国内・地域・国際市場の機能を改善する政策と戦略を追求し、万人、特に開発途上国の小自作農と女性農業者のそれら市場への公正なアクセスを確保し、生産性を高め、世界の食糧市場でより平等な立場で競争できるようにする開発途上国の小自作農のための奨励策を生み出すことを目的とする世界貿易機関の規則に従った非貿易の歪んだ特別措置の重要性に留意し、世界貿易機関の規則と一致しない、世界・地域・国内の食糧の安全保障に否定的インパクトを持つ措置を取ること控えること。

aa. 普遍的で、規則に基づき、開放的で、非差別の、公正な、多国間貿易システムが、開発途上国の農業・農山漁村開発を改善し、世界の食糧の安全保障に貢献することを強調し、国内・地域・国際戦略が、地域社会・国内・地域・国際市場への農業者、特に女性を含めた小自作農の参画を推進することを要請すること。

bb. 安全で健全なインフラ、ニュー・テクノロジー、最新の市場価格と規則を含めた情報へのアクセスと透明性、及び、適宜、公共購入プログラムを通じた小規模生産を含めた市場への女性の平等なアクセスを推進すること。

cc. 農山漁村女性と女兒が教育・訓練施設と保健ケアにアクセスでき、農山漁村女性が職場と市場にアクセスできるように、料金が手頃で、信頼でき、安全な輸送システムを達成する機会を明らかにし、生み出すこと。

dd. あらゆる年齢の農山漁村女性のための基本的な社会保護と社会支援措置を提供するジェンダーの視点を持った国内社会保護システムを設立または拡大し、社会保護の最低限が、貧困と脆弱性に対処する組織の基盤を提供できることを認めて、そのようなシステムのための持続可能で、長期的な財政支援を確保する措置を取ること。

ee. 社会保護措置と利益に関する情報が、農山漁村女性に広く利用でき、アクセスできるものであることを保障すること。

ff. 農山漁村・遠隔地域の女性と女兒を含め、生産的資産とサービスへの農山漁村女性の平等なアクセスを促進する料金が手頃な身分証明書へのアクセスについて、すべての国民の意識を啓発し、アクセスを提供し、この点で、出生登録・婚姻登録を強化すること。

gg. 農山漁村女性に、農業改良普及サービス、食糧調達プログラムを含めた技術支援とプログラムを提供し、農業改良普及サービスにおけるジェンダーの視点の重要性を認め、この点で、特に訓練を強化し、女性農業改良普及担当官の数を増やすための具体的行動をとることを検討すること。

hh. 清潔な水、電気、時間と労働節約型のテクノロジーを含め、特に改善されたインフラへのアクセスを提供し、農山漁村・遠隔地域での子ども・高齢者・障害者のためのケア・サービスを推進し、家庭とケア専門職内のケア提供への男性の参画を増やす措置を取ることにより、あらゆる年齢の女性の無償労働の重荷を減らすこと。

ii. 不平等な日常生活の責任の共有が女性と女兒、及びその経済的エンパワーメントに不相応なインパクトを与えることを認め、農山漁村女性と男性の仕事と家庭責任の両立を推進するために、子ども、障害者、高齢者及びその他の扶養家族のための育児休業及びその他の休業計画、料金が手頃でアクセスでき、質の高いケア・サービスを含め、家庭に優しい法律・政策・サービスを開発・推進・実施すること。

jj. 非伝染性疾患(NCDs)は、女性と男性に異なった影響を与えることもあり、女性と女兒がケア提供の重荷を不相応に負担していることを仮定して、農山漁村女性を含めた女性と男性に対して NCDs による死亡率と罹病率の重要な差異と危険に対処しようと努力して、都会・農山漁村の現実を考慮に入れて、性別・年齢別データに基づいて NCDs の予防と管理のためにジェンダーに基づく取組を追求し、推進すること。

kk. HIV 予防に関する農山漁村女性と女兒の知識のギャップをなくす努力を強化し、HIV とエイズが農

[テキストを入力]

山漁村開発にかなりの課題となり、貧困、食糧の不安定、栄養不良、教育と経済機会の欠如をさらに悪化させることに留意して、治療・ケア・サポートへのアクセスを推進すること。

ll. 初等義務教育、奨学金、料金が手頃な育児施設、質の高い遠隔教育、e-学習、テレ教育とコミュニティ・ラジオを通して農山漁村・遠隔地域の正規・非正規教育と訓練への女性と女兒のアクセスを推進し、ミレニアム宣言と万人のための教育ダカール行動枠組を含め、貧困根絶及びその他の開発目標の達成における教育の重要な役割を再確認すること。

mm. ジェンダー・ステレオタイプと農山漁村女性と女兒に対する差別を撤廃するために、人権教育・訓練・学習及び農山漁村女性と女兒の特別なニーズを考慮するジェンダーに配慮した教育制度を強化すること。

nn. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を非難し、あらゆる形態の差別と暴力を防止し、撤廃する法的・政策的・行政的その他の措置を強化し、実施する適切な行動をとり、この点で、女性と女兒に対する暴力を防止し、非難する際に、家族と地域社会のみならず、男性・男児を完全にかかわらせること。

oo. 回復・再統合サービスと司法へのアクセスを含めた統合されたジェンダーに配慮したサービスが、あらゆる形態の暴力の被害者と人身取引の被害者、特に農山漁村女性と女兒に利用できるものであり、アクセスできるものであることを保障すること。

pp. 農山漁村女性と女兒を人身取引に対して脆弱にしている自然災害、社会的排除と周縁化、女性と女兒に対する暴力に対する寛容の文化を含め、貧困、失業、社会経済的機会の欠如、人道緊急事態のような社会的・経済的・その他の要因に対処し、この点で、被害者支援サービスを含めた法的・政策的・行政的・その他の措置を策定し、強化し、実施するための緊急行動をとること。

qq. 伝統的医薬、生物多様性、先住民族技術に関連する先住民族・地方コミュニティの女性の知識・革新・慣行を保護する国内法を、適宜、採用することを考慮すること。

rr. 生活条件を改善するために、情報の利用者としての農山漁村女性、特に遠隔地で暮らしている女性の優先事項とニーズ、及びその情報コミュニケーション・テクノロジーへのアクセスの必要性に対処すること。

ss. 農山漁村女性の生産性と所得を上げるために、先住民族と地方の知識のみならず、技術革新・科学的革新・調査の革新を完全に利用し、時間と労働の重荷を減らすことにより、女性の労働条件を改善し、情報と技術及びその他のコミュニケーションの手段へのそのアクセスを促進し、科学機関・調査機関への女性のかかわり、参画、意思決定を推進すること。

tt. 障害を持つ女性の優先事項とニーズが、特にその意思決定過程への参画を通して、政策とプログラムに完全に組み入れられることを保障するのみならず、生産的雇用とディーセント・ワーク、経済・財政資源、国際協力を通じた特に保健と教育に関連する障害に配慮したインフラとサービスに平等にアクセスできることを保障することにより、障害を持つ農山漁村女性の権利を推進すること。

D. 意思決定への参画とリーダーシップの強化

uu. 政府のあらゆるレベル及び農業団体及び共同組合のような農山漁村機関内の農山漁村・農業政策とプログラムの企画と実施にジェンダーの視点を統合することを含め、重要な意思決定と予算の企画と配分プロセスへの農山漁村女性と農業団体の女性指導者の参画を強く奨励すること。

vv. 適宜、具体的なターゲットと期限を定め、料金が手頃な育児施設を提供し、男性・男児の間に女性の指導的役割に対する意識を啓発して、適宜、公正で透明性のある選考過程とクォータ制や基準のような一時的特別措置の配慮のような措置の採用を通して、あらゆるレベルの政府及び適宜、農業団体と共同組合への農山漁村女性の参画とリーダーシップを高める対象を絞った行動を実施すること。

ww. 地方・国内・地域・国際レベルで政策プロセスへの効果的参画を強化するために、ジェンダー平等と農山漁村女性のエンパワーメントを推進しようと努力して、女性団体、農山漁村団体、存在するところでは国内人権機関、その他の市民社会団体を支援すること。

[テキストを入力]

つまり、持続可能な開発の状況で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの中心性が強調されなければならない。農山漁村女性の完全かつ平等な参画を得て、ジェンダーの視点が、2012年にブラジルで開催されることになっている国連持続可能な開発会議の準備、成果、フォローアップに統合されるべきである。

以 上